

令和4年度 文部科学省

「広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による
指導監督の在り方に関する調査研究事業」委託事業

調査研究報告書

「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」

特定非営利活動法人

全国通信制高等学校評価機構

はじめに

令和4年（2022年）度学校基本調査によると、通信制高等学校に在籍する生徒数は2022年5月1日時点で238,267人でした。高等学校在籍生徒数2,956,900人のうち、約8%の生徒が通信制高等学校に在籍していることとなります。また、平成2年（1990年）をピークに減少傾向となっている全日制高等学校の生数数に対し、特に私立の通信制高等学校に在籍する生徒数は増加傾向にあります。通信制高等学校は、不登校経験者や全日制高等学校を途中で退学した生徒が多く在籍しており、学び直しを中心とした学びや多様なニーズに対応した学びが求められているのです。

しかしながら、ごく一部ではありますが、広域通信制高等学校において不適切な学校運営が行われているとの指摘がなされています。特に、広域通信制高等学校は、サテライト施設を全国に設置しているため、所轄庁の管轄する圏域を越えており、現状の把握や適正な教育運営を実施させるための指導・監督を行うことが難しい状況にあります。

このような背景の中、特定非営利活動法人 全国通信制高等学校評価機構は、文部科学省から「広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」を委託され、大きく2つのことを進めてきました。ひとつは、広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究です。点検調査では、所轄庁を主体として「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定。令和3年3月一部改訂）などに基づいて、実際に現地に足を運び、点検調査を実施しました。もうひとつは、広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究です。スキームの開発では、関係機関の連携強化・情報共有を図るためのプラットフォームを構築し、複数都道府県による共同点検調査の枠組みを提案するとともに実証研究を行ってきました。また、通信教育の質確保のための相談窓口・外部連携窓口の設置に向けた実証研究も進めてきました。

本報告書は、この1年間に行われた成果をまとめたものです。通信制高等学校における教育の質確保を実現し、世間の信頼を取り戻すことは当機構の使命でもあります。本報告書が、今後の通信制高等学校の発展に寄与する第一歩となることを祈念しております。

全国通信制高等学校評価機構
理事長 森田裕介

目 次

はじめに	1
I 事業計画	3
II 研究の経過	12
III 調査研究の成果報告	14
1 「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」～第一領域	14
(1) 所轄庁による点検調査の在り方に関する実証研究	14
(2) 点検調査に関する分析と情報の共有	16
2 「広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究」 ～第二領域	17
(1) 関係機関の連携協力・情報共有を図るためのプラットフォーム構築	17
(2) 複数都道府県による「共同点検調査スキーム」の実証研究	18
(3) 通信教育の質確保のための 相談窓口・外部連絡窓口の設置に向けた実証研究	19
IV 今後の課題	20
1 「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」～第一領域	20
(1) 所轄庁による点検調査の在り方に関する実証研究	20
(2) 点検調査に関する分析と情報の共有	20
2 「広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究」 ～第二領域	20
(1) プラットフォームについて	20
(2) 複数都道府県による「共同点検調査スキーム」の実証研究	21
(3) 通信教育の質確保のための 相談窓口・外部連絡窓口の設置に向けた実証研究	21
IV 資料編	22

I 事業計画

- 1 団体名 特定非営利活動法人全国通信制高等学校評価機構
- 2 代表者 理事長 森田裕介
- 3 事業名 「広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」

4 調査研究の概要

(1) 「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」(第一領域)

① 所轄庁が行う点検調査の実証研究

所轄庁が文部科学省の協力のもとで実施する点検調査について、高等学校通信教育規程及びガイドラインに則した運営となっているのか、その点検調査の内容や方法を文部科学省広域通信制高校に関するアドバイザー(以下、アドバイザーと称する。)経験者3名が同行し実証研究を行う。

② 点検調査に関する分析と情報の共有

点検調査を通して、適切な学校運営や教育活動に向けた調査対象校の本校並びに連携協力施設の課題や改善点等について情報の共有を図ると共に分析する。

(2) 「広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究」(第二領域)

① 指導改善ノウハウや各種情報の集約化・共有を図り、各都道府県が個々の事案に対してどのような指導監督を為すべきかについての判断材料を提供・共有する場(プラットフォーム)の構築に向けた実証研究を行う。

② 広域通信制高等学校の連携協力施設に対する指導監督の新たな枠組みとして、複数の都道府県が共同して点検調査を実施する「共同点検調査スキーム」の実証研究を行う。

③ 各都道府県が指導監督や実地調査等に当たってのアドバイザー派遣要請等を受け付ける相談窓口・外部連携窓口の設置に向けた実証研究を行う。

5 調査研究のねらい・内容等

(1) 第一領域「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」

所轄庁が主体的に点検調査を実施するにあたり、所轄庁が行う点検調査に同行し、点検調査の実施内容が高等学校通信教育規程及びガイドラインに沿ったものであるかを確認するために以下2点の調査研究を行う。

① 所轄庁が行う点検調査の実証研究

所轄庁が文部科学省の協力のもとで実施する点検調査について、高等学校通信教育規程及びガイドライン等関係法令に則したものとなっているか、実際に同行してその内容や方法等を確認する。

具体的には、事前の打合せで点検調査の目的、内容や方法について理解を深めるとともに、当該自治体の設置に関する認可基準、点検調査のマニュアルや調査項目等と当機構の調査項目をすり合わせ、すり合わせた調査項目に対応する資料の提出を調査対象校に求める。

点検調査1か月前には、調査対象校から提出された資料について当機構所属のアドバイザーも書面調査を行う。実施校及び通信教育連携協力施設(以後、連携施設と称する。)の現地調査に同行したアドバイザーは現地における教育活動の実態と提出された資料の整合性及び諸帳簿、施設設備の確認等を行うと共に所轄庁の指導内容・方法等について実証研究する。

調査対象校は14校を予定しており、その決定は文部科学省に委ねる。

② 点検調査に関する分析と情報の共有

これまでの点検調査では、通信制高等学校を管理運営する理事長や校長が制度や法令についての知識不足や本来の趣旨を逸脱した独自の解釈等による不適切な学校運営や不十分な教育活動等の事例が報告されている。

今次調査研究では、点検調査を通して不適切な事例について指摘するとともに適切な学校運営や教育活動に向けた課題や改善点等について情報の共有を図ると共に分析する。

(2) 「広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究」(第二領域)

広域通信制高等学校の質担保に向けては、これまで、各都道府県により所轄の学校に対して個別の指導監督が行われているほか、文部科学省の協力のもとでの点検調査も実施されてきた。にもかかわらず、近年でも、未だに不適切な学校運営や教育活動を行っている学校も少なからず見受けられる。

その背景には、第一に、所轄庁が個別に指導監督を行う場合は、高等学校通信教育を取り巻く制度が複雑・難解であることから、どのような指導監督を為すべきかの判断に窮する場面があること、第二に、所轄庁が広域通信制高等学校の連携施設に対して指導監督を行うには、地理的に隔たりがあり現地調査が十分に行えない事情が考えられる。こうした現状の改善に向けて、以下3点の実証研究を行う。

① 関係機関の連携強化・情報共有を図るためのプラットフォーム構築

これまでの広域通信制高等学校に対する点検調査により文部科学省・都道府県ごとに指導改善ノウハウが蓄積されてきたが各都道府県内の資料に留まっている。私立通信制高等学校の教育の質の確保・充実のためには情報の共有化が肝要である。その為に、各種情報の集約化・共有を図り、各都道府県の私学担当部署の窓口情報の一元化、各都道府県が定める設置認可基準に関する情報など、所轄庁が指導監督する上で参考となり得る情報を幅広く集約させて、所轄庁が個々の事案に対しどのような指導監督を為すべきかの判断材料を提供・共有する場(プラットフォーム)の構築に向けた実証研究を行う。

② 複数都道府県による「共同点検調査スキーム」の実証研究：

広域通信制高等学校の所轄庁は、当該都道府県の区域を越えて設置される連携施設に対して指導監督を行うことが地理的に困難である。一方で、連携施設の所在する都道府県(施設所在都道府県)は、当該連携施設に対して行政指導等を行う権限を有しておらず関与できない。このように、現状では個々の都道府県からの連携施設への指導監督が及びづらい仕組みとなっている。

そこで、両者が共同で点検調査を行う「共同点検調査スキーム」の実証研究を行う。具体的には、所轄庁及び施設所在都道府県の両者のニーズを把握しながら、点検調査の一環として実施す

る書面調査・実地調査について両者間でどのような役割分担が可能か（調査事務の一部を委任することが可能か）、両者間でどのような資料・情報等を互いに共有するのが適切かつ有効か、実地調査においてWeb会議システムを活用するなどして更なる円滑化・効率化を図ることが可能か、などの事項を検討して、実効的な指導監督を実現するためのモデル開発を行う。

③ 通信教育の質確保のための相談窓口・外部連携窓口の設置に向けた実証研究：

上記①で述べたプラットフォームが構築されれば、所轄庁及び施設所在都道府県は、指導監督の際に様々な有益な情報にアクセスできるようになる。一方で、いざ具体的に個別の学校に対して指導監督を行う場面に直面すると、やはり新たな悩みや不明な点が生じてくることも否定できない。

そこで、こうした所轄庁及び施設所在都道府県の悩みや不明点にきめ細かく対応していくことができるよう、その相談を受け付け、必要に応じて専門家・アドバイザー・関係機関に繋いでいく、相談窓口・外部連携窓口の設置に向けた実証研究を行う。

6 事業実施体制

(1) 実施体制の概要

業務項目	実施体制
調査研究総轄	(担当責任者) ◎ 理事長 森田裕介
事務関係総括	(担当責任者) ◎ 副理事長 飯島 篤
第一領域「点検調査の在り方に関する調査研究」	(担当責任者) ◎ 常務理事 川口敏彦 (担当者) 事務局長 時乗洋昭
点検調査同行	(担当責任者) ◎ 事務局長 時乗洋昭 (担当者) 文部科学省広域通信制高校に関するアドバイザー経験者 副理事長 飯島 篤 常務理事 川口敏彦 監 事 竹林宏倫 会 員 瀬藤友昭 会 員 小藪千秋
第二領域「スキーム開発に関する調査研究」	(担当責任者) ◎ 副理事長 飯島 篤 (担当者) 常務理事 神田正俊 常務理事 吾妻俊治 会 員 和泉秀雄 会 員 林 周剛

システム構築	(担当責任者) ◎ 常務理事 岡田 聡 (担当者) 再委託 保坂英之
広報	(担当責任者) ◎ 常務理事 石浜哲士 (担当者) 理 事 高橋辰夫
会計	(担当責任者) ◎ 常務理事 川口敏彦
会計監査	(担当責任者) 監 事 川平悦郎
株式会社立高等学校を設置する会社の 経営状況審査	(経営状況審査協力者) 公認会計士 福島優子

※ ◎印の担当責任者により、「調査研究推進委員会」を組織する。

(2) 通信制高校の教育に識見を有する専門家等の派遣を行う仕組み・体制

当機構は全国の通信制高等学校の教育の質向上を目指して組織されたNPO法人で通信制高等学校の校長経験者も20人以上が属している。また、文部科学省の『「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議』の委員を務める者が3人所属しており文部科学省の高等学校通信制教育の改革に協力している。また、文部科学省の『広域通信制高校に関するアドバイザー』経験者6人も文部科学省が実施した通信制高等学校の点検調査にも同行して、素晴らしい教育を施している学校から課題を抱えた学校まで多様な実態を把握している。これらの人材を活用して「コンサルティング班」を組織し、連絡窓口を置く。通信制高等学校からの派遣要請は、派遣窓口に申請してもらい専門家を調整・派遣することにより学校の要請に応える。

(3) 運営指導委員会の体制

所 属	氏 名	主 な 実 績
三村小松山懸法律事務所	小川慶将	所轄庁及び通信制高校に対する指導・助言
山梨大学大学教育センター教授	日永龍彦	「通信制高校調査研究協力者会議」委員
熊本県総務部私学振興課主任主事	柴田真菜	私立通信制高等学校に対する行政指導
全国定時制通信制教育振興会	石曾根誠一	定時制通信制教育の振興
TM I 総合法律事務所	大河原遼平	「通信制高校調査研究協力者会議」委員

① 運営指導委員会の取組内容

「調査研究」が本事業の趣旨を踏まえた内容で進んでいるか、下記のアイウについて年3回(6月、10月、1月を予定)確認し、必要に応じて指導・助言をする。

ア 所轄庁が、所轄する私立通信制高等学校に対して関係法令に沿って点検調査を行い主体に指

- 導・監督できる態勢づくりを支援する調査研究になっているか。
- イ 都道府県私学担当部署が、所轄地域内に所在する他都道府県が認可した実施校のサテライト施設に対して行政指導を行う際の課題を明確にし、行政指導の在り方を調査研究するものになっているか。
- ウ 所轄庁が広域通信制高等学校を指導・監督する際に必要な情報を一元化するとともに所轄庁の相談に対応できる窓口や専門家を派遣できる調査研究になっているか。
- エ 1月に実施する第3回委員会を第三者評価委員会として実施し、調査研究の成果について第三者評価を行う。

(4) 事業全体の成果検証

1. 事業全体の成果検証

第三者評価委員会委員を外部有識者によって組織し、調査研究推進委員会が実施した調査研究について、2つの調査研究の相互連携、調査研究方法の妥当性、事業成果の妥当性、経費執行の適切性の観点から評価を行う。

(1) 広域通信制高等学校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究

目的は、所轄庁の点検調査について、書類審査ならびに点検調査が法令に即して実施されているか、どのように実施されているか、課題はあるのか、明らかにすることである。特に、所轄庁が実施する点検調査は文部科学省によって定められたガイドラインに即したのものになっていたか検証する必要がある。第三者評価委員会では、点検調査の実施方法や妥当性について確認する。

(2) 広域通信制高等学校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究

想定される運用状況が明確に示されており、システムとして運用するために必要な機能が実装されているか確認を行う。また、開発したプラットフォームを用いて試験的に運用を行い、機能性、操作性、有用性、情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）の観点から評価を行う。加えて、共同点検調査の試験的運用を行い、相互評価（ピアアセスメント）が機能することを確認する。

2. 評価を行うための体制

通信制高等学校の教育事情に詳しい大学教員、関連団体の関係者、文部科学省関係者などから組織する予定である。

3. 評価の考え方

事業全体を、PDCAサイクルに位置づけ、成果を検証する。P（Plan）については、事業全体の計画性について評価を行う。事業が計画通りに進まなかった場合は、原因を明確にし、改善点を明らかにする。D（Do）については、実施した調査研究の方法ならびに成果の妥当性について評価を行う。C（Check）については、運営指導委員会によるモニタリングが適切に行われていたか確認する。A（Action）については、運営指導委員会によるモニタリングの結果を受けて、調査研究推進委員会が行った改善について確認する。

7 実施計画

調 査 研 究 分 野		
4月	①広域通信制高等学校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究	②広域通信制高等学校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・中旬 契約締結 ・第1回調査研究推進委員会 (調査研究の進め方の確認) ・全体会議 (委託事業の進め方) ・文部科学省と点検調査の対象校・実施時期についての打合せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中旬 契約締結 ・第1回調査研究推進委員会 (調査研究の進め方の確認) ・全体会議 (委託事業の進め方) ・文部科学省と合同点検調査の対象校・実施時期についての打合せ。 ・システム作成打合せ
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・A高等学校の書類審査 ・A高等学校現地調査同行と課題の明確化 ・所轄庁のA高等学校に対する指導について、情報共有と必要に応じて助言する ・第1回運営指導委員会 (調査研究の進め方に対する指導・助言) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県から通信制高等学校及び面接指導等実施施設・学習等実施施設の「設置認可基準」等を収集 ・C高等学校の所轄庁及び施設所在都道府県所轄庁と点検調査に関する打ち合わせ ・第1回運営指導委員会 (調査研究の進め方に対する指導・助言)
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・B高等学校及びC高等学校の書類審査 ・B高等学校及びC高等学校現地調査同行と課題の明確化 ・所轄庁のB高等学校及びC高等学校に対する指導について、情報共有と必要に応じて助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・C高等学校の点検調査に同行する ・施設所在都道府県が行政指導する際の課題を明確化する ・F高等学校の所轄庁及び施設所在都道府県所轄庁と点検調査に関する打ち合わせ
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・D高等学校の書類審査 ・D高等学校現地調査同行と課題の明確化 ・所轄庁のD高等学校に対する指導について、情報共有と必要に応じて助言する ・第2回調査研究推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県所轄庁への資料提供再度依頼 ・都道府県所轄庁から収集した資料を再委託事業会社へ送付 ・プラットフォームシステム構築及び都道府県から収集した資料整理の進捗状況の確認 ・第2回調査研究推進委員会

9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・E 高等学校高校及びF 高等学校の書類審査 ・E 高等学校及びF 高等学校の現地調査同行と課題の明確化する ・所轄庁のE 高等学校及びF 高等学校に対する指導について、情報共有と必要に応じて助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁対象の相談窓口開設 ・都道府県からを収集 ・F 高等学校の点検調査同行と施設所在都道府県が行政指導する際の課題を明確化 ・J 高等学校の所轄庁及び施設所在都道府県所轄庁と点検調査に関する打ち合わせ
1 0 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回運営指導委員会 (進捗状況の確認と指導助言) ・G 高等学校及びH 高等学校の書類審査及び現地調査の同行により、課題を明確化する ・所轄庁のG 高等学校及びH 高等学校に対する指導を確認し、必要に応じて助言する ・第3回調査研究推進委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回運営指導委員会 (進捗状況の確認と指導助言) ・所轄庁対象に有識者の派遣を開始 ・プラットフォームを所轄庁に公開する ・プラットフォーム活用の普及を図る ・第3回調査研究推進委員会
1 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・I 高等学校及びJ 高等学校の書類審査、現地調査に同行し、課題を明確化する その際、プラットフォーム資料を参考にしよう指導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・J 高等学校の点検調査同行と施設所在都道府県が行政指導する際の課題を明確化 ・施設所在都道府県が行政指導する際の課題を明確化する ・プラットフォームに点検調査で明らかになった課題と指導方法を反映させる
1 2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・K 高等学校及びL 高等学校の書類審査 ・K 高等学校及びL 高等学校の現地調査に同行し、課題を明確化する ・所轄庁のK 高等学校及びL 高等学校に対する指導を確認し必要に応じて助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所在都道府県が行政指導する際の課題を明確化する ・相談業務を実施
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・M 高等学校及びN 高等学校の書類審査 ・M 高等学校及びN 高等学校の現地調査に同行し、課題を明確化する ・所轄庁のM 高等学校及びN 高等学校に対する指導について情報共有し、必要に応じて助言する 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設所在都道府県がサテライト施設を行政指導する際の課題を整理する ・施設所在都道府県がサテライト施設を行政指導する際の課題を解決する方策を検討する。その際、必要に応じて法令の改正も視野に入れる

2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回調査研究推進委員会 ・全体会議 (委託事業の総括) ・第3回運営指導委員会 (調査研究に対する第三者評価) ・報告書原稿作成 ・事業概要・説明資料作成 ・冊子、パンフレット作製 	<ul style="list-style-type: none"> ・所轄庁を対象としたプラットフォームに関する説明会を実施 ・第4回調査研究推進委員会 ・全体会議 (委託事業の総括) ・第3回運営指導委員会 (調査研究に対する第三者評価) ・報告書原稿作成 ・事業概要・説明資料作成 ・冊子、パンフレット作製
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書等納品 ・文部科学省へ委託事業完了報告書及び添付書類を提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書等納品 ・文部科学省へ委託事業完了報告書及び添付書類を提出

8 成果の普及のための仕組み

本事業の主たる目標は、所轄庁が私立通信制高等学校に対して教育の質確保のために主体的に行政指導できるよう条件整備を支援するとともに、他団体が認定したサテライト施設に対して効果的な指導の在り方を調査研究のすることにある。従って、調査研究の対象は所轄庁であり、研究成果の普及対象も所轄庁となる。

以上の観点を踏まえて次のように成果の普及を進める。

- ア 事業終了時に研究成果を納めた報告書を作成するとともに、その成果をうけて、小冊子、パンフレットを作成し、47都道府県及び教育特区の私立通信制高等学校を担当する所轄庁に配付して今後の広域通信制高等学校の管理運営の参考資料となるよう普及を図る。
- イ アの冊子・資料の送付とは別に、郵送等により点検調査に関するノウハウを掲載した「プラットフォーム」の活用を促す文書を郵送する等により所轄庁への普及を図る。
- ウ 47都道府県及び23教育特区の所轄庁を対象とした調査研究発表会（仮称）を開催して調査研究成果の普及を図る。

9 再委託

ア 再委託の相手方の住所及び氏名

名 称 : 株式会社 ぱんぷきんラボ

代表者名 : 保坂英之

住 所 : 東京都小平市小川東町1-4-27

(連絡先) 電話 050-5526-2315 Internet info@pumpkin-labo.com

イ 再委託を行う業務の範囲

(事業の目的及び内容)

所轄庁が私立通信制高等学校に対して教育の質確保のために主体的に行政指導するための情報を収納したプラットフォームの構築である。そのためには利便性の高いシステムの開発を目的とし、有効な情報が整理・収納されている事が肝要である。

(事業の方法)

第一領域「点検調査の在り方に関する調査研究」及び第二領域「スキーム開発に関する調査研究」の各グループから提案された内容に基づきプラットフォームを構築する。

また、これまでに蓄積された行政指導に関するノウハウも活用し易いよう整理して収容する。

(事業の内訳)

NPO 法人全国通信制高等学校評価機構ホームページ内に設置する私立通信制高等学校所轄庁のためのプラットフォームが、有効に活用できるためのシステム開発に関する業務とする。また、システム開発者はプラットフォーム内の資料を有効活用できるよう整理・収容する。

(再委託の必要性)

本調査研究の主要なテーマの一つは、所轄庁と国又は関係機関との連携を強化し、情報共有を行うためのスキーム（プラットフォームなど）の開発である。

その中には、点検調査の結果や指導監督の状況をはじめ、通信制高等学校に公開を義務付けられた資料や都道府県が定めた通信制高等学校に関する条例等や更に相談窓口等複雑な要素を含むことを予定している。

これらの資料を効果的に使用できるシステムを作り上げると同時にセキュリティーについても十分な配慮が必要となる。そのためには、ITの分野で専門的な知識と技能を持った組織の協力が必要である。

II 研究の経過

(1) 所轄庁合同説明会

日時：2022年6月14日(火)10時00分～11時30分

場所：ZOOMによるオンライン

対象：文部科学省、私立通信制高等学校を所轄する部署、評価機構担当者

内容：委託事業の概要を説明し、所轄庁の協力を依頼した。

(2) 調査研究推進委員会

① 第1回調査研究推進委員会

日時：2022年6月3日(金)13時00分～14時45分

場所：会議室のルビコン 201 会議室 (所在地)中央区日本橋 3-6-10 くりはらビル 2 F

参加：調査研究推進委員

内容：今後の調査研究について進め方を検討・確認した。

② 第2回調査研究推進委員会

日時：2022年11月19日(土)14時00分～16時00分

場所：全国高等学校通信制教育研究会(全通研)事務局

参加：調査研究推進委員

内容：第一・第二領域の進捗状況及び今後の活動予定について報告し、点検調査を進めるに当たっての重点や、プラットフォームに収容するデータの収集等について確認した。

③ 第3回調査研究推進委員会

日時：2023年2月20日(月)14時00分～15時00分

場所：会議室のルビコン 201 会議室

参加：調査研究推進委員

内容：2022年度文部科学省委託事業について研究経過・研究成果を報告し、調査・研究の結果を総括した。

(3) 委託事業調査研究全体会及び担当者会議

① 第1回委託事業調査研究全体会

日時：2022年6月3日(金)15時15分～17時00分

場所：会議室のルビコン 201 会議室

参加：調査研究推進委員

内容：委託事業の調査研究について1年間の進め方を全員で確認した。

② 点検調査担当者会議

日時：2022年2月19日(日)15時00分～18時00分

場所：ビジネストランスファー会議室 (所在地)中央区八重洲 1-8-17 新槇町ビル 6 F

参加：委託事業の点検調査担当者

内容：報告書 第一領域の原案について確認した。

③ 第2回委託事業調査研究全体会

日時：2022年2月20日(月)15時30分～17時30分

場所：会議室のルビコン 201 会議室

参加：調査研究推進委員

内容：調査研究成果及び今後の課題の確認を行った。

(4) 運営指導委員会

① 第1回運営指導委員会

日時：2022年6月8日(水)15時00分～17時00分

場所：全国高等学校通信制教育研究会（全通研）事務局

参加：運営指導委員、評価機構、文部科学省(オブザーバー)

内容：調査研究の概要、ねらい・内容、実施体制、実施計画、成果の普及のための仕組み等について説明し、運営指導委員に助言を求めた。委員から概ね賛同を頂くとともに「プラットフォームについては通信制高等学校にも公開したらどうか」などの指導助言を頂いた。

② 第2回運営指導委員会

日時：2022年11月21日(月) 15時00分～17時00分

場所：全国高等学校通信制教育研究会（全通研）事務局

参加：運営指導委員、評価機構、文部科学省(オブザーバー)

内容：評価機構からプラットフォーム等調査研究の進捗状況を報告し、運営指導委員の先生方から指導助言を求めた。運営指導委員から「研究事業の終了後も有効活用できるように取り計らってもらいたい」「共同点検調査のスキームについては民間や評価機構への委託も考えられる。」「人や場面が変わっても大丈夫なようにフローを確立しておくことが大事。」等の指導助言を頂いた。

③ 第3回運営指導委員会

日時：2023年2月7日(火) 15時00分～17時00分

場所：全国高等学校通信制教育研究会（全通研）事務局

参加：運営指導委員、評価機構、文部科学省(オブザーバー)

内容：2023年度の調査研究成果を報告し、指導委員から研究成果に対する評価と今後の課題について助言を求める。

(5) 全国通信制高等学校プラットフォーム説明会

日時：2023年2月7日(火)13時00分～14時00分

場所：ZOOMによるオンライン

対象：私立通信制高等学校を所轄する部署

参加：27所轄庁延べ36人（文部科学省、評価機構含む）

内容：全国通信制高等学校プラットフォームの収容データと使用方法の説明。

Ⅲ 調査研究の成果報告

1 第一領域「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」

(1) 所轄庁による点検調査の在り方に関する実証研究

① 実証研究(概要)

ア 点検調査に先立ち、所轄庁合同説明会をオンラインで開催し、本委託事業の主旨説明を文部科学省から、点検調査の全体的な流れを当機構の担当から説明した。所轄庁から事前に点検調査に係る独自の調査項目等があるかを確認したが、教育内容に関する項目等がなかったので、当機構の「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票」及び「点検調査対象資料一覧」を使用した。

調査日については調査対象校と所轄庁、当機構、文部科学省間で調整を図り、日程概要等を作成し共有した。調査対象校から提出された資料を基に、所轄庁、当機構、文部科学省ごとに書面調査を行い、オンラインで調査対象校の問題点や課題について情報共有を図った。

原則的に点検調査前日に所轄庁と対面で打合せを行い検査当日の流れを確認し、検査当日は、所轄庁主体で調査対象校に聞き取りを行い、当機構や文部科学省は補足するという形式で調査を進めた。

株式会社立高等学校については、事前に公認会計士に依頼して設置会社の経営状況を書面審査した。また、点検調査後に事後アンケートや所轄庁基礎データを提出頂いた。

文部科学省からは調査結果が所轄庁へ通知された。

② 研究経過

ア 点検調査を依頼する所轄庁に対し、委託事業の趣旨及び全体的な流れをオンラインで説明した。また、所轄庁基礎データ(資料 1-1)の提出を頂いた。

目 的
所轄庁基礎データは、担当課及び担当者の業務内容等を調べ、今後、所轄庁が主体的に行う点検調査に資することを目的に実施した。
※データは点検調査を行った 11 所轄庁及び所轄庁訪問をした 7 所轄庁に回答を求めた。調査項目の 4・5 及び 7～9 について分析した。なお、調査項目 6 及び 10～12 についてはプラットフォームで活用した。
分 析
4・5 について ○学校数が多い所轄庁担当者は 1 つ 1 つの業務量が膨大で、学校数が少ない所轄庁担当者は数種～異種の業務を受け持っており、事前打合せ等での聞き取りでも多忙であると推察する。
7～9 について ○回答を得た中では教員免許を保持している職員がいる所轄庁は 4 所轄庁と少なかった。

また、担当課での平均勤務年数は2～3年の所轄庁が多かった。このような現状で担当者が通信制高等学校特有の教育方法である添削指導や面接指導、メディア視聴等の知見を得る機会は多くないと考えられ、所轄庁が主体的に通信高等学校の調査をすることはかなり難しいと推察する。

○指導・調査訪問等は「年1回から隔年」、「不定期」、「実施していない」と、ばらつきがあるが、ほとんどの所轄庁が訪問に際しては主に就学支援金や補助金等に係ることを調査している。

- イ 当機構の点検調査主担当から所轄庁へ調査対象校及び通信教育連携協力施設への調査日について調整を依頼し、更に文部科学省と調整をして日程概要を提示した(資料1-2)。
- ウ 調査対象校に提出を求める「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票」(資料1-3) (以下、調査票という) 及び「点検調査対象資料一覧」(資料1-4) (以下、提出資料という) について、所轄庁担当者に電話やメールで説明し共通理解を図った。
- エ 調査対象校から提出された調査票及び提出資料の收受は当機構が用意したクラウドストレージを活用した。
- オ 調査対象校から提出された調査票及び提出資料のうち学校運営、施設設備、教育内容(添削指導、面接指導、試験、メディア視聴等) について、所轄庁担当者、当機構担当者(3名) 文部科学省担当者がそれぞれで書面調査を行った。また、日程詳細(資料1-5) により点検調査当日の集合場所や時間等を提示した。
- カ 点検調査日の2～4日前に、上記オに係る書面調査の情報共有を図るために、オンラインで打合せを行った。また、「点検調査当日の流れ」(資料1-6) により、点検調査当日の進行などについて、共有を図った。
- キ 点検調査当日の本校及び連携教育施設での聞き取りは、所轄庁の担当者が主体的に行い、当機構担当者及び文部科学省担当者は補足的に聞き取りを行った。
- ク 点検調査後に、所轄庁から点検調査事後アンケート(資料1-7) の提出を頂いた。また、文部科学省からは調査結果が所轄庁へ通知された。

目 的
点検調査事後アンケートは、点検調査を行った11所轄庁にアンケートを行い、今後、所轄庁が主体的に行う点検調査に資することを目的に実施した。
※アンケートの回答で、その他・意見がない場合は欄を省略している。
分 析
設問1・12について ○メールや当機構が用意したクラウドストレージでは支障があった。メールやクラウドストレージの使用に関しては事前にすべての所轄庁が使用可能であることを確認すべきであった。
設問4・5について ○資料提出の時期については、「適切」、「概ね適切」の回答が多いものの、所轄庁によっては担当者の業務繁忙期に当たったところもあったので、事情を勘案した対応など連絡調整を密にする必要がある。
設問7・8について ○点検調査対象資料一覧については、提出資料の必須・重要度を勘案し精選していく必要が

ある。特に学校設置会社の経営状況に関する資料の提出については、すでに所轄庁に提出されているものがあれば、その資料で代替できるか検討すべきである。

設問 9・10 について

○高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票の項目の必要・不必要については、特段の意見等はなかったが、所轄庁担当者がより使用しやすく、また調査対象校が回答しやすい様式に工夫や改善をしていく必要がある。

設問 13・14 について

○オンラインによる打合せや点検調査事前打合せについて、「有効であった」との回答を頂いた。今後は ICT 等を活用し更に綿密な打合せができるような体制の構築が必要である。

設問 16・17・18 について

○指導・助言については、外部有識者の同行・助言は今後も必要であると考えているが、所轄庁が主体的に点検調査を行うためには、担当者への事前の研修等を検討すべきである。また、地域で通信制高等学校の教育内容に知見のある人材を求め、研修を行った後点検調査に同行してもらうことも検討すべきである。

③ 成 果

ア 点検調査の全体的な流れが分かるワークフロー図を作成した（資料 1-8）。

イ 「調査票」及び「提出資料」見直し、書面調査が容易になるように改善した「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票（改訂版）」（資料 1-9-1）及び「点検調査対象資料一覧（改訂版）」（資料 1-10）を作成した。また、調査対象校の負担軽減になればと考え（資料 1-9-2～4 様式 1～3）を作成した。

ウ クラウドストレージを使用することで作業の効率化を図った。

④ 今後の課題

ア オンラインでの所轄庁合同説明会に当日参加できなかった所轄庁担当者には改めて趣旨説明や点検調査の全体的な流れを説明するべきであった。また、当機構の点検調査主担当者からの説明も徹底すべきであった。

イ 当機構が用意したクラウドストレージは所轄庁によってはアクセスができなかったため、事前に全ての所轄庁がアクセス可能かどうか確認した上でクラウドストレージを用意すべきである。

ウ 点検調査当日の所轄庁担当者による聞き取りについては、教員経験者が在職している所轄庁と在職していない所轄庁では、聞き取り内容に濃度差があった。対象所轄庁の担当者に事前に点検調査の趣旨や全体的な流れ、調査票の調査方法等について 2～3 回に分けオンライン等を利用し説明する必要がある。

(2) 点検調査に関する分析と情報の共有

① 分析と情報の共有（概要）

ア 調査対象校から提出された調査票及び提出資料から教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設の教育水準の確保、多様な生徒への指導体制、主体的な学校運営改善の 4 つの観点を書面調査、オンラインによる打合せ、所轄庁での事前打合せ、現地調査で情報共有を図り調査した。

② 研究経過

ア 調査対象校に提出を求める調査票及び提出資料について、所轄庁担当者に電話やメールで説明し共通理解を図った。

イ 点検調査日の 2～4 日前に、上記アに係る書面調査での教育課程の編成・実施の適正化サテライト施設の教育水準の確保、多様な生徒への指導体制、主体的な学校運営改

善について、オンラインにより情報共有を図った。

③ 成果

- ア オンラインにより調査対象校の教育課程の編成・実施の適正化、サテライト施設の教育水準の確保、多様な生徒への指導体制、主体的な学校運営について、共通理解が図られた。
- イ 調査対象校の課題等は文部科学省より調査結果として所轄庁にフィードバックされた。
- ウ 不適切な事例等は、プラットフォームに掲載し周知することができる体制づくりが整備できた。

④ 今後の課題

- ア 所轄庁担当者に対し、調査票の調査方法を2～3回に分けオンライン等を利用し説明する必要がある。
- イ 所轄庁担当者が容易に活用できるプラットフォームの機能と掲載内容の充実を図り、過去の不適切事項等を閲覧することによって、知見を深める取り組みが必要である。

2 第二領域

「広域通信制高校における全国的な質担保のためのスキーム開発に係る調査研究」

(1) 関係機関の連携協力・情報共有を図るためのプラットフォーム構築

① 収容データ

文部科学省からの指導を受けるとともに、地理的、規模的な観点から所轄庁を抽出して直接訪問するなどして意見交換を重ね、プラットフォームの収容データは次の通りとした。

- ア 全国私立通信制高等学校及び通信教育連携協力施設一覧
- イ 47都道府県の私立高等学校通信制課程に係る設置認可基準
- ウ 47都道府県の私立高等学校通信制課程に係る面接指導等設置認可基準
(ア～ウは当初文部科学省から情報提供を頂く計画であったが、最新の情報ではなかったことから、改めて所轄庁から直接データ収集することとなった。)
- エ 15教育特区の私立高等学校通信制課程に係る認可基準
- オ 47都道府県及び15教育特区の担当部署名及びメールアドレス
- カ 点検調査によって明らかになった指摘事項
- キ 事務委託による点検調査の事例
- ク 通信制高等学校を指導する上で参考とすべき法令や規則
- ケ 所轄庁を対象とした相談窓口（質問、相談への対応については、文部科学省広域通信制高等学校に関するアドバイザー経験者が対応する。回答内容は文部科学省の確認を得ることとした。)

② 収容情報の収集

- ア 当初、①のア～オについては、文部科学省から情報提供を得る計画であったが、可能な限り最新のデータを掲載するため、オを除いて改めて調査をすることとなった。
- イ 文部科学省調査のデータ（通信制高等学校一覧は2020年4月1日現在、サテライト施設一覧は2019年5月1日現在版）をもとに各都道府県別にエクセルによる調査シートを

作成し、各都道府県及び構造改革特別区域の私立高等学校事務担当課を対象に調査を行った。

ウ 第一領域で実施する点検調査の対象府県とプラットフォーム構築に係る意見交換のための所轄庁訪問の対象道府県については、訪問委員が調査依頼しほぼすべての所轄庁から回答を得た。また、それ以外の所轄庁については、郵送及びメールにて調査を依頼し、すべての所轄庁から回答を得た（所轄する通信制高等学校が存在しない県を除く）。依頼に当たっては、文部科学省から2022年8月29日付け事務連絡にて「広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究への協力依頼について」を発出していただいた（資料2-1 事務連絡）。

エ プラットフォームへの収容情報について、所轄庁を訪問して希望を直接収集した（資料2-2 訪問した所轄の主な意見）。

③ プラットフォームの構築

プラットフォームの設計、構築については株式会社ぱんぷきんラボへ再委託した。多くの通信制高等学校における校務システム等を手掛けていることから、要望する意図をよく把握してシステムに盛り込んでいただいた一方で、度重なる仕様の変更を強いてしまったことは反省点である。想定したすべての機能を搭載したサイトが出来上がったものと考えている（資料2-3 サイトマップ）。

④ プラットフォームの広報

システムのリリースが年度末にずれ込むことが想定されたことから、システムの概要をまとめたパンフレットを作成し、運営指導委員会をはじめ所轄庁等に情報提供を行った。

(2) 複数都道府県による「共同点検調査スキーム」の実証研究

① 実証研究

当初「事務委任」という用語を用いようとしたが、事務委任は行政用語でもあり意思決定を委任する内容を含んでおりその手続きについても都道府県規則において定められている。今回は意思決定を委任することは想定しておらず事実確認に止まることから「事務委託」とした。令和4年度実施の点検調査の調査対象校のうち、文部科学省及び所轄庁の協力のもとで長崎県と佐賀県の同意を得て共同点検調査を実施することとした。長崎県が設置認定した実施校で佐賀県に連携施設を設置する学校として、こころ未来高等学校の同意を得て同校の学習等支援施設である夢未来高等学院佐賀校を対象施設とした。当初、通信教育連携協力施設としては面接指導施設を検討したが、実施校が設置する連携施設の関係から学習等支援施設を対象とすることにした。

- ・点検調査の事務委託自治体：長崎県
- ・点検調査の事務委託該当施設：夢未来高等学院佐賀校
- ・点検調査の事務受託自治体：佐賀県

② 研究経過

- ア 文部科学省作成の「委託契約書(案)」を基に、両県で条文を検討し委託する業務内容等を定めた「委託契約書」を作成し手交した(資料 2-4 委託契約書)。
- イ 委託業務内容は、施設の教育環境、実施校との連携協力内容、連携施設での教育活動等の確認とした(資料 2-5 報告書)。
- ウ 2022年12月、佐賀県が夢未来高等学院佐賀校の点検調査を実施。その際、文部科学省及びアドバイザー経験者が同行した。
- エ 点検調査実施後、佐賀県から長崎県に調査報告書を送付した。

③ 実証研究の両県による検証

ア 事務委託の時期について

- ㊦ 県議会の開催時期は議会对応が中心になるため、避けた方が良い。
- ㊧ 調査対象校の事務負担が大きいため、学校の運営に支障がない時期に配慮して実施した方が良い。
- ㊨ 自治体の内部調整、自治体間の事前調整、学校からの提出書類の確認作業から逆算すると、現地調査は秋以降に設定せざるを得ないのではないかと考えられる。

イ 事務委託の内容について～「面接指導等実施施設」の場合も含めて。

- ㊦ 現地調査の限られた時間の中で、何を確認すべきか明確にしておいた方が良い。
- ㊧ 委託する都道府県が確認してほしい項目を具体的に示し、それをベースに受託する都道府県が把握したい項目を追加するなど、委託者と受託者の意識の摺合せが重要。点検調査用のチェックポイントを各自治体で一から整理することは難しいため、要点をまとめた共通様式(チェック表)があるのが望ましい。また共通様式があれば、どこまで調査するか委託側、受託側で把握しやすくなる。
- ㊨ 実施校の教育内容を踏まえて連携協力施設の調査に臨んだ方が効果的と思われるが、受託側の人員体制の問題から受けられる調査範囲や件数に制限が出てくることが考えられる。

ウ 事務委託契約書について

- ㊦ 今回は実証事業の位置づけであり、委託内容が限定されていたため、提供いただいた契約書のひな形を参考に必要最小限の内容で調整した。
- ㊧ 日頃より情報交換を行っている隣県との調整であったため、スムーズに進めることができたが、接点のない自治体間で調整する場合、調整に時間を要する可能性がある。
- ※ 問題を抱える法人を調査する場合、実施校所轄庁から受託所轄庁にどの程度の情報が共有されるのか疑問が残る。

(3) 通信教育の質確保のための相談窓口・外部連絡窓口の設置に向けた実証研究

プラットフォームに「メッセージ」を設け、所轄庁からの疑問や相談を受けられる機能を搭載した。プラットフォームのリリースが2023年2月1日であったため利用事例は限られるが、早速プラットフォームの利用や法令解釈に係る問い合わせが相次いでいる。所轄庁にとって利用価値のあるシステムであると考え。また、各所轄庁のメールアドレスを共有できたことから、所轄庁同士の横の連携が活発になることも期待したい。

IV 今後の課題

1 第一領域（提言）

(1) 所轄庁による点検調査の在り方に関する実証研究

- ① 所轄庁が主体的に点検調査を行うにあたり、指導・助言ができる外部機関は必要であり、更に、所轄庁担当者の研修なども検討すべきである。また、地域で通信制高等学校の教育内容に知見のある人材を地域アドバイザーとして求め、研修を行った後点検調査に同行してもらうことも検討すべきである。
- ② 点検調査に係る調査対象校からの提出資料に関しては、学校経営及び運営上必要なものを精選する。また、提出資料作成作業を軽減するために、必要に応じて様式を提供すべきである。
- ③ 株式会社立高等学校の所轄庁にあっては、学校審議会などで財務資料などの審査をしている場合は、その結果を報告して頂き、調査対象校から財務資料等を求めないことも検討すべきである。
- ④ 今回の点検調査で使用した調査票を改善修正したが、ガイドラインの改定も視野に入れた、所轄庁が常備できるような調査票及び提出資料の更なる研究が必要である。

(2) 点検調査に関する分析と情報の共有

- ① 所轄庁担当者に対し、調査票の調査方法等を 2～3 回に分けオンライン等を利用した説明をする必要がある。
- ② 担当者の多くは行政職であり、通信制高等学校特有の教育方法、内容について理解するには多くの時間を要すると推察されるので、担当者への研修等も検討すべきである。
- ③ プラットフォームに掲載している点検調査における不適切な事項や改善事項等の最新情報の更新を図る。
- ④ 所轄庁担当者が容易に活用できるプラットフォームの充実を図り、通信制高等学校の教育活動や内容について、知見を深められる機能の追加が必要である。

2 第二領域

(1) プラットフォームについて

今年度構築したプラットフォームに関しては、当初計画した機能を概ね搭載することができ、再委託業者の協力もあり完成度の高いものになったが、掲載データの正確度をはじめ改良の余地は少なくない。次年度研究が継続するようであれば、次の各項目について引き継ぎ検討いただきたい。

- ① セキュリティ対策のための二段階認証のメール TOKEN 形式だけでなく多要素認証への拡張
- ② 学校データ、連携協力施設データ等掲載データの持続可能な更新手段の研究
- ③ 各所轄庁が関与する学校、連携協力施設一覧のダウンロードと印刷機能の追加
- ④ 事例集データのダウンロードと印刷機能の追加
- ⑤ 管理者による学校データ、連携協力施設データ一覧の一斉更新機能の追加
- ⑥ 所轄庁による所轄学校、連携協力施設データの追加、変更機能の追加
- ⑦ 所轄庁間のメッセージ相互送受信機能の追加
- ⑧ サイト全体におけるユーザーインターフェースの充実
- ⑨ 各所轄庁から収集する学校および連携協力施設データフォームの改善によるインポート作業の効率化
- ⑩ 管理者におけるユーザー権限を変更する機能の追加

(2) 複数都道府県による「共同点検調査スキーム」の実証研究

- ① 事務委託については、当該施設について事実確認を行いその結果について委託自治体に報告し、委託自治体が実施校を指導助言する際の補助に資することであることを明確にしておく。
- ② 事務委託の時期は、議会開会時期・学校行事等を考慮して、両自治体で相談決定する。
- ③ 面接指導等実施施設の点検調査は多岐にわたっているので、委託事務内容については、具体的かつ明確に指定する。
- ④ 事務量が負担とならないように可能な限りの軽減を検討する。
- ⑤ 費用負担について両県で共通理解を図る。

(3) 通信教育の質確保のための相談窓口・外部連絡窓口の設置に向けた実証研究

プラットフォームの相談窓口、外部連絡窓口としての活用は、所轄庁にとって例えば文部科学省担当者や他都道府県所轄庁への相談に比較してハードルが低いことが伺えた。現在のプラットフォームは管理者⇔各所轄庁でのやり取りに限られているため、所轄庁同士あるいは地域やブロックでのグループの共有など、様々な可能性について検討することも重要である。また、相談窓口への質問・疑問とその回答を閲覧できるシステムの追加についても検討すべきである。

V 資料編

1 第一領域

資料 1-1	所轄庁基礎データ	23
資料 1-2	日程概要	40
資料 1-3	高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票	令和 4 年度版 42
資料 1-4	点検調査対象資料一覧	令和 4 年版 48
資料 1-5	日程詳細	52
資料 1-6	点検調査 当日の流れ	53
資料 1-7	点検調査事後アンケート	54
資料 1-8	ワークフロー図	63
資料 1-9-1	高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票（改訂版）	66
資料 1-9-2	入学者、退学者、卒業者数（施設別）	72
資料 1-9-3	通信教育規程第 10 条第 2 項第 3 号に係る調査票	73
資料 1-9-4	今年度及び前年度の開設科目及び履修した生徒数一覧	75
資料 1-10	点検調査対象資料一覧	改訂版 76

2 第二領域

資料 2-1	事務連絡	80
資料 2-2	訪問した所轄庁の主な意見	81
資料 2-3	サイトマップ	82
資料 2-4	委託契約書	83
資料 2-5	調査報告書	84

(資料 1-1 所轄庁基礎データ)

目 的
所轄庁基礎データは、所轄庁の担当課及び担当者の業務内容等を調べ、今後、所轄庁が主体的に行う点検調査に資することを目的に実施した。

※ データは点検調査を行った 11 所轄庁及び所轄庁訪問をした 7 所轄庁に回答を求めた。調査項目の 4・5 及び 7～9 について、分析するとともに各所轄庁からの回答を掲載している。(所轄庁が掲載を望まない項目は除いている。また、所轄庁名や学校名等、特定される可能性のある固有名詞等は適宜修正している。なお、調査項目 6 及び 10～12 についてはプラットフォームで活用した。

分 析 (再掲)
<p>4・5について</p> <p>○学校数が多い所轄庁担当者は1つ1つの業務量が膨大で、学校数が少ない所轄庁担当者は数種～異種の業務を受け持っており、事前打合せ等での聞き取りでも多忙であると推察する。</p> <p>7～9について</p> <p>○回答を得た中では教員免許を保持している職員がいる所轄庁は4所轄庁と少なかった。また、担当課での平均勤務年数は2～3年の所轄庁が多かった。このような現状で担当者が通信制高等学校特有の教育方法である添削指導や面接指導、メディア視聴等の知見を得る機会は多くないと考えられ、所轄庁が主体的に通信高等学校の調査をすることはかなり難しいと推察する。</p> <p>○指導・調査訪問等は「年1回から隔年」、「不定期」、「実施していない」と、ばらつきがあるが、ほとんどの所轄庁が訪問に際しては主に就学支援金や補助金等に係ることを調査している。</p>

A 所轄庁

4	所轄担当課の構成	2係 1グループ 私学・公益法人係4名(総括1名、中高担当2名、専修各種担当1名) 全員事務職員、宗教法人、公益法人に係る業務と兼務
5	所轄している学校数	64校(高等学校14校、中学校3校、中等教育学校2校、専修学校35校、各種学校10校)
7	所轄担当課の担当者について	
8	通信制高等学校への訪問について	指導訪問:就学支援金に係る指導訪問
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	担当1:各種補助金、届出・認可関係業務、庶務業務 担当2:各種補助金、届出・認可関係業務、行政書士に係る業務

B 所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>総務担当</p> <p>株式会社立の学校に関する業務 1 名</p> <p>※非常勤指導員 1 名</p> <p>※主担当は 1 名で、その他の業務兼任</p>
5	所轄している学校数	<p>高等学校 1 校 (通信制高等学校 1 校)</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>平均勤務年数⇒ 2～3 年</p> <p>担当者の高等学校教員免許 (※非常勤指導員のみ)</p> <p>① 高等学校教員免許を有している者が、1 名いる。</p> <p>うち、教員経験者は 1 名</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<p>視察訪問と指導訪問を兼ね、昨年は約 30 回訪問した</p> <p>視察訪問について⇒ 毎月実施訪問 スクーリングの参観等</p> <p>指導訪問について⇒ 毎年実施</p> <p>訪問に際し、学校に求める資料⇒ ①私立学校施設台帳、②教職員名簿、③役員等名簿、④役員等の履歴、⑤役員会運営状況調査表、⑥海外帰国子女の状況、⑦海外帰国子女の内訳、⑧保護者の居住地と入寮状況調査表、⑨ e ラーニングアクセス状況、⑩〇〇高等学校生徒数等について (生徒数、スクーリングの状況等)、⑪学割証発行状況、⑫教職員の履歴書及び教員免許状 (写し)、⑬学校に係のある法令、⑭学則、⑮日課表 (面接指導の学年別時間割)、⑯カリキュラム (教育課程編成一覧表)、⑰教科用図書配当表、⑱学校医執務記録簿、⑲学校歯科医執務記録簿、⑳学校薬剤師執務記録簿、㉑職員の出勤簿、㉒担任学級、担任の教科又は科目及び時間表、㉓指導要録、その写し及び抄本、㉔出席簿、㉕健康診断に関する表簿、</p> <p>㉖入学者の選抜及び成績考査に関する表簿、㉗資産原簿、㉘出納簿及び経費の予算決算についての帳簿、㉙図書機械器具、標本、模型等の教具の目録、㉚往復文書処理簿、㉛授業料等徴収調定台帳、㉜納付金等調、㉝学校日誌、㉞生徒名簿</p> <p>※調査訪問も兼ねる。</p> <p>独自の調査訪問マニュアルの有無 ⇒ 無</p> <p>調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無 ⇒ 有</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>4 に同じ。</p>

C所轄庁

4	所轄担当課の構成	私学行政の総括者 1名 私学行政の企画調整、県内の私立学校に通学する児童・生徒等に関する教育相談 5名 就学支援金、学費補助に関する事務 3名
5	所轄している学校数	小学校： 4 校 中学校： 6 校 専修学校： 60 校 各種学校： 17 校 高等学校： 8 校 （うち 全日制：4校 定時制：0校 通信制：4校） ※併置なし
7	所轄担当課の担当者について	担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 1～2年 高等学校教員免許を有している者はいない。
8	通信制高等学校への訪問について	<p>■視察訪問について⇒ 実施していない</p> <p>■指導訪問について⇒ 一般補助に係るものを令和2年度までは毎年実施、令和3年度は感染症対策のため実施していない。令和4年度から再開予定。</p> <p>・訪問に際し、学校に求める資料⇒ 理事会、評議員会関係書類、各種規則、補助金関係書類等</p> <p>■調査訪問について⇒ 令和元年度まで毎年実施、令和2・3年度は感染症対策のため実施していない。令和4年度から再開予定。</p> <p>・訪問に際し、学校に求める資料⇒ 理事会、評議員会関係書類、各種規則、補助金関係書類</p> <p>① 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ 無</p> <p>② 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ 有</p> <p>⑥ 訪問に際し学校に求める資料⇒ 有</p> <p>資 料 ① 学校要覧 ② 添削課題（レポート） ③ 面接指導の学習指導案 ④ 年間行事予定 等</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>■指導訪問 私立学校の認可指導事務担当及び一般補助担当</p> <p>■調査訪問 私立学校の認可指導事務及び私立大学等経常費補助金 （私立高等学校等経常費補助）担当</p>

D所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>①私学振興室長（1名）</p> <p>②室長補佐（1名）・・・事務の総括等</p> <p>③係長（1名）・・・認可及び指導業務（通信）、助成（経常費補助）に係る事務、私立学校の実地調査の企画等</p> <p>④係長（1名）・・・認可及び指導業務（専各）、助成（経常費補助）に係る事務、私立学校審議会に関する事務等</p> <p>⑤主任（1名）・・・高等学校の修学支援制度に関する事務、予算・決算取りまとめ業務、国費事業（施設整備を除く）に係る業務等</p> <p>⑥主事（1名）・・・認可及び指導業務（小中高）、助成（経常費補助）に係る事務、いじめ・体罰防止対策関係業務等</p> <p>⑦主事（1名）・・・就学支援金、学びなおし支援金に係る業務、教科書採択等に関する業務</p> <p>⑧主事（1名）・・・高等学校奨学給付金に係る業務、国費事業（施設整備）に係る業務、退職手当助成金に係る業務等</p> <p>⑨、⑩事務支援員（2名）・・・就学支援金・学びなおし支援金の受給資格認定等</p> <p>⑪、⑫事務支援員（2名）・・・県民からの相談対応、私立学校に関する調査に係る事務、周知・広報関係事務等</p> <p>⑬事務支援員（1名）・・・高等学校の修学支援制度に関する事務等</p>
5	所轄している学校数	<p>小学校：7校 中学校：12校 中等教育学校：3校</p> <p>専修学校：63校 各種学校：12校</p> <p>高等学校：33校（うち 全日制：24校 通信制：9校）</p> <p>※併置されている場合は、それぞれ独立校として記載。（全通併置校：3校） ※幼稚園は、福祉部局で所轄</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 2～数年</p> <p>高等学校教員免許を有している者はいない。</p>

8	通信制高等学校への訪問について	<p>指導訪問と調査訪問を兼ね、令和3年度は1校を訪問した。 (2校を予定していたが、1校はコロナ感染症の拡大防止対策の影響により、令和4年度に延期)</p> <p>① 視察訪問について⇒ 実施していない ② 指導訪問及び③ 調査訪問について ⇒原則として5年に1度実施(基本的に本校に訪問する)</p> <p>訪問に際し、学校に求める資料⇒就学支援金に係る書類、補助金に係る書類、学則、教職員名簿、生徒名簿、学校要覧など学校運営に係る書類、学習指導案、添削課題、試験、成績判定資料など教育活動に係る書類、決算書、役員会議事録など法人運営に係る処理(県所管の学校法人のみ)</p> <p>④ その他の訪問について⇒ 実施していない ⑤ 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ 有 ⑥ 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ 有 無 ⑦ その他⇒毎年、学校ヒアリングを実施(学校に県庁に来てもらい、学校の運営状況などを聞き取る)ヒアリング時、学校に求める資料⇒寄附行為(変更があった場合)、法人の役員名簿、役員会の実施状況、生徒数調査、教職員名簿(新規採用者の免許状の写しを含む)、学則、生徒募集要項、学校要覧、募集パンフレット、面接指導等の年間計画 等</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>私立学校の認可指導業務担当、修学支援金・奨学給付金担当を含め、3人程度で訪問</p> <p>また、教育庁のご協力のもと、教育内容の実施状況の確認、指導担当として指導主事の先生1名に参加していただいている。</p>

E 所轄庁

4	所轄担当課の構成	教育庁私学課小中高振興G 課長 1名 課長補佐1名、参事1名、副主査3名、主事3名、他2名、計11名
5	所轄している学校数	私立高等学校 184校
7	所轄担当課の担当者について	
8	通信制高等学校への訪問について	広域制は1年に1回、狭域制は2年に1回実施、教育内容の他、就学支援金、各種補助金の検査も実施している
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	

F所轄庁

5	所轄している学校数	幼稚園 381 園、小学校 9 校、中学校 27 校、 中等教育学校 1 校、専修学校 157 校、各種学校 18 校 高等学校 60 校（うち、全日制 59 校、通信制 3 校）
---	-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

G所轄庁

4	所轄担当課の構成	総務部教育・法人局学事課 課長 1 名 係長 1 名 係 3 名、担当 3 名 計 7 名 その他 各補助金に担当者 1 名
5	所轄している学校数	通信制高等学校では 7 校 株式会社立高等学校 1 校が学校法人に向け準備中
7	所轄担当課の担当者について	
8	通信制高等学校への訪問について	狭域制の学校は 5 年に 1 回のペースで訪問を実施、広域制の学校については任意での訪問を受け入れてもらっています。（定期的なスケジュールでの訪問計画はありません。）補助金等会計に関わる検査は、通信制課程などの課程に関わらず 1 年に 1 回実施をしていますが、〇〇の補助金を受ける学校にのみ実施をし、広域通信制高等学校の様に国の補助金のみを受領している学校に対しての検査は実施していません。※就学支援金は除く
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	広域通信制高等学校については任意、不定期での実施ですが、訪問時は各学校に伺い、校舎や施設、生徒さんの学習状況などの実施状況を見学させていただいています。 新しいガイドラインにおいても、実施校の他、面接指導等実施施設、学習等支援施設の学則記載が必要になり、所轄庁として施設状況の把握は不可避であるため、今後は広域制通信制高等学校についても、定期的な訪問が必要との前提で準備を検討しています。

H所轄庁

4	所轄担当課の構成	学事課 学事班 小中高 1 名、幼稚園 1 名、各種校 1 名、 補助金担当 1 名
5	所轄している学校数	高等学校 26 校、中学校 10 校、小学校 4 校、幼稚園 4 校
7	所轄担当課の担当者について	

8	通信制高等学校への訪問について	<p>〇〇県補助金を受ける学校に対しては訪問検査を実施するが、現時点では通信制を前提にした検査は実施していない。</p> <p>補助金に関する検査は行うが、特に教育内容に関しての点検調査を県で実施する予定は無い。</p> <p>(担当人数の問題。人手が無い。)</p> <p>ただし、広域通信制高等学校については、学則変更が私学審議会の申請、文科省の届け出等の手続きがある為、今年度各学校を訪問計画はあるが、現在まだ予定は立っていない。</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	実施していない。

I 所轄庁

4	所轄担当課の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・文教グループ 9名 (私学振興施策 (幼稚園、専修・各種学校)、経常費補助金 (幼稚園)、宗教法人事務 (ほか)) ・私学振興グループ 5名 (私学振興施策 (小中高校)、経常費補助金 (小中高校) ほか) ・就学支援担当 11名 (就学支援金、授業料等軽減補助金、奨学金 (ほか))
5	所轄している学校数	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 125園、幼稚園型認定こども園 15園、幼保連携型認定こども園 62園 ・小学校 8校、中学校 25校、 ・高等学校 42校 (内訳: 全日制 35校、通信制 7校) ・専修学校 67校、各種学校 18校
7	所轄担当課の担当者について	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課における担当者の平均勤務年数 3~4年 ・担当者の高等学校教員免許を有している者 0名
8	通信制高等学校への訪問について	<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校振興費補助金検査を実施している。 ・毎年度、前回検査からの経過年数等を勘案して計画実施している。 ・根拠規定 私学振興助成法第12条第1号 〇〇県補助金等交付規則第23条第1項 私立学校振興費補助金検査要領 ・提出資料 別添のとおり
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	同上

J 所轄庁

4	所轄担当課の構成	総務課(「〇〇教育特区学校審議会に関すること」担当) 1名 総務課組織(上席 決裁者)として・・・参事(チームリーダー) 1名・課長 1名
5	所轄している学校数	広域通信制高等学校 1校
7	所轄担当課の担当者について	担当課・担当者の記載情報のとおり
8	通信制高等学校への訪問について	現在の担当になってから・・・ 令和2年度 入学式出席(総務課長) スクーリング視察1回(総務課長・担当) 令和3年度 本校(校舎の状況確認) 訪問1回(総務課長・担当、 行政管理課 課長ならびに参事)
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	「〇〇教育特区学校審議会に関すること」の業務全般 ○文部科学省のことに係る業務・・・通知の周知、調査の回答にかかるやり取り ○高等学校からの要望・相談にかかる業務 ○「教育特区学校審議会」に係る業務 →「選挙管理委員会事務局」業務の主担当であるため、「選挙」業務との兼務になっている。

K 所轄庁

4	所轄担当課の構成	私学・宗教法人担当 7名
5	所轄している学校数	小学校：1校 中学校：7校 中等教育学校：1校 専修学校：52校 各種学校：17校 高等学校：15校 (うち 全日制：14校 通信制：1校)
7	所轄担当課の担当者について	担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 3～4年 いずれも行政職の職員、高等学校教員免許を有している者 なし
8	通信制高等学校への訪問について	指導訪問 原則として毎年実施 訪問に際しては、各種補助金に係る書類等を求め、適切な執行が行われているかを確認する
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	指導訪問 各種補助金担当者 2～3名程度

L 所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>係・グループ制なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立学校、学校法人の設置認可、運営指導、現地調査 ・補助金、交付金、負担金執行（国直接執行補助金等を含む） ・学校安全、保健（新型コロナウイルス感染症に関するを含む） ・学校、保護者、一般県民からの相談・苦情対応 ・私立学校に対する周知、・栄典（表彰、叙勲）、・調査統計 ・教育委員会ほか他部局、私学団体との調整、・予算、・決算、 ・学校給食、学割、外国旅行届、卒業証明書、・庶務、・宗教法人の事務を8名（課長含む。1名は教員）で行っている。
5	所轄している学校数	<p>幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）：83校 幼保連携型認定こども園（学校法人に関する事及び補助金に関する事のみ）：39校</p> <p>小学校：6校 義務教育学校：1校 中学校：9校 中等教育学校：1校</p> <p>専修学校：51校 各種学校：20校</p> <p>高等学校：29校（うち 全日制：17校 定時制：0校 通信制：12校（うち広域8校、広域以外4校））</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 2～4年</p> <p>担当者の高等学校教員免許</p> <p>高等学校教員免許を有している者が、1名いる。（県教育委員会事務局と併任）うち、教員経験者は1名</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<p>現地調査として、概ね2～3年の間（前回調査結果が芳しくない場合は間隔を短く、良好な場合は間隔を長くする）で学校を訪問し、〇〇に関し調査を実施。（令和3年度〇校実施。うち通信制高等学校は〇校実施）なお、学校新設後3年間は毎年度調査を実施し、その年度内に開催される私立学校審議会に調査結果を報告している。</p> <p>① 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ 有</p> <p>② 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ 有</p> <p>③ 訪問に際し学校に求める資料⇒ 有</p> <p>資 料 ① 学校要覧</p> <p style="padding-left: 2em;">② 添削課題（レポート）</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 面接指導の学習指導案</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 年間行事予定 等</p>

9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>現地（学校）に出向き調査を実施（通信制は本校）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校種担当が「学校の管理運営状況」を調査 ・就学支援金・授業料軽減担当が「就学支援金等」を調査 ・その他同行者が「学校法人の管理運営状況」を調査 <p>の3名体制（学校法人が県外や文科省所管法人の場合は2名とするなど臨機応変に対応）</p>
---	-----------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

M所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>私立学校係 9名 （業務内容） 認可・指導（小・中・高・専・各）、私立学校助成事務、就学支援金・奨学給付金事務私立学校の生徒や保護者、教員等からの相談業務等</p>
5	所轄している学校数	<p>小学校：3校 中学校：10校 専修学校：39校 各種学校：2校 高等学校：24校 （うち 全日制：21校 定時制：0校 通信制：3校） ※併置されている場合は、それぞれ独立校として記載</p>
7	所轄担当課の担当者について	<ul style="list-style-type: none"> ・担当課における担当者の平均勤務年数は2～3年 ・教員免許を有している者はいない
8	通信制高等学校への訪問について	<p>昨年は訪問なし 視察訪問について ⇒ 不定期に実施 訪問に際し、学校に求める資料 ⇒ 特に定めていない 指導訪問について ⇒ 実施していない（必要に応じて実施する） 訪問に際し、学校に求める資料 ⇒ 特に定めていない</p> <p>調査訪問について ⇒ 3年に1回実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 独自の調査訪問マニュアルの有無 ⇒ 有 ② 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無 ⇒ 有 ③ 訪問に際し学校に求める資料 ⇒ 有 →現場で確認する資料 学校要覧，学校案内及び募集要項，法定帳簿，各種規程，関係表簿，教育課程表，時間割，年間指導計画等
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	同上（項目4）

N所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>学事文書課 私学振興班</p> <p>○班長・調整主査：2名 私学団体との連絡・調整、私学振興の企画立案、学校保健安全に関すること 等</p> <p>○教育指導グループ：2名 県内私立学校における教育内容、生徒指導、公私連携、いじめ問題、教職員表彰に関すること 等</p> <p>○幼稚園グループ：2名 県内私立幼稚園の許認可・検査・指導、施設整備、各種補助金事業に関すること 等</p> <p>○中高・専各グループ：3名 県内私立学校（小学校・中学校・高等学校・専修学校・各種学校）の許認可・検査・指導、施設整備、就学支援金などの各種補助金事業に関すること 等</p> <p>※同課内の他班については、私立学校に対する認可・指導に直接関係がないため割愛しています。</p>
5	所轄している学校数	<p>幼稚園：115園 中学校：8校</p> <p>専修学校：34校 各種学校：26校</p> <p>高等学校：26校（うち全日制課程：20校、通信制課程：6校）</p> <p>※休校中除く。併置されている場合はそれぞれ独立校として計上</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 2～3年</p> <p>担当者の高等学校教員免許：指導グループ所属の2名は、高等学校教員免許及び教員経験あり</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<p>①指導訪問及び調査訪問を併せて年1回実施 （検査対象：理事会開催状況等の法人運営状況、学校運営状況、就学支援金等補助金検査、会計等）</p> <p>※確認資料については別紙参照</p> <p>②広域通信制高等学校の面接指導等実施施設（県外施設のうち各校1箇所）に対し、調査訪問を年1回実施 （検査対象：面接指導等実施施設の運営状況）</p> <p>※新型コロナウイルス感染防止対策の観点から、R2、R3中止</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>①中学高等学校グループ（指導訪問・調査訪問） 私学審議委員会担当 私立学校安全担当 私立学校（幼稚園除く）の認可指導事務 私立学校実態調査 いじめ重大事態対応担当 就学支援金等補助金担当</p> <p>②指導グループ（調査訪問） 私立学校の生徒や保護者、教員からの相談業務担当</p>

○所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>私学課 課長 1 名 私学班 課長補佐兼班長 1 名 主幹 1 名（教育相談等担当） 主任 1 名（専門学校・各種学校への補助金、許認可、就学支援金・奨学給付金等担当） 主事 1 名（小中高等学校への補助金、許認可等担当） 会計年度任用職員 4 名（就学支援金・奨学給付金等担当）</p>
5	所轄している学校数	<p>高等学校 18 校（うち全日制 13 校、通信制 5 校）、 中等教育学校 1 校、中学校 9 校、小学校 2 校、特別支援学校 1 校 専修学校 33 校、各種学校 25 校 ※幼稚園 62 園について別の課（少子化対策課）が所轄している。</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の平均勤務年数：3～4 年 担当者の高等学校教員免許 高等学校教員免許を有しているものが 1 名いる。（主幹 教育相談担当）うち、教員経験者は 1 名。</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<p>①視察訪問については毎年度、課長及び教員免許を有する担当がすべての通信制高等学校を訪問している。 ※本校のみであり、県外の通信教育連携協力施設への訪問はできていない。 ②指導訪問、調査訪問については、3 年に 1 回程度の頻度で通信制高等学校を訪問している。令和 4 年度は 3 校の通信制高等学校を訪問した。（法人運営関係、学校運営関係、補助金、他法令関係の資料を当日、学校に用意してもらい確認している。） ③独自の調査訪問マニュアル⇒有 ④訪問調査に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒有 ⑤訪問に際し学校に求める資料⇒有 視察訪問：学校要覧、年間行事予定表、学校案内（入学案内）、生徒募集要項・入学願書、人権教育推進計画、教育課程表、時間割表、学校安全計画、学校いじめ防止基本方針、学校評価に係る資料、危機管理マニュアル等 指導訪問、調査訪問：議事録、役員変更、財務諸表、収益事業等の収支・概要のわかる書類、生徒・教職員名簿、出勤簿、施設台帳、健康管理、環境衛生関係書類、伝票、証拠書類、納付金台帳、給与台帳、就業規則、給与規定、経理規定、旅費規定等、各補助金の実績、補助要件を満たすことが確認できる証拠書類</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>視察訪問：課長、主幹（教員免許を所有する教育相談担当） 指導訪問、調査訪問：課長補佐兼班長、主任、主事（主に学校への許認可、補助金、就学支援金・奨学給付金を担当する者）</p>

P所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>総務部私学・公益法人課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長 ・部副参事（高等学校教員免許所持者・公立高等学校長経験者） ・総括課長補佐 ・公立大学・公益法人班（公益法人，宗教法人，公立大学法人 〇〇大学に関すること。）：6名 ・学事班（私立学校，学校法人（文部科学大臣所管を除く）の認可等に関すること。）：6名 ・助成班（私立学校に対する補助に関すること。）：6名
5	所轄している学校数	<p>幼稚園：148校（うち休園中8園）、小学校：5校、 中学校：8校，特別支援学校：2校（いずれも高等部のみ） 高等学校：22校（うち 全日制：19校 通信制：3校） ※併置されている場合は、それぞれ独立校として記載する。 専修学校：65校（うち休校中6校），各種学校：23校（休校中5校）</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の勤務年数⇒ 1～3年程度 担当者の高等学校教員免許：高等学校教員免許を有している者はいない。</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<ol style="list-style-type: none"> ① 視察訪問について⇒ 必要に応じ実施 ② 指導訪問⇒ 必要に応じ実施 ③ 調査訪問について⇒ なし ④ その他の訪問⇒ 認可等に際する訪問を必要に応じ実施 ⑤ 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ なし ⑥ 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ なし ⑦ 訪問に際し学校に求める資料⇒ 随時調整
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>○訪問担当者は案件により変わるため，想定される訪問者の担当業務は以下のとおり。</p> <p>学事班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私学審議会担当 ・私立学校の認可指導事務 ・私立学校実態調査 ・いじめ重大事態対応担当 ・私立学校安全担当 ・私立学校の生徒や保護者，教員，他一般人からの相談業務 <p>助成班</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金・奨学給付金等各種補助金関係業務 ・各種会計関係書類確認

Q所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>経営支援・宗教法人係 12名 小中高係 6名 幼稚園・専修学校係 5名</p>
5	所轄している学校数	<p>小中高等学校数 82校（休校・募集停止 2校含む） 全日制高等学校 40校 通信制高等学校 7校（うち併設校5校） 中学校 25校 小学校 10校</p>
7	所轄担当課の担当者について	<p>担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 3、4年 担当者の中学校・高等学校教員免許 ① 教育委員会からの出向 2名 うち、教員有免許者 2名。</p>
8	通信制高等学校への訪問について	<p>隔年で国のガイドライン等に基づく指導・検査を実施している。</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>経営支援・宗教法人係・・・修学支援金等の検査指導 小中高校係・・・上記以外の法人及び学校運営、各種補助金に係る 検査指導</p>

R所轄庁

4	所轄担当課の構成	<p>○教育指導担当 2名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の私立学校に通う児童・生徒等に関する教育相談、教育活動全般に関する事務 ・ 私立学校の設置認可に関する事務 <p>○私学振興担当 10名（会計年度任用職員含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校法人の設置認可等に関する事務 ・ 私立学校の助成に関する事務（就学支援金・経常費等）
5	所轄している学校数	<p>小学校：6校 中学校：12校</p> <p>高等学校：23校（全日制22校、通信制1校）</p> <p>専修学校：25校 各種学校：6校 ※休校除く</p>
7	所轄担当課の担当者について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 2～3年 ・ 高校教員免許を有している者が2名いる。うち教員経験者は2名
8	通信制高等学校への訪問について	<p>(1)年度初めの挨拶訪問として1校を訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年実施 ・ 訪問に際し、現況報告を求める <p>(2)指導訪問について⇒ 不定期に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問に際し、学校に求める資料⇒ 事件・事故に係る書類等 <p>(3)調査訪問について⇒ 不定期に実施</p> <p>① 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ 無</p> <p>② 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ 有</p> <p>③ 訪問に際し学校に求める資料⇒ 有</p> <p>資 料① 学校要覧</p> <p style="padding-left: 2em;">② 添削課題（レポート）</p> <p style="padding-left: 2em;">③ 面接指導の学習指導案</p> <p style="padding-left: 2em;">④ 年間行事予定 等</p>
9	通信制高等学校への訪問担当者の業務について	<p>①教学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私学審議会・・・認可指導事務等 ・ 諸調査・・・私立学校実態調査等 ・ 指導助言・・・教育課程、事件・事故報告等

広域通信制高等学校 基礎データ（所轄庁用）記入例
<p>この基礎データ（所轄庁用）は、文部科学省で実施してきた「広域通信制高等学校に対する点検調査」のうちに、所轄庁からご提出を頂いている同じ様式のデータです。</p> <p>今回評価機構による調査の際に、聞き取りをさせて頂く内容となります。</p> <p>訪問時にご回答頂くか、訪問後に記載して頂き、送付して頂きます様お願いいたします。</p>

重要	<p>下記1～12の項目で報告書に掲載を予定していますので、承諾を願いたい。また、所轄庁名や学校名・通信教育連携施設名など、名称の掲載を承諾できない所轄庁においては、名称が特定できないよう配慮します。その場合、1～12の欄を黄色で塗りつぶして下さい。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

1	県名（市町村名）・担当課	○○県 生活文化部 私学担当課 ○○市 経済振興課
2	担当課住所等	〒 担当課メールアドレス 担当課電話番号
3	担当者（広域通信制に係わる担当者）	職・氏名 メールアドレス
4	所轄担当課の構成 (各所轄の構成に合わせて記載して下さい)	例として 教育指導グループ（調整担当） 業務内容 私学行政の企画調整 6名 教育指導グループ（教育指導担当） 業務内容 県内の私立学校に通われる児童・生徒等に関する教育相談 6名 認可グループ 業務内容 私立学校と学校法人の設置認可等に関する事務 3名 助成グループ（助成担当） 業務内容 私立学校の助成に関する事務 3名 助成グループ（就学支援金・学費補助担当） 業務内容 就学支援金、学費補助に関する事務 4名
5	所轄している学校数	例として 幼稚園：30校 小学校200校 中学校：50校 専修学校：20校 各種学校：15校 高等学校：100校 （うち全日制：90校 定時制：5校 通信制：10校） ※併置されている場合は、それぞれ独立校として記載する。
6	所管している通信制高等学校及び通信教育連携協力施設 ※ 別添のデータを確認頂き、追加・修正等を追記ください。	例として 通信制高等学校名及び通信教育連携協力施設 例 ○○高校 面接指導等実施施設：○○キャンパス（○○県○○市：面接指導施設） □ △高校（協力校）（□△県□△市：面接指導施設） 学習支援施設；○○学習センター
7	所轄担当課の担当者について (各所轄の構成に合わせて記載して下さい)	例として 担当課における担当者の平均勤務年数⇒ 2～3年 担当者の高等学校教員免許 ① 高等学校教員免許を有している者が、3名いる。 うち、教員経験者は 0名 ② 高等学校教員免許を有している者はいない。

8	<p>通信制高等学校への訪問について 「視察・指導・調査について下記を定義とします」 ①視察訪問：生徒や学校の様子を見みる視察訪問 ②指導訪問：就学支援金等に係る指導訪問 ③調査訪問：点検調査等の調査訪問 ④その他の訪問：上記以外の訪問の場合</p> <p>⑤独自の調査訪問マニュアルの有無 ⑥調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無 ⑦訪問に際し学校に求める資料 資料名等 (各所轄の構成に合わせて記載してください)</p>	<p>※例として 視察訪問と指導訪問を兼ね、昨年は50校を訪問した ※例として ①視察訪問について⇒ 毎年実施、隔年で実施 不定期に実施 実施していない等 訪問に際し、学校に求める資料 ⇒ 学校要覧 学習指導案等 ②指導訪問について⇒ 毎年実施、隔年で実施 不定期に実施 実施していない等 訪問に際し、学校に求める資料⇒ 就学支援金に係る書類等 ③調査訪問について⇒ 毎年実施、隔年で実施 不定期に実施 実施していない等</p> <p>④ 独自の調査訪問マニュアルの有無⇒ 有 無 ⑤ 調査訪問に際し、ガイドラインや指導監督マニュアルの活用の有無⇒ 有 無 ⑥ 訪問に際し学校に求める資料⇒ 有 無 資料名 1) 学校要覧 資料名 2) 添削課題(レポート) 資料名 3) 面接指導の学習指導案 資料名 4) 年間行事予定 等</p>
9	<p>通信制高等学校への訪問担当者の業務について (各所轄の構成に合わせて記載して下さい)</p>	<p>①例として：教育指導グループ⇒調査訪問として 私学審議委員会担当 私立学校安全担当 私立学校の認可指導事務 私立学校実態調査 いじめ重大事態対応担当 私立学校(幼稚園・小学校・中学校・特別支援・専修・各種)の生徒や保護者、教員からの相談業務担当 ②例として：助成グループ(就学支援金・学費補助担当) ⇒指導訪問 就学支援金</p>
10	<p>設置認可基準</p>	<p>① 独自の設置認可基準の有無⇒ 有 無 ② 有の場合、HPの公開の有無⇒ 有 無 ③ 有の場合、設置認可基準を掲載しているURL⇒ ④ 無の場合、国の設置認可基準を準用の有無⇒有 無</p>
11	<p>通信制高等学校の制度や内容についての情報を得られる環境はありますか？ ある場合はその内容。 無い場合は、通信制高校について所轄官庁として把握したい制度や情報はどの様な内容がありますか？</p>	<p>説明文又は例文 通信制高校の情報を得る方法がある ⇒ 有 無 (例)有：通信制高等学校の協会や団体への会合出席、通信制高等学校に関する研修会 など (例)無：所轄地域内にある他の所轄地域認可の通信制高等学校について 1：校名、施設名、住所(所在地)、2：生徒数、3、教育活動内容 など 他の所轄地域認可の通信制高等学校と連携をしているサポート施設について 1：施設名、住所(所在地)、2：生徒数、3、教育活動内容 など</p>
12	<p>開発中の通信制高等学校の情報管理システム(プラットフォーム)の概要内容を説明し、所轄庁担当者の管理業務において、何か他にあったら良いと思う機能、情報はございますか？</p>	<p>説明文又は例文 PF(プラットフォーム)システムについて 1、使用してみたい、2、使用することはない(その理由) PFシステムで一番使ってみたい機能は？() 1、全国所轄庁情報、認可基準 2、全国教育特区情報、基準 3、通信制高校検索、サテライト施設検索 4、通信制高等学校 管理・指導事例集 5、相談窓口 その他 希望する機能、情報はありますか？ 例：通信制高等学校新設情報の通知、通信制高等学校に関する研修・研究事業の通知や情報 など</p>

(資料 1-2 日程概要)

令和○年度 通信制高等学校 点検調査 日程概要 所轄庁版

1 点検調査実施施設

所轄庁 (○○県)

学 校 (○○高等学校) 住所 : ○○

通信教育連携協力施設 (○○キャンパス) 住所 : ○○

2 点検調査実施日

学校 : ○○年 ○月 ○日 (○) 訪問時間は直近にお知らせします。

通信教育連携協力施設 : ○○年○月○日 (○) 訪問時間は直近にお知らせします。

3 点検調査実施までの主なスケジュール

所轄庁から学校へ提出資料依頼 (点検調査対象資料一覧及び高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票⇒対象校へ提示)	○○年○月○日 (○) 頃まで (実施日 6 週間以上前に設定)
所轄庁より担当者に資料送付 (点検調査対象資料一覧及び高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票) ※1 ※2	○○年○月○日 (○) 頃まで (実施日 3 週間以上前に設定)
学校からの提出資料で書面調査を行い三者が確認事項メモを作成し (課題等が記載されたメモで書式は任意) 担当者に送付	○○年○月○日 (○) 日まで (実施日 4 日以上前に設定)
文部科学省、機構、所轄庁、三者打ち合わせ (Zoom) (オンラインのアドレスは直近にお知らせします。時間○○ : ○○~○○ : ○○)	○○年○月○日 (○) (実施日 2 日以上前に設定)
所轄庁にて機構担当者との打ち合わせ (訪問時間は直近にお知らせします。)	○○年○月○日 (○) (実施日前日)
文科省より所轄庁へ点検調査結果通知	点検調査後

4 点検調査担当者

文部科学省より○名

NPO 法人全国通信制高等学校評価機構より○名

連絡調整担当者 ○○○○ ☎○○-○○-○○○○ mail : ○○

(注意事項)

※1 担当者への資料送付は PDF でお願いします。その際に、ファイル名には必ず資料番号を先頭に付してください。

※2 ファイル名とファイル内容に齟齬がないようにお願いします。

※3 PDF の送付先はクラウドストレージにする予定です。詳細は別途お知らせします。

(資料 1-2 日程概要)

令和○年度 通信制高等学校 点検調査 日程概要 高校版

1 点検調査実施施設

学 校 (○○高等学校) 住所 : ○○

通信教育連携協力施設 (○○キャンパス) 住所 : ○○

2 点検調査実施日

学校 : ○○年 ○月 ○日 (○) 訪問時間は直近にお知らせします。

通信教育連携協力施設 : ○○年○月○日 (○) 訪問時間は直近にお知らせします。

3 点検調査実施までの主なスケジュール

所轄庁から学校へ提出資料依頼 (点検調査対象資料一覧及び高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票)	○○年○月○日 (○) 頃まで (実施日 6 週間以上前に設定)
学校より所轄庁に資料送付 (点検調査対象資料及び高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票) ※1 ※2	○○年○月○日 (○) 頃まで (実施日 3 週間以上前に設定)
点検調査日 (訪問時間は直近に連絡)	○○年 ○月 ○日 (○)
通信教育連携協力施設点検調査日 (訪問時間は直近に連絡)	○○年 ○月 ○日 (○)
所轄庁より点検調査結果通知	点検調査後

4 点検調査担当者

文部科学省より○名

NPO 法人全国通信制高等学校評価機構より○名

(注意事項)

※1 担当者への資料送付は PDF でお願いします。その際に、ファイル名には必ず資料番号を先頭に付してください。

※2 ファイル名とファイル内容に齟齬がないようにお願いします。

(資料1-3 高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票 令和4年度版)

学校名 ()

高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票

・回答欄の該当するものに☑を入れてください。

・回答の根拠となる資料を別紙1の中の事前に提出していただく資料から選択し、「資料番号」欄に当該資料の番号を入力してください。

事前に提出していただく資料に無い資料を回答の根拠とする場合には、別紙1に記載の方法により資料を追加の上、当該資料に付した番号を入力してください。

・回答内容の補足がある場合には、回答に係る補足説明欄に自由に記載してください。

ガイドライン記載事項 (R3, 3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
1. 学校の管理運営に関する事項				
(1) 教職員の配置等				
① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程 (昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。) 第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができる。教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができる。教員配置の充実を図ること。	[1] 添削指導等にあたる教員が各教科の免許状を有しているか。 [2] 免許外教科担任の許可を受けているか。受けている場合、その教科・科目は何か。	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 一部有していない <input type="checkbox"/> 有していない <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない 【教科・科目】		
② 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。	[3] 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うために、養護教諭等の配置が行われているか。	<input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー		
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	[4] 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえた支援体制を整えているか。	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する校内委員会の設置 <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターの指名 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用 <input type="checkbox"/> 教員の専門性向上のための研修の実施		
④ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。	[5] 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーの配置しているか。 [6] 実施校において、進路担当教員との定期的な面談、ハローワークとの連携等の生徒の進学支援や就労支援、キャリア形成に資する取組を行っているか。	<input type="checkbox"/> 進学・就職支援を担当する教職員 <input type="checkbox"/> キャリアカウンセラー <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない		
⑤ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。	[7] 学校運営に必要な事務職員を配置しているか。	【人数】		
(2) 施設及び設備の整備等				
① 高等学校の教育を行う上で適切な環境に位置すること。	[8] 実施校の周辺に、風営法第2条に規定される風俗営業を営む施設が立地していないか。(例えば、雀荘、パチンコ屋、風俗施設等)	<input type="checkbox"/> 立地している <input type="checkbox"/> 立地していない	-	
② 実施校の校舎面積は、原則として通信教育規程第8条に定める面積 (1200平方メートル) 以上とすること。	[9] 実施校の校舎面積を1,200平方メートル以上確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保していない場合の理由】		
③ 実施校の施設及び設備は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設 (教室 (普通教室、特別教室等)、図書室、職員室、専門教育を施すための施設) のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。また、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。	[10] 通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設を備えているか。	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】		
	[11] 実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のために、理科室等の施設及び設備を備えているか。	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】		
	[12] 保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保していない場合の理由】		
(3) 通信教育連携協力施設の設置等				
① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設 (通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。) として、面接指導等実施施設 (通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。)、学習等支援施設 (通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。) を設けることができること。	-	-	-	-
② 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができる。具体的に、「特別の事情」がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなく、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこととする。	[13] 設置する面接指導等実施施設は、どのようなものか。また、面接指導等実施施設として、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設を使用している場合、「特別の事情」があり、かつ、教育上支障がない場合」とはどのようなものか。	<input type="checkbox"/> 分校 <input type="checkbox"/> 協力校 <input type="checkbox"/> 技能教育施設 <input type="checkbox"/> 他の学校等の施設 (大学、専修学校等) 【特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合】		
③ 面接指導等実施施設の編成、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種別、連携協力の内容及びその定員その他の実情を勘案し、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。	[14] 面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務を行う場合には、それを担当する教職員は実施校の身分を有しているか。 [15] 面接指導等実施施設の編成、施設及び設備は、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準と同程度のものとなっているか。	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない <input type="checkbox"/> 第5条 (教諭等の数) <input type="checkbox"/> 第6条 (事務職員の数) <input type="checkbox"/> 第7条 (施設及び設備の一般的基準) <input type="checkbox"/> 第8条 (校舎の面積) <input type="checkbox"/> 第9条 (校舎に備えるべき施設) <input type="checkbox"/> 第10条 (校具及び教員)		

ガイドライン記載事項（R3、3一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
④ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならず。	[16]学習等支援施設の施設及び設備が、教育上及び安全上支障がないものであると判断する基準を設けているか。	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない		
⑤ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないときは公表されていないときは除く。）は、当該基準を参照して当該確認を行わなければならないこと。	[17]通信教育連携協力施設を設ける場合に、当該通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、確認を行っているか。 [18]通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在する場合、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないときは公表されていないときは除く。）を参照して上記③及び④の基準に適合することの確認を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
⑥ 通信教育連携協力施設を設ける場合とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せて意味であることから、通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきである。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育連携協力施設との定員を変更し、かつ併設する場合においても、同様確認を行うこととする。	[19]通信教育連携協力施設を設けた後も、上記③及び④の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 [20]通信教育連携協力施設ごとの定員を変更する場合において、当該施設が上記③及び④の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
⑦ 私立の実施校の設置者又は、上記⑤の確認を行うに当たって、上記③及び④を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体という。以下同じ。）が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認するものとする。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができるよう、適切に保存及び管理すること。	[21]実施校の設置者は、上記⑤の確認を行うに当たって、上記③及び④を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認しているか。 [22]具体的な確認内容及び確認結果について、文書等により適切に保存及び管理を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
⑧ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保することとする。	[23]面接指導等実施施設において、面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施できるための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等が確保されているか。	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されている <input type="checkbox"/> 確保されていない		
⑨ 通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	[24]通信教育連携協力施設において、保健室やそれに代わる施設を整備しているか。 [25]通信教育連携協力施設において、養護教諭を配置しているか。	<input type="checkbox"/> 整備している <input type="checkbox"/> 一部整備している <input type="checkbox"/> 整備していない <input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない		
（4）通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等				
① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的な訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。	[26]通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を配置しているか。 [27]通信教育連携協力施設に対する本校職員の訪問や連携協力の職員を集める会議等を行っているか。	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
② 実施校の設置者は、通信教育連携協力を設ける場合は、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	[28]通信教育連携協力施設との連携協力内容について、あらかじめ文書による取り決めを行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 一部の施設と行っている <input type="checkbox"/> 行っていない		
③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。（注釈1）実施校の校長の監督権が及ばない通信教育連携協力施設の職員に添削指導等を行わせることが不適切であることは当然として、協力校についても、実施校の校長の監督権が及ばない協力校の教職員、実施校の教職員に代わって添削指導等を実施することはできない。また、指定技能教育施設についても、実施校の校長の監督権が及ばない指定技能教育施設の職員に、実施校が行う高等学校通信教育に関する添削指導等を実施させることはできない。	[29]添削指導等は、全て実施校の教職員（1.（4）④に基づき通信教育連携協力施設の職員に実施校の教員としての身分を付与している場合を含む、以下同じ。）により行われているか。（実施校の教職員により行われているものに印をつける）	<input type="checkbox"/> 添削指導 <input type="checkbox"/> 面接指導 <input type="checkbox"/> 多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導 <input type="checkbox"/> 試験 <input type="checkbox"/> 生徒の履修状況の把握・確認 <input type="checkbox"/> その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務		
④ 通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置したり、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、業務命令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせる場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が浑然一体とならなければならないことを担保するための適切な措置を講ずること。具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定め、実施校の方針に従って教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行った際の専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。（注釈2）添削指導等については、実施校の設置者が通信教育連携協力施設の職員に対して給与を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、このことは、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実態に即して判断するべきものであることに留意することが必要である。	[30]添削指導等を行う通信教育連携協力施設の職員に対して、業務命令等により実施校の教員としての身分を付与しているか。 [31]通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容が契約書や委嘱状その他の書面により明確に定められているか。	<input type="checkbox"/> 添削指導等を行う全ての職員に付与している <input type="checkbox"/> 添削指導等を行う職員の一部に付与している <input type="checkbox"/> 付与していない <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない		
⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であることと併せて、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるが、ように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないうようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようすること。（注釈3）本ガイドラインは、実施校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のために留意すべき事項を定めるものであり、通信教育連携協力施設が独自に行う活動等について直接規定するものではないが、多くの通信教育連携協力施設において実施校の生徒募集等が行われている実態があることを実施校自ら認識していることや、実施校には、文書による取り決め等により通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保に努めることが求められることに鑑みれば、実施校の責任として、生徒・保護者に対して不適切な説明が行われなければならないことである。	[32]通信教育連携協力施設において実施校の方針に従った教育活動が行われるようマニュアル等を整備しているか。 [33]通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行った際の専任の担当教職員を配置しているか。	<input type="checkbox"/> 整備している <input type="checkbox"/> 整備していない <input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない		
⑥ 通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないよう留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であって、実施校の施設ではないことが明確になるようにすること。	[34]生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明しているか。 [35]生徒や保護者から、通信教育連携協力施設が高等学校の施設であると認識していたといった問合せがないか。 [36]通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのような説明を行っているか。 [37]授業料等について、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明を行っているか。	<input type="checkbox"/> 説明している <input type="checkbox"/> 説明していない - <input type="checkbox"/> 問合せがある <input type="checkbox"/> 問合せがない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 説明している <input type="checkbox"/> 説明していない		
	[38]通信教育連携協力施設の看板について、実施校の連携施設であることがわかる表記となっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない		

ガイドライン記載事項（R3、3一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
(5) 学校評価				
① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	[39]自己評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない		
	[40]関係者評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない		
② 通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	[41]通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、自己評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない		
	[42]通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、関係者評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない		
③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」(平成28年3月22日、文部科学省作成)等を踏まえるとともに、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とする。	[43]上記①及び②の評価を少なくとも1年度間に1回は行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
④ 上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。	[44]上記①及び②の評価を行った場合にその結果を実施校の設置者に報告しているか。	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない	-	
⑤ 外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価を活用することが考えられるものであること。	[45]主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない		
(6) 情報公開				
① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報（以下（d）から（i）までに掲げる事項については、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。）を公表すること。 (a) 学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 (b) 通信教育を行う区域に関すること。 (c) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 (d) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 (e) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学者若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。 (f) 通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。 (g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 (h) 授業料、入学科その他の費用徴収に関すること。 (i) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	[46]左記の情報を公表しているか。（公表しているものに印をつける）	<input type="checkbox"/> 公表している学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 <input type="checkbox"/> 通信教育を行う区域に関すること。 <input type="checkbox"/> 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 <input type="checkbox"/> 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 <input type="checkbox"/> 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学者若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。 <input type="checkbox"/> 通信教育実施計画（通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。）に関すること。 <input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 <input type="checkbox"/> 授業料、入学科その他の費用徴収に関すること。 <input type="checkbox"/> 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	-	
② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表するものとする。	[47]情報の公表に当たって、どのような媒体によって公表しているか。	<input type="checkbox"/> 学校ホームページ <input type="checkbox"/> 刊行物 <input type="checkbox"/> その他	-	
(7) その他				
① 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。	-	-	-	-
② 高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようすること。	-	-	-	-
③ 実施校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。	[48]実施校において法令上必要な表簿等を備えているか。備えていない場合、それは何か。	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない <input type="checkbox"/> 【備えていないもの】		
	[49]法令上定められた保存期間分の表簿を保存しているか。	<input type="checkbox"/> 保存している <input type="checkbox"/> 保存していない	-	
	[50]実施校において、生徒の連絡先等の基本的な情報や、添削指導の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等、生徒の学修状況に関する情報を管理しているか。（サポート施設等に関し合わせないと分からない状態ではないこと等）	<input type="checkbox"/> 管理している <input type="checkbox"/> 管理していない	-	
	[51]生徒の個人情報保護のため、セキュリティポリシーの策定しているか。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない		
	[52]授業料や高等学校等就学支援金、奨学金、教育ローンやクレジット契約等の取扱いについて、生徒・保護者に誤認させるようなこととならないよう、適切かつ明確に説明を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない		

ガイドライン記載事項（R3、3一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
2. 教育課程等に関する事項				
(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価				
① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。				
② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材（教科用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。	[53]各教科・科目等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成しているか。 [54]指導計画に記載されている項目はどのようなものがあるか。	<input type="checkbox"/> 全ての教科・科目等について作成している <input type="checkbox"/> 作成していない教科・科目等がある <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 指導目標 <input type="checkbox"/> 指導内容 <input type="checkbox"/> 指導の順序 <input type="checkbox"/> 指導方法 <input type="checkbox"/> 使用教材 <input type="checkbox"/> 指導の時間配当 <input type="checkbox"/> 学習成果の評価 <input type="checkbox"/> 単位認定の基準 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
③ 通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。 (a) 通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。 (b) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。 (c) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。	[55]通信教育実施計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない		
④ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるように記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる「通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画」としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるように工夫して記載するものとする。				
⑤ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるように記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設で面接指導等の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるように記載し、明示するものとする。				
⑥ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）とは明確に区別されるものであり、浑然一体となって記載されることがないようにすること。	[56]通信教育実施計画の記載内容において、高等学校として実施する高等学校通信教育と正規の教育課程ではない教育活動について明確に区別した記載となっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない		
⑦ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開するものとする。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられる。	[57]通信教育実施計画をあらかじめ生徒に対して明示し、広く一般に公開しているか。 [58]公開している場合、どのような方法で公開しているか。	<input type="checkbox"/> 公開している <input type="checkbox"/> 公開していない <input type="checkbox"/> 学校ホームページ <input type="checkbox"/> 刊行物 【その他】		
⑧ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について」（平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のならい特性を勘案して、具体的な評価基準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。	[59]H31.3.29通知を踏まえた具体的な評価基準を設定しているか。	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない		
⑨ 単位修得の認定は、教員が行う平常の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること。				
⑩ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること。				
⑪ 集団活動の場として欠かすことのできないホールルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること。	[60]特別活動について、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導しているか。	<input type="checkbox"/> 30単位時間以上 <input type="checkbox"/> 30単位時間未満		
(2) 添削指導及びその評価				
① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性とつまづきを的確に捉えて指導すること。				
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	[61]各教科・科目等の添削指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない		
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえ、各教科・科目等における添削指導の回数を十分確保すること。	[62]各教科・科目において、指導要領で定めている添削指導の回数を確保しているか。確保できていない場合、その教科・科目等は何か。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保できていない教科・科目等】		
④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切であること。	[63]添削課題の回答形式について、マークシート形式のように機械的に採点ができるようなものであったり、択一式の問題が大半を占めるような形式となっていないか。	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> 一部の教科・科目等となっている <input type="checkbox"/> すべての教科・科目等となっている		
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にもとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするよう運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画及び通信教育実施計画に基づき、計画的に実施すること。	[64]年度末や試験前にもとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするよう運用は行っていないか。 [65]添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施していないか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない		
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。	[66]添削指導に当たって、正誤のみの記載や簡易的なコメントのみとせず、各生徒の正誤の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載できているか。	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない		
⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。	[67]生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えているか。整えている場合、それはどのようなものか。	<input type="checkbox"/> 整えている <input type="checkbox"/> 整えていない 【整えている場合】		

ガイドライン記載事項（R3、3一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
(3) 面接指導及びその評価				
① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。	-	-	-	-
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	[68]各教科・科目等の面接指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない	-	-
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。	[69]各教科・科目における面接指導の単位時間数が指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて確保されているか。確保されていない場合、その教科・科目は何か。 [70]面接指導を実施するに当たって、1単位時間を弾力化しているか（例えば、40分として行っている等） [71]1単位時間を弾力化する場合、標準単位時間をもとに計算された単位数に見合う面接指導の時間数が確保されているか。	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】 <input type="checkbox"/> 弾力化している <input type="checkbox"/> 弾力化していない <input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】	-	-
④ 面接指導においては、全日制・定時制課程の「授業」とは異なり、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒の持つ学習上の課題を十分考慮しながら、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒の持つ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するものであって、個々に応じた指導の徹底を図るものとする。	[72]一定の時期に面接指導を集中的に行う（いわゆる「集中スクーリング」）ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終えるような運用や試験を終えた後に面接指導を行うような運用となっているか。 [73]集中スクーリングを実施している場合、生徒に対して、年間を通じて実施校の教員から指導を受ける機会を確保するための方策をとっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> とっている <input type="checkbox"/> とっていない	-	-
⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目等の特質に応じて適切に設定すべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。	[74]面接指導や集中スクーリング時において、同時に面接指導を受ける生徒数は、40人を超えない範囲内となっているか。	<input type="checkbox"/> 40人以上となっている <input type="checkbox"/> 40人を超えている	-	-
⑥ 面接指導は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意し、適切に実施するものとする。	-	-	-	-
⑦ 正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。	[75]年間指導計画等（連携施設の指導計画含む。）において、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されているか。	<input type="checkbox"/> 区別している <input type="checkbox"/> 区別していない	-	-
⑧ 合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導（いわゆる集中スクーリング）の実施を計画する場合には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること。	[76]集中スクーリングを実施する場合、1日当たりの面接指導時間数はどれくらいか。	<input type="checkbox"/> 8単位時間まで <input type="checkbox"/> 8単位時間を超えた時間数	-	-
(4) 多様なメディアを利用した指導及びその評価				
① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	[77]ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディア利用による指導及び評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない	-	-
② 多様なメディアを利用した学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。	-	-	-	-
③ 多様なメディアを利用した学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数（以下「面接指導等時間数」という。）の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。	[78]面接指導等時間数の一部免除を行う場合、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるものであるかという点を一部免除を行う教科・科目等の担当教員が確認しているか。	<input type="checkbox"/> 確認している <input type="checkbox"/> 確認していない	-	-
④ ①から③の場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合」や、「実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること。	[79]面接指導等時間数を「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」を判断せず、機械的に10分の8まで免除していないか。 [80]面接指導等時間数を最大10分の8まで免除できる「生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合」の基準を予め定めているか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない	-	-
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めると、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるよう報告課題等の作成を求めるとすること。	[81]報告課題等の様式について、観点別学習状況の評価ができるようなものとなっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない	-	-
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。（注釈5）面接指導への欠席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の減免をおこなう際には、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要である。	[82]面接指導の時間数を免除するにあたり、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除していないか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない	-	-
(5) 試験及びその評価				
① 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあわせて、単位を認定するために個々の生徒の学習状況を測るための手段として重要な役割を担うものであり、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めることとする。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。	[83]試験時間について、1科目20分で実施するといったように極端に短い試験時間を設定していないか。 [84]試験の実施時期について、学期の前半に実施したり、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施するといった運用を行っていないか。	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	-
② 試験の実施に当たっては、各教科・科目等の特質を踏まえることなど全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであったりするなど不適切な試験が実施されないよう、留意すること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。	[85]自由な成果物の提出により試験の替わりとしている教科・科目がないか。 [86]試験問題は毎年問題を変えて出題しているか。 [87]試験を自宅試験の方法で実施しているか。 [88]コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施しているか。 [89]オンラインでの試験等を実施している場合、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築しているか。構築している場合、それはどのような仕組みか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 変えている <input type="checkbox"/> 変えていない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 構築している <input type="checkbox"/> 構築していない 【仕組み】	-	-
③ 試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこととする。	[90]試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施しているか。 [91]採点基準の作成及び評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない	-	-

ガイドライン記載事項（R.3. 3一部改訂）	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄
（6）学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施				
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われずまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。	[92]学校設定教科・科目の添削指導・面接指導及びその評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない		
	[93]学校設定教科・科目の添削指導及び面接指導の回数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない		
② 総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	[94]総合的な探究の時間の添削指導の回数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、1単位につき1回以上を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない		
	[95]総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえて、1単位につき1単位時間以上を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない		
③ 総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	[96]総合的な探究の時間の面接指導の実施に当たって、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れているか。	<input type="checkbox"/> 取り入れている <input type="checkbox"/> 取り入っていない		
	[97]総合的な探究の時間の面接指導時間数を多様なメディアを利用して行う学習により一部免除していないか。	<input type="checkbox"/> 免除している <input type="checkbox"/> 免除していない		
（7）その他				
① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実を図ること。	[98]実施校の本務教員及び兼務教員に対する添削指導等に係る研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない		
	[99]添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒をそれぞれ把握しているか。	<input type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> 把握していない	-	
② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。 （注釈6）1科目も履修していない、いわゆる「非活動生徒」については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	[100]添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対して、生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じた適切な指導又は支援を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-	
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別的教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実を図ること。			-	
④ 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること。	[101]正規的教育課程ではない教育活動（いわゆる通学コース）を受講していない場合、受講している生徒と比べて教育支援や生徒指導、進路指導において差がないか。	<input type="checkbox"/> 差がある <input type="checkbox"/> 差がない	-	

(資料1-4 検調査対象資料一覧 令和4年版)

令和4年度点検調査対象資料一覧

注1：特に指定が無い場合は、2022年度の資料をご用意ください。

注2：通信教育連携協力施設に係る資料は、面接指導等実施施設及び学習等支援施設に係る資料となります。

注3：資料は記載ないが提出資料の趣旨を満たしていれば他の資料で代用しても結構です
(その場合は何番の資料に該当するのかを明記してください)

注4：資料については2021年度、2022年度ともに5月1日付けのデータをお願いします。

1 事前に提出していただく資料 (可能な限り PDF で送付してください)

(1) 学校の管理運営・教育課程・生徒支援に関する資料

- 1 2021、2022年度の在籍生徒数、入学者数(転編入含む。)、退学者数、卒業者数(全サテライト施設を含み、サテライト施設別に記載)
- 2 学則(全文)
- 3 組織図
- 4 学校要覧
- 5 生徒便覧
- 6 校務分掌表
- 7 校内規定(規定類集)
- 8 入試要項(募集要項)
- 9 入学の手引(授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む)
- 10 生徒募集パンフレット(学校案内)
- 11 定期試験日程一覧
- 12 事務処理規程・業務マニュアル
- 13 年間行事予定(計画変更した場合は変更後の行事予定。教職員用)(2021、2022年度)
- 14 担当教科・科目および教員免許状の所持状況が記された兼務職員を含む教員一覧表(2021、2022年度)
- 15 通信教育実施計画
- 16 教育課程表(2021、2022年度、1年次から3年次まで各年次に配当された教育課程表)
- 17 2021、2022年度の開設科目及び履修した生徒した生徒数一覧(全サテライト施設を含む)
- 18 各教科・科目の年間指導計画(2021、2022年度のもの)
- 19 各教科・科目の添削課題(18記載の科目の全回数分)
- 20 各教科・科目の添削指導のサンプル(18記載の科目、正答率50~70%程度の提出報告課題を含んだ5人のサンプル。生徒に配付している解説プリントの写しなど。)
- 21 各教科・科目の面接指導案(18記載の科目)
- 22 各教科・科目の試験問題(18記載の科目)

- 23 多様なメディアを複数利用して行う学習に関して面接指導を 8 割減免する場合、対象生徒についての内規等。
- 24 多様なメディアを利用して行う学習に関する生徒の報告書の様式等、学習成果の確認方法が分かる資料(科目によって確認方法、様式が異なる場合は、17 記載の科目)。
- 25 多様なメディアを利用して行う学習に関する 5 人の報告課題サンプル(18 記載の科目。科目毎に生徒が 1 年間に提出したもの)
- 26 成績評価基準(18 記載の科目)
- 27 2021、2022 年度のスクーリング実施日程(面接指導等実施施設を含む。)
- 28 2021、2022 年度のスクーリング時間割(日時、教室、科目、担当者が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)
- 29 2021、2022 年度の試験の実施日程(面接指導等実施施設を含む。)
- 30 2021、2022 年度の試験の時間割(日時、教室、科目、担当者(試験監督)が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)
- 31 使用教科書一覧
- 32 教職員の研修計画
- 33 自己評価書・学校関係者評価書・第三者評価書(未実施の場合はその旨を報告して下さい)
- 34 校舎図面
- 35 教育目標、指導の重点等の実施計画について学校として文書等を作成している場合は、その文書

(2)通信教育連携協力施設関係(自校が設置している施設を含む)

- 36 通信教育連携協力施設における業務マニュアル(実施校が作成するなど、学校教育と関わる部分を含むもの。通信教育連携協力施設独自の活動に係る業務マニュアルは不要、所轄庁が指定した 2 施設)
- 37 通信教育連携協力施設との連携協力内容について取り決めた文書
- 38 高等学校通信教育規程第 10 条の 3 第 3 項の規定による確認内容及び確認結果がわかるもの
- 39 通信教育連携協力施設一覧
- 40 通信教育連携協力施設の所属生徒数一覧

- 41 通信教育連携協力施設のパンフレット(教育活動、学納金等の説明を含む)
- 42 通信教育連携協力施設の看板の写真
- 43 面接指導等実施施設の校舎図面

2 訪問時に現地に備えていただく資料

- 44 免許状の写し、免許状更新手続きの証明書類（兼務職員を含めて全教員分）
- 45 特別非常勤講師の届出の写し
- 46 免許外教科担任の許可に関する文書
- 47 合格通知のサンプル
- 48 学校教育法施行規則第 28 条に定める表簿
- 49 スクーリングの出欠簿
- 50 転編入生の前籍校での単位取得状況と実施校での受講登録指導（内規等、所轄庁が指定した 2 施設）
- 51 連携施設の入学通知のサンプル（所轄庁が指定した技能教育施設、他の学校等の施設の 2 施設）
- 52 業務改善アンケート（教職員アンケート）
- 53 兼務職員を含む免許状況が分かる資料（2021、2022 年度）
- 54 連携施設職員との契約書・委嘱状等（所轄庁が指定した技能教育施設、他の学校等の施設の 2 施設）
- 55 防災マニュアル（地震・津波、火災、水害。自校の所在地・事情を考慮）

令和4年度点検調査対象資料（株立用追加資料）

●学校設置会社の経営状況に関する書類

（計算書類）

- ① 損益計算書（過去3年分）
- ② 貸借対照表（過去3年分）
- ③ キャッシュフロー計算書（過去3年分）
- ④ 個別注記表
- ⑤ 学校設置会社の株式の状況（株主資本変動計算書等）及び学校設置会社の社債の発行状況等がわかる書類

（その他）

- ⑥ 事業報告書（直近1年分）
- ⑦ 附属明細書
- ⑧ 監査役の監査報告書
- ⑨ 法人税申告書（別表、勘定科目内訳書を含む。）
- ⑩ 学校設置会社の定款
- ⑪ 関連会社の系統図又は組織図等（資本関係や役員関係がわかるもの。）
- ⑫ 構造改革特別区域法第12条第7項に定める転学のあっせんその他必要な措置に関する具体的な計画がわかるもの
- ⑬ 2017年度から本年度までの生徒数の推移

※ 生徒数については、各年度の5月現在の数字を想定していますが、学校として別の月で集計を行っている数字があれば、それでも構いません。また、年度によって、何月時点の生徒数であるかが異なる場合は、それが分かるようにしてください。

(資料 1-5 日程詳細)

〇〇〇属高等学校 点検調査 日程詳細

- 1 日 程：令和〇年〇月〇日 (〇)
- 2 場 所：〇〇〇高等学校 (本校) (住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇)
(最寄り駅：〇〇駅【中央口】から徒歩約〇分)
- 3 訪問者：〇〇県 〇〇〇部 〇〇課 〇〇〇〇・〇〇〇〇 (担当)
文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付 〇〇〇〇
全国通信制高等学校評価機構 〇〇〇〇・〇〇〇〇

スケジュール 1

令和〇年〇月〇日 (〇)

書面調査の確認メモ 締め切り (〇〇までメールで送付ください)

令和〇年〇月〇日 (〇)

15:00~16:00	文部科学省・所轄庁・評価機構担当者打合せ Zoom 会議 URL: 後日お知らせします
-------------	---------------------------------------------------

令和〇年〇月〇日 (〇)

16:00~17:00	〇〇県庁にて所轄庁担当者と打合せ (評価機構担当者)
-------------	----------------------------

令和〇年〇月〇日 (〇)

12:45 13:00~17:00	文部科学省担当者と合流 (高宮駅【中央口】) 点検調査 (本校)
----------------------	-------------------------------------

スケジュール 2

令和〇年〇月〇日 (〇)

- 4 場 所：〇〇高等学校 通信教育連携協力施設 (〇〇キャンパス)
(住所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇) (最寄り駅：〇〇駅から徒歩約〇分)
- 5 訪問者：〇〇県 〇〇〇部 〇〇課 〇〇〇〇・〇〇〇〇 (担当)
文部科学省初等中等教育局参事官 (高等学校担当) 付 〇〇〇〇
全国通信制高等学校評価機構 〇〇〇〇・〇〇〇〇

12:50 13:00~15:00	文部科学省担当者と合流 〇〇高等学校 〇〇キャンパス 前 点検調査 (〇〇渋谷キャンパス)
----------------------	-----------------------------------------------------

(資料 1-6 点検調査 当日の流れ)

〇〇高等学校 点検調査 当日の流れ

〈本校〉

- 1 日時 〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
- 2 場所 〇〇高等学校
- 3 (1) 自己紹介
 - ・所轄庁→評価機構→文部科学省
 - ・学校
- (2) 挨拶
 - ・文部科学省 (趣旨説明)
 - ・所轄庁
- (3) 点検調査 開始
 - ・〇月〇日 三者打合せを踏まえた確認事項について
 - ・所轄庁主体で聞き取り調査
 - ・文部科学省から補足確認
 - ・評価機構から補足確認
 - ※1. 学校の管理運営に関する事項が終了したところで休憩〇分程度
 - ・校舎施設見学 (〇〇分程度)
 - ・点検調査 再開
 - ※2. 教育課程等に関する事項
 - ※3. その他の事項 (全体的に)
- (4) 全体講評
 - ・所轄庁より点検調査を通して講評
 - ・文部科学省からの補足
 - ・評価機構から補足

〈通信教育連携協力施設〉

- 1 日時 〇〇年〇月〇日 (〇) 〇〇 : 〇〇 ~ 〇〇 : 〇〇
- 2 場所 〇〇キャンパス
- 3 (1) 自己紹介
 - ・所轄庁→評価機構→文部科学省
 - ・〇〇キャンパス
- (2) 点検調査 開始
 - ・施設見学 (〇〇分程度)
 - ・所轄庁主体で聞き取り調査
 - ・文部科学省から補足確認
 - ・評価機構から補足確認
- (3) 全体講評
 - ・所轄庁より点検調査を通して講評
 - ・文部科学省からの補足
 - ・評価機構から補足

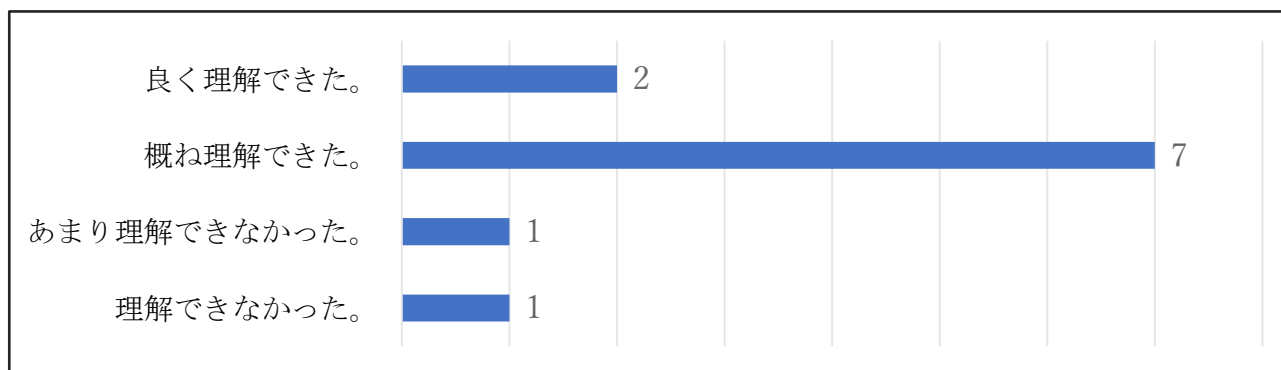
(資料 1-7 点検調査事後アンケート)

所轄庁による点検調査に係る事後アンケート集計

点検調査事後アンケートは、点検調査を行った 11 所轄庁にアンケートを行い今後所轄庁が主体的に行う点検調査に資することを目的に実施した。

※アンケートの回答で、その他・意見がない場合は欄を省略している。また、分析は最後にまとめている。

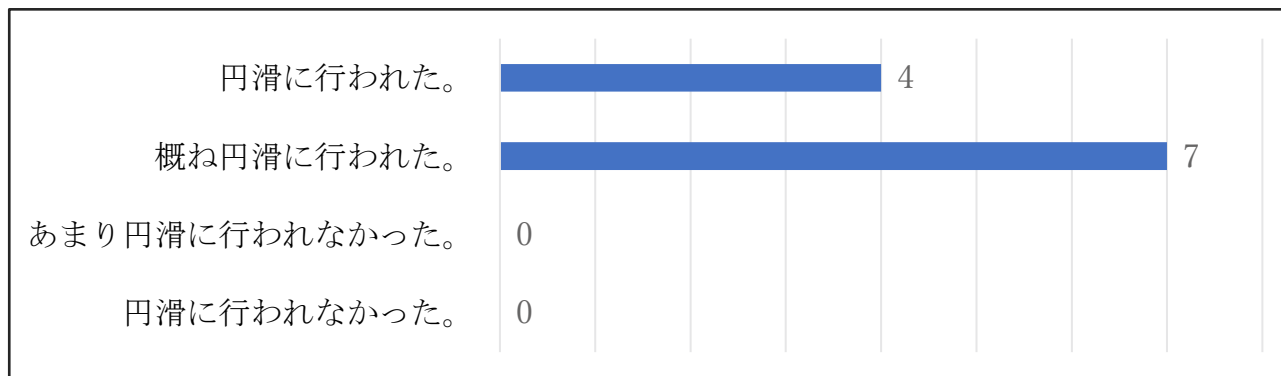
設問 1 令和 4 年 6 月 14 日の「点検調査に係る所轄庁合同説明会」で点検調査の実施方法は理解できましたか。



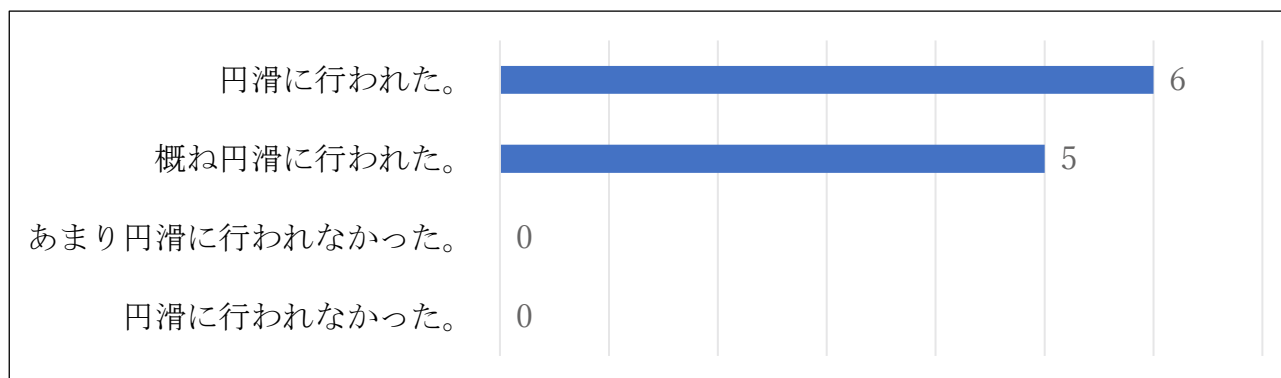
その他・ご意見

○機構からのメールがフリーメールだったため、説明会案内のメールが届かず参加できなかった。

設問 2 所轄庁と評価機構との連絡調整は円滑に行われましたか。



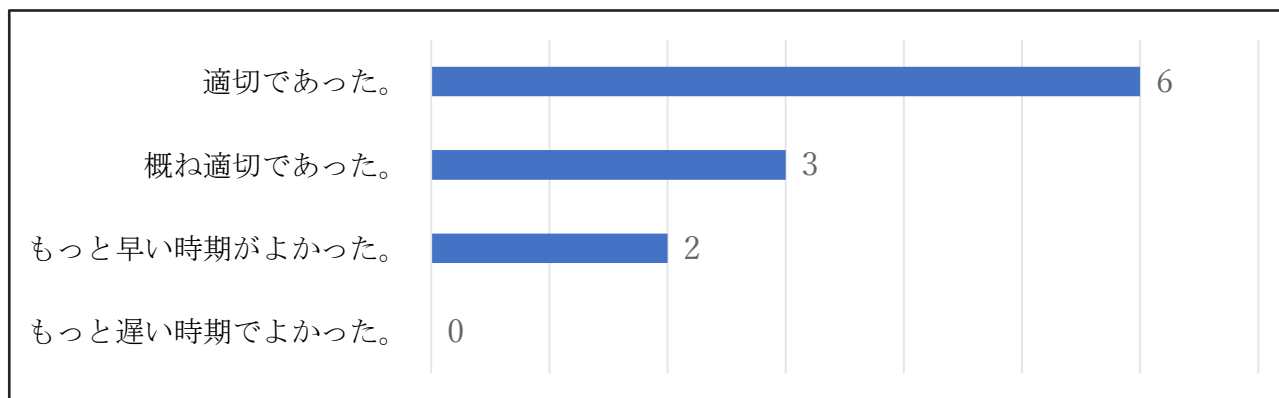
設問 3 所轄庁と点検調査対象校との連絡調整は円滑に行われましたか。



その他・ご意見

○事前提出資料の期限超過した点で円滑でなかったと考えている。

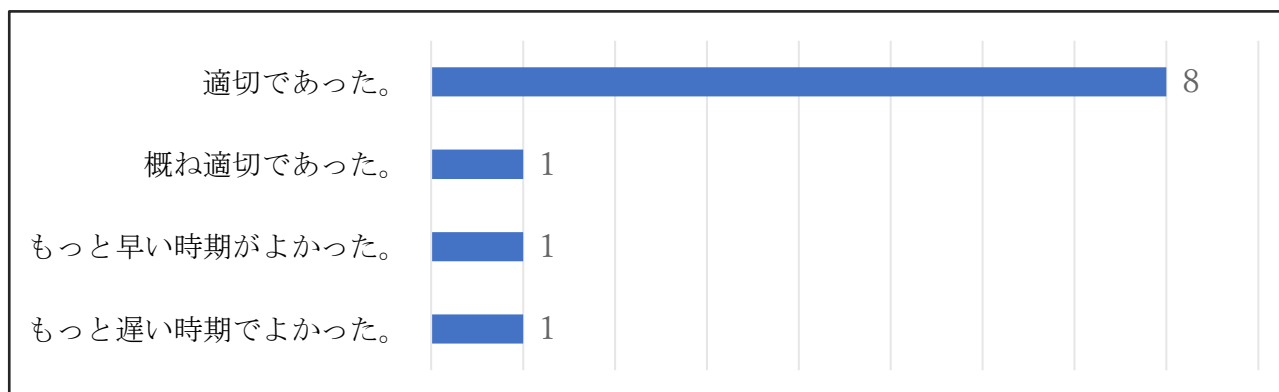
設問 4 所轄庁から学校へ資料提出依頼の時期は適切であったと思いますか。



その他・ご意見

○提出期限超過したことから2ヶ月前の依頼が適切と思われる。

設問 5 所轄庁から評価機構への資料送付の時期は適切であったと思いますか。

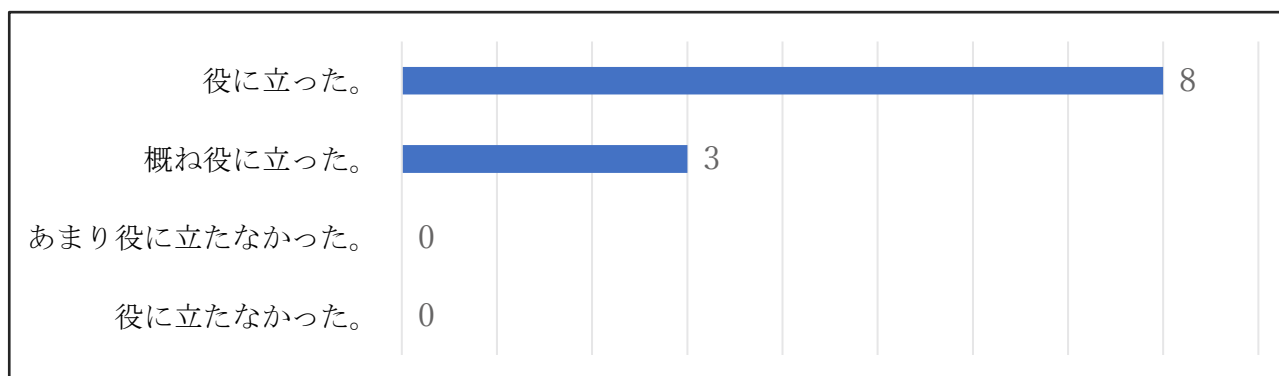


その他・ご意見

○文科省(内閣府からも同様に)からもほぼ同時に現地調査内容と通じるような調査ものが届き、大変苦勞した。現地に赴かれる前提があったわけであり、担当も同様の部署であったことから、様々配慮いただけると良かった。

(提出資料の整理へのご協力には感謝しております)

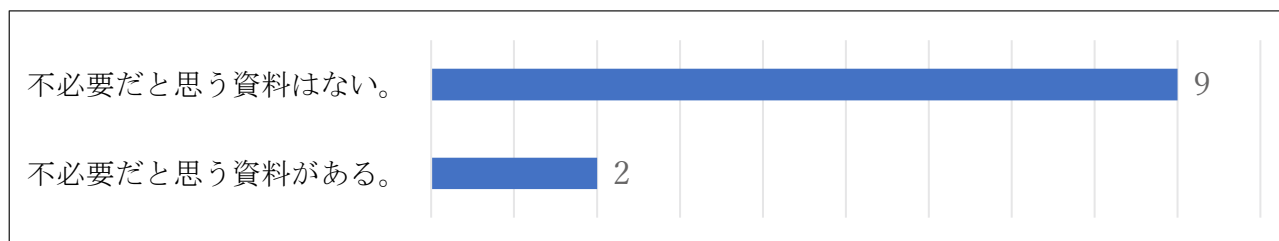
設問 6 点検調査実施日決定後に送付された「点検調査スケジュールについて」は役に立ちましたか。



その他・ご意見

○合同説明会後の早期に事前提出資料等(予告)を学校へ示す必要を感じた。

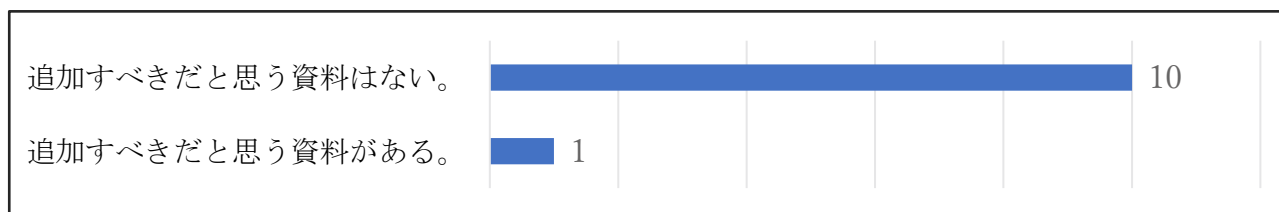
設問7 「点検調査対象資料一覧」にある資料の中で不必要だと思う資料はありますか。



不必要だと思う資料番号 (12, 20, 25, 31, 32, 34, 43, 45, 46, 47, 48, 55)
 不必要だと思う理由
 ○一覧の資料全てを確認することは量的に困難であるので、重点的に行うことを想定し、優先度の低いものは削除することも検討いただきたい。

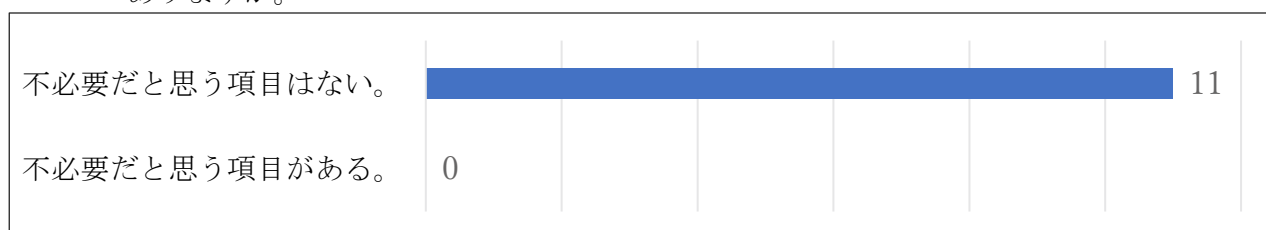
不必要だと思う資料番号 (学校設置会社の経営状況に関する書類①～⑬)
 不必要だと思う理由
 ○株立高校の所轄庁が毎年、学校審議会等で調査対象校の経営状況を把握し適切な指導をしているのであれば、所轄庁から経営状況に関する報告や資料提示で良いのではないか。

設問8 「点検調査対象資料一覧」に追加すべきだと思う資料はありますか

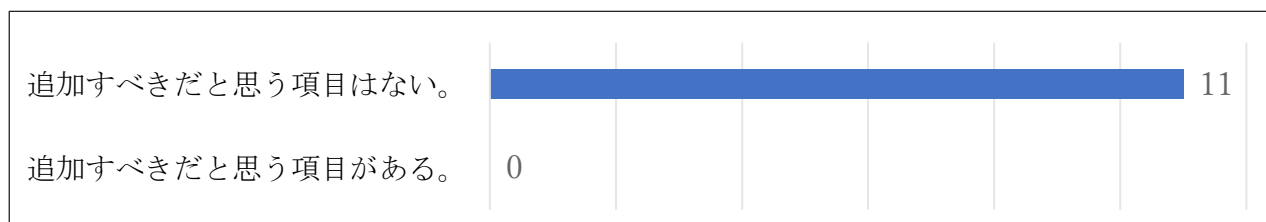


追加すべきだと思う資料名 (学則等変更認可書類一式)
 追加すべきだと思う理由 (記載なし)

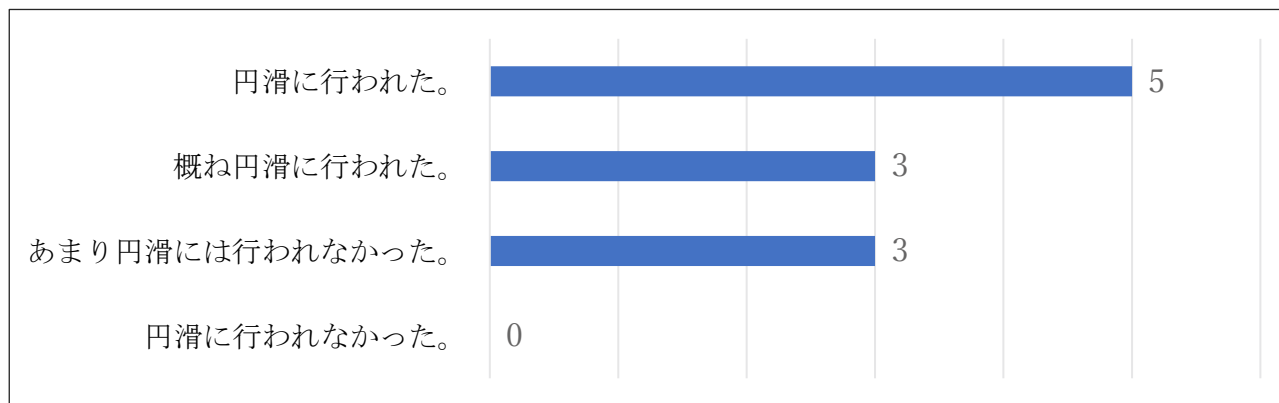
設問9 「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票」各項目で不必要だと思う項目はありますか。



設問10 「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票」各項目で追加すべきだと思う項目はありますか。

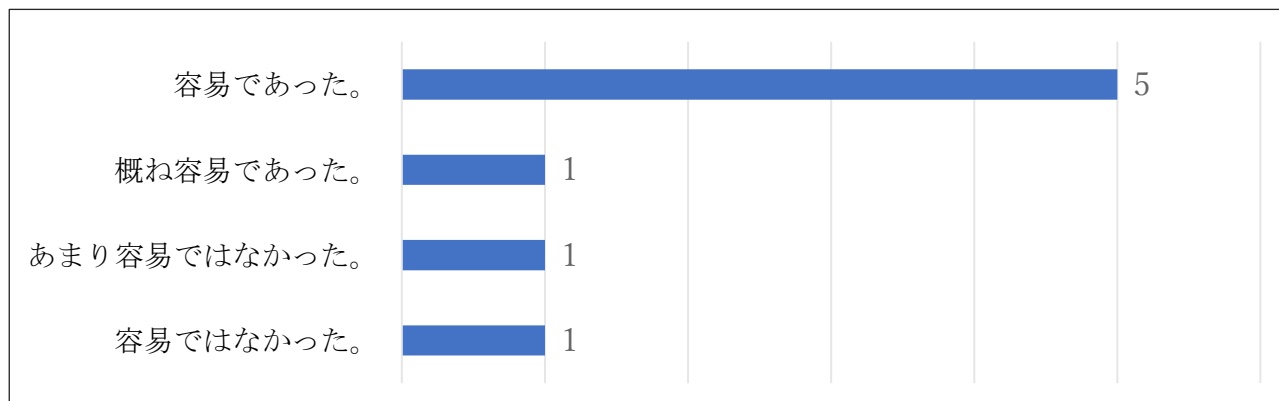


設問 11 点検調査対象校からの資料提出は円滑に行われましたか。



その他・ご意見（記述）
 提出期限超過した点において円滑ではなかった。

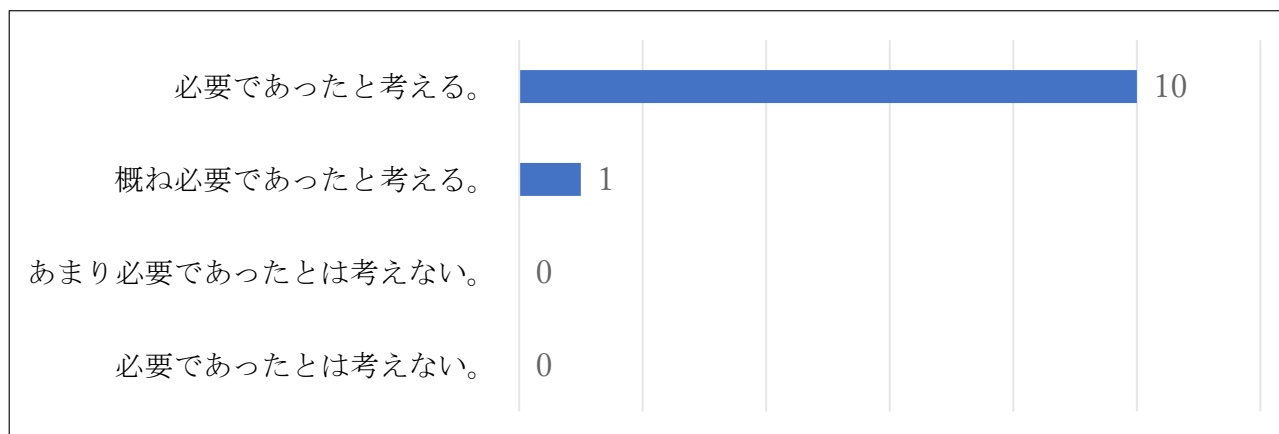
設問 12 セキュア SAMBA（クラウド）の操作等は容易でしたか。



その他・ご意見
 当県のセキュリティの関係で使用しなかった。
 セキュリティ上の問題で利用できなく、本県独自のものを利用した。
 （回答数に算入せず）
 セキュア SAMBA の代替で文部科学省 BOX により操作容易でした。

※ セキュア SAMBA の準備前に 2 所轄庁で点検調査を実施したため、2 所轄庁ではセキュア SAMBA は活用できなかった。

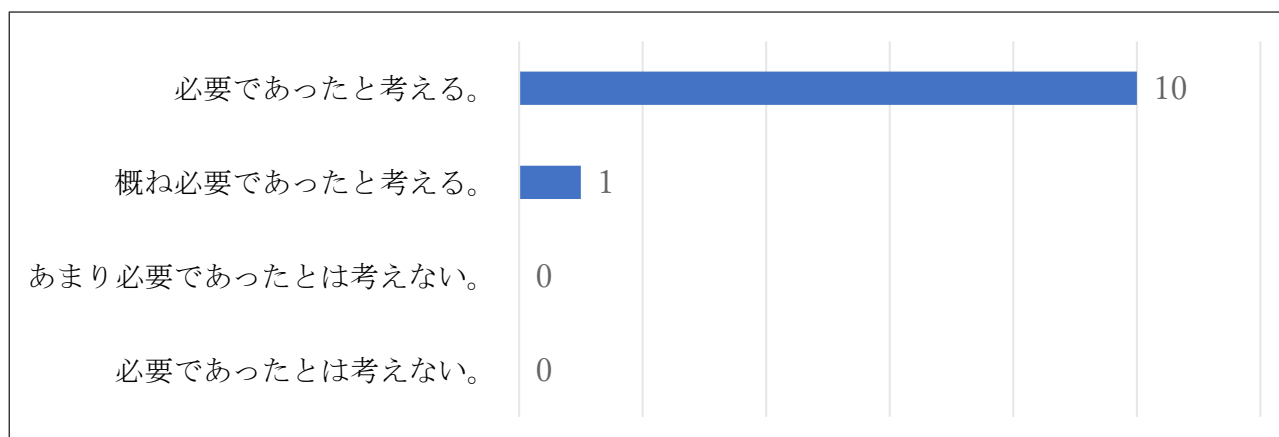
設問 13 文部科学省、所轄庁、評価機構での zoom による打合せは必要であったと考えますか。



その他・ご意見

- 打合せを通じて、調査を行われる側の想いを含め、聴き取らないと議事進行は不可能。もう少し、時間を取っても良いくらいと考えます。
- 実施イメージ，内容理解，準備等の全てにおいて有意義でした。

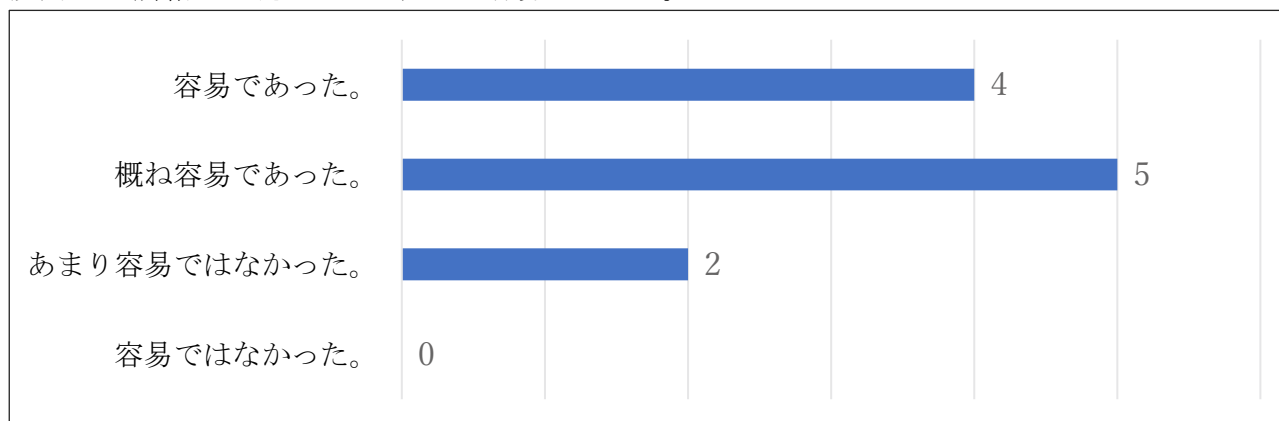
設問 14 所轄庁と評価機構の点検調査前の打合せは必要であったと考えますか。



その他・ご意見

- 実施イメージ，内容理解，準備等の全てにおいて有意義でした。

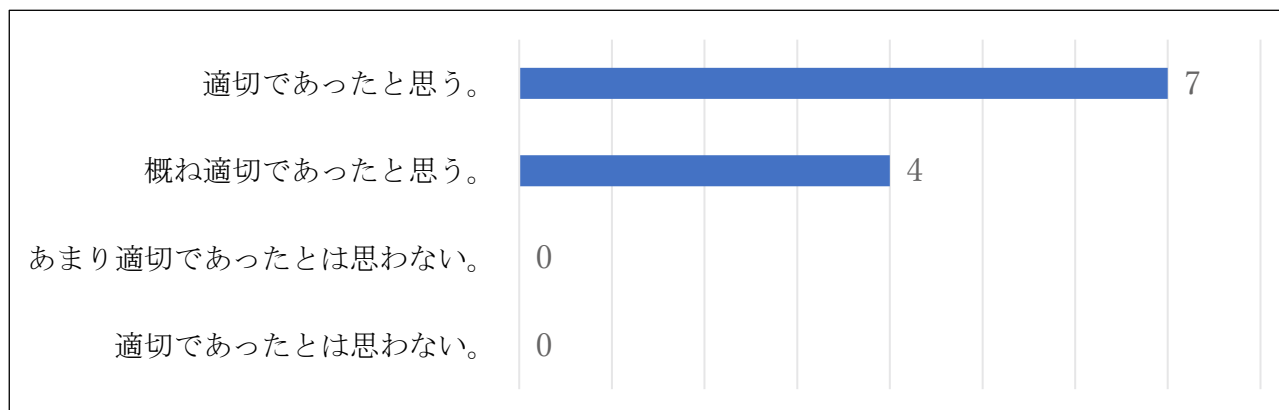
設問 15 所轄庁基礎データの記述は容易でしたか。



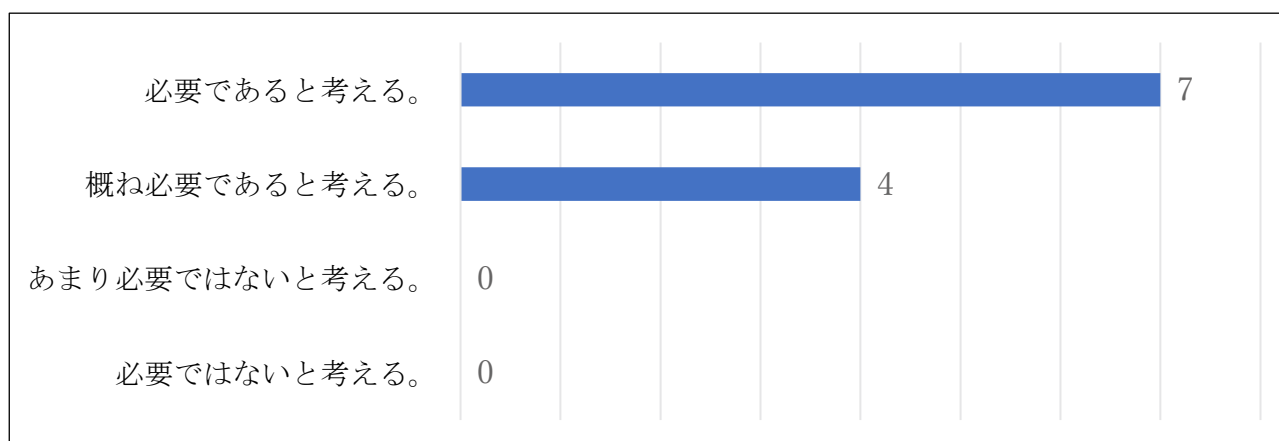
その他・ご意見

- 担当者名簿は文科省に毎年提出しているので、通信制の担当だけ確認すればいいのでは。

設問 16 点検調査実施にあたり、評価機構からの指摘や助言等は適切であったと思いますか。



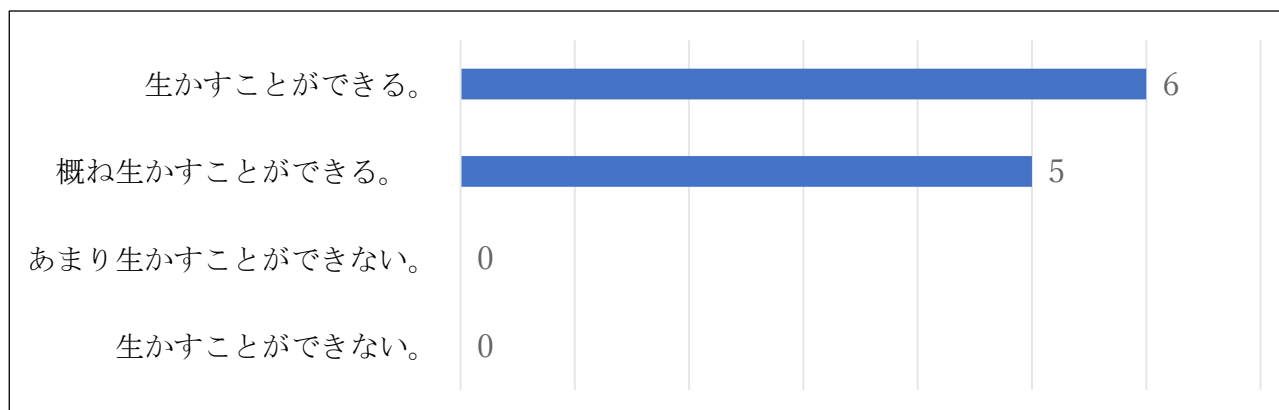
設問 17 今後、所轄庁による点検調査を行う際に評価機構等の外部有識者の同行、助言は必要だと考えますか。



その他・ご意見

○現体制下では、「学校審議会」以上の監査業務は困難であり、教育ノウハウが無いに等しい所轄庁の場合、文科省が定める基準との合致といった部分に関しては、助言は必須と考えます。(以前、教育委員会関係部局の協力も拒まれることもあったので、助言は必須と考えます。)

設問 18 今回の点検調査は今後の通信制高等学校に関する所轄業務に生かすことができますか。



具体的な理由

○所轄する通信制高等学校が適切な教育を行っているか全く知見がなかったため有識者からの助言は大変参考となった。

今回の点検調査及びアンケート等について、所轄庁から頂いたご意見などを記載します。

※ 所轄庁名や学校名等は適宜修正している。

○今後の指導・点検の参考としたいので、全国の点検調査の結果（指摘事項）については、少なくとも協力府県で共有していただけるようお願いしたい。

○今回の点検調査は、試験的に所轄庁である県を主体として、文部科学省及び評価機構をアドバイザーとして協力を得て行われたものと理解しているが、本県において私立学校の教育内容について点検等調査をすることは、全日制高校を含めこれまで行っていない。県が広域通信制高校のみを対象として調査を行い、個別の教育内容に対して指導することは、これまでの取扱いや私学の自主性や独自性の観点からも適当ではないと考える。

従前のおり、広域通信制高校が教育の質を担保するため、自主的に評価機構に調査を依頼し評価を受けるような認証制度により運用し、その認証に何らかの付加価値を与えることが適当ではないか。

○全日制のように登校する日の多い通信制高校に対し、一律で通信制高校のルールを強制するのではなく、一定の自由を認めて独自の教育を展開できるようにすることも、引いては教育の質向上につながるのではないか。

○本県における点検調査にあたり、2度延期になったこともあり、学校に数か年分にわたる対象書類を準備させることとなった。延期の場合は以前準備した書類の範囲内で調査を行う等、負担を最小限に留めるよう配慮いただきたい。

○点検調査の位置づけ（根拠等）が曖昧に感じました。今回、対象校が快く調査を受け入れてくれましたが、このスキームだと調査の実施について理解を得ることが難しいと思いました。

また、文部科学省、評価機構、特に所轄庁それぞれの役割、関わり方、スタンスが分かりにくかったです。所轄庁側としては、当該調査を打診いただく際に、所轄庁がどのような立ち位置であって、どのような役割（司会進行など）をするのか、県外への出張があること（旅費の関係）などをあらかじめお伝えいただければよかったですと思います。

一方で、点検調査を通じて、対象校の課題が多く見付き、また、所轄庁としても普段の業務で通信制高校の運用、実態等を確認する機会があまりないため、理解も深まり、今後の業務に大いに役立たせることができる経験ができました。

今回、所轄庁として初めて点検調査をさせていただきましたが、評価機構をはじめ、文部科学省の担当の方に丁寧にサポートいただき、大変助けられました。ありがとうございました。

○事前提出資料のデータ形式がPDF限定とされていましたが、学校からの提出資料がワードやエクセル形式のものが多数ありました。該当のファイルをPDFに変換するのに非常に時間を要したため、ワード・エクセルでも可となると、若干作業量が減るように思います。

○調査対象校は文部科学省が選別していると思うが、所轄庁が学校の状況を一番承知していると思うので、どこの学校に調査に入るか（入るべきか）は所轄庁に決めさせてもらいたい。

○本県が所管する広域通信制高等学校で、不適切な運営をしている学校があり、対応に苦慮している。そういった事案が発生したときに、所轄庁だけで対応するのではなく、評価機構等の方々に調査の同行及び助言をいただけるとありがたい。

○普段の立ち入り調査では教育課程の内容までなかなか確認できていなかったもので、評価機構、文部科学省の指摘や助言については大変参考になり、調査対象校だけでなく、他の通信制高等学校への指導にも役立てていきたいと思えます。

○「点検調査に係る所轄庁合同説明会」に参加できなかったため、点検調査直前まで所轄庁の役割が分からなかったもので、今後、該当する所轄庁がすべて参加できるようにフォローして頂ければと思えます。また、点検調査の日について、年始直後の日程だと三者打合せから点検調査日までの間に長期休暇に入ってしまう確認時間があまりとれなかったもので、今後、年始直後の実施にならないようにご検討いただければと思えます。

○所轄庁のサポート、アドバイザーというのは建前であって、実質は文科省の指導という認識をしておりますが、そのことを理解した上でも、議事進行には疑問点が残りました。特に、教育の専門家である担当者のご意見や疑問点について、その意図を含め、本来の調査意図から勘案しても、担当者からお伝え願うことが、適正な運用かと考えます。所轄庁として学校を認可している以上、担当者の事務量や調整が増大することに関しては、担当の想いや業務量をこなすという意気があれば、遂行できるものと考えますが、指摘内容含め、「所轄庁が」という主語が基本的に付くというのは、少なくとも、本所轄同様の体制を取っている組織があるのであれば、この制度自体の見直しを根本的に行うべきであると考えます。

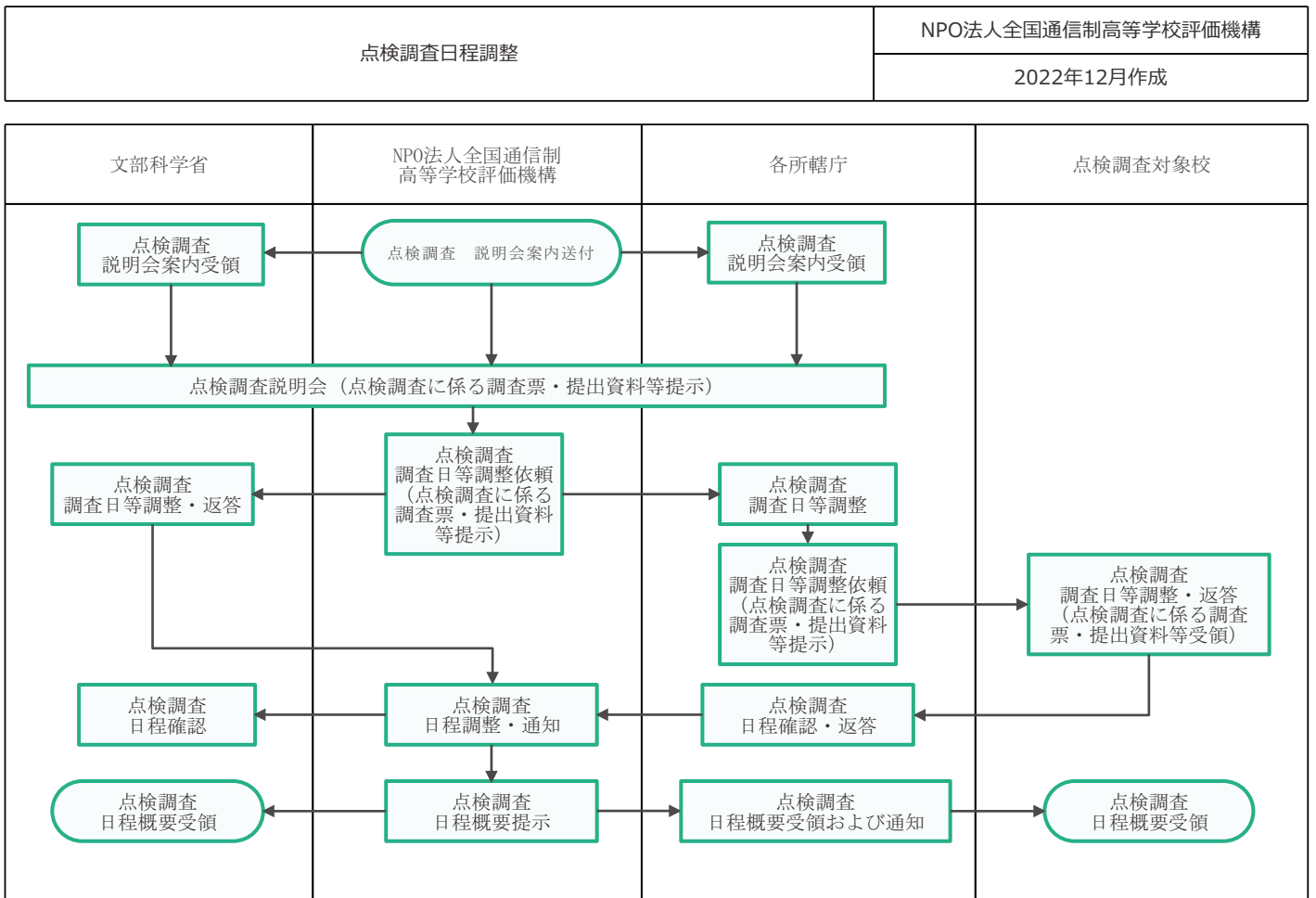
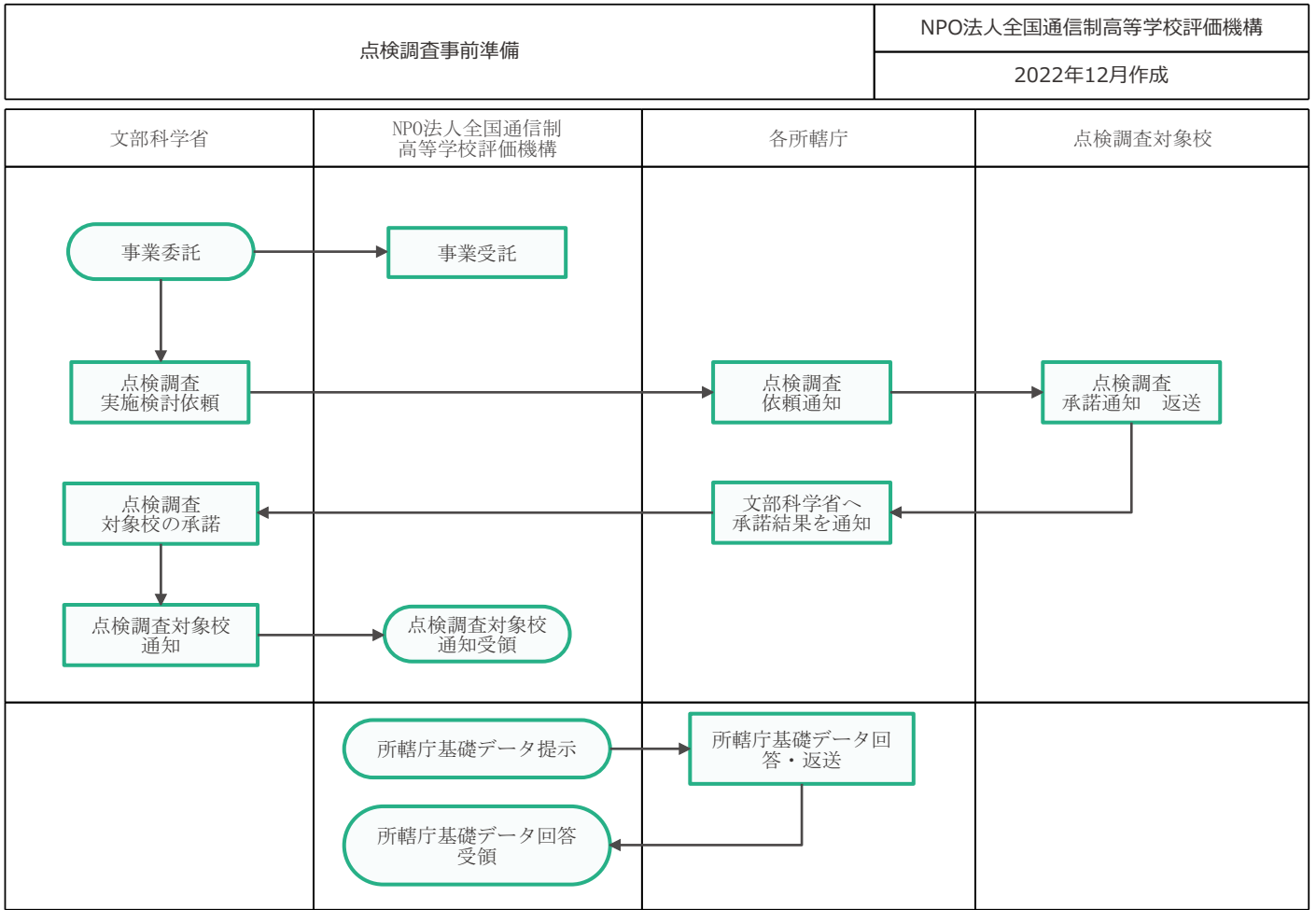
○所轄庁が主体的に聞き取りを行うということで進めましたが、同様の内容、質問の仕方の角度違い等、1つの項目において、質問のニュアンスの違いか、次に行くことを制止される場面があった。事前の打合せでは、同内容の場合、時間の関係上、次に進むという説明であったが、そうであれば、時間の制約もあり、初めから、評価機構担当者や文科省担当者から聞かれる方が良いのではないかと。

○3者（文部科学省、評価機構、所轄庁）打ち合わせ、2者（評価機構、所轄庁）打ち合わせのいずれも、今回の実施スケジュールから一週間程度の前倒しで行っていただくと、所轄庁の実施準備に有益と思えます。（ただし、事前提出資料の期限も前倒しとなり、早期に提出依頼が必要となり、かつ対応可能が前提条件の上でと理解しています。）

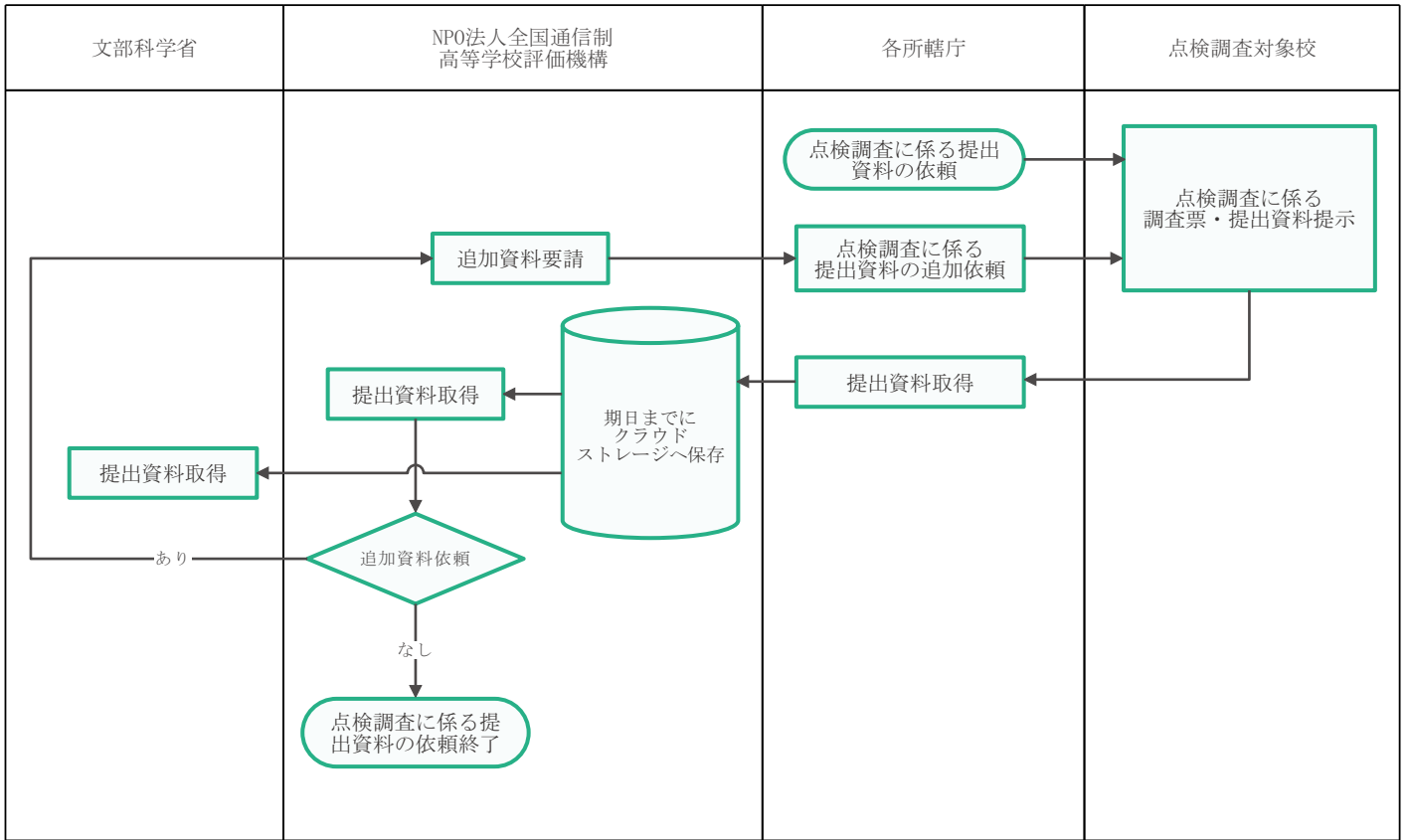
○平成30年度以降実施されているとお聞きした本調査事業のこれまでの結果共有をお願いします。（例／実施都道府県、実施校数、実施結果（指摘事項）など）

目 的
<p>点検調査事後アンケートは、点検調査を行った 11 所轄庁にアンケートを行い、今後、所轄庁が主体的に行う点検調査に資することを目的に実施した。</p>
<p>※アンケートの回答で、その他・意見がない場合は欄を省略している。</p>
分 析（再掲）
<p>設問 1・12 について ○メールや当機構が用意したクラウドストレージでは支障があった。メールやクラウドストレージの使用に関しては事前にすべての所轄庁が使用可能であることを確認すべきであった。</p> <p>設問 4・5 について ○資料提出の時期については、「適切」、「概ね適切」の回答が多いものの、所轄庁によっては担当者の業務繁忙期に当たったところもあったので、事情を勘案した対応など連絡調整を密にする必要がある。</p> <p>設問 7・8 について ○点検調査対象資料一覧については、提出資料の必須・重要度を勘案し精選していく必要がある。特に学校設置会社の経営状況に関する資料の提出については、すでに所轄庁に提出されているものがあれば、その資料で代替できるか検討すべきである。</p> <p>設問 9・10 について ○高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票の項目の必要・不必要については、特段の意見等はなかったが、所轄庁担当者がより使用しやすく、また調査対象校が回答しやすい様式に工夫や改善をしていく必要がある。</p> <p>設問 13・14 について ○オンラインによる打合せや点検調査事前打合せについて、「有効であった」との回答を頂いた。今後は ICT 等を活用し更に綿密な打合せができるような体制の構築が必要である。</p> <p>設問 16・17・18 について ○指導・助言については、外部有識者の同行・助言は今後も必要であると考えているが、所轄庁が主体的に点検調査を行うためには、担当者への事前の研修等を検討すべきである。また、地域で通信制高等学校の教育内容に知見のある人材を求め、研修を行った後点検調査に同行してもらうことも検討すべきである。</p>

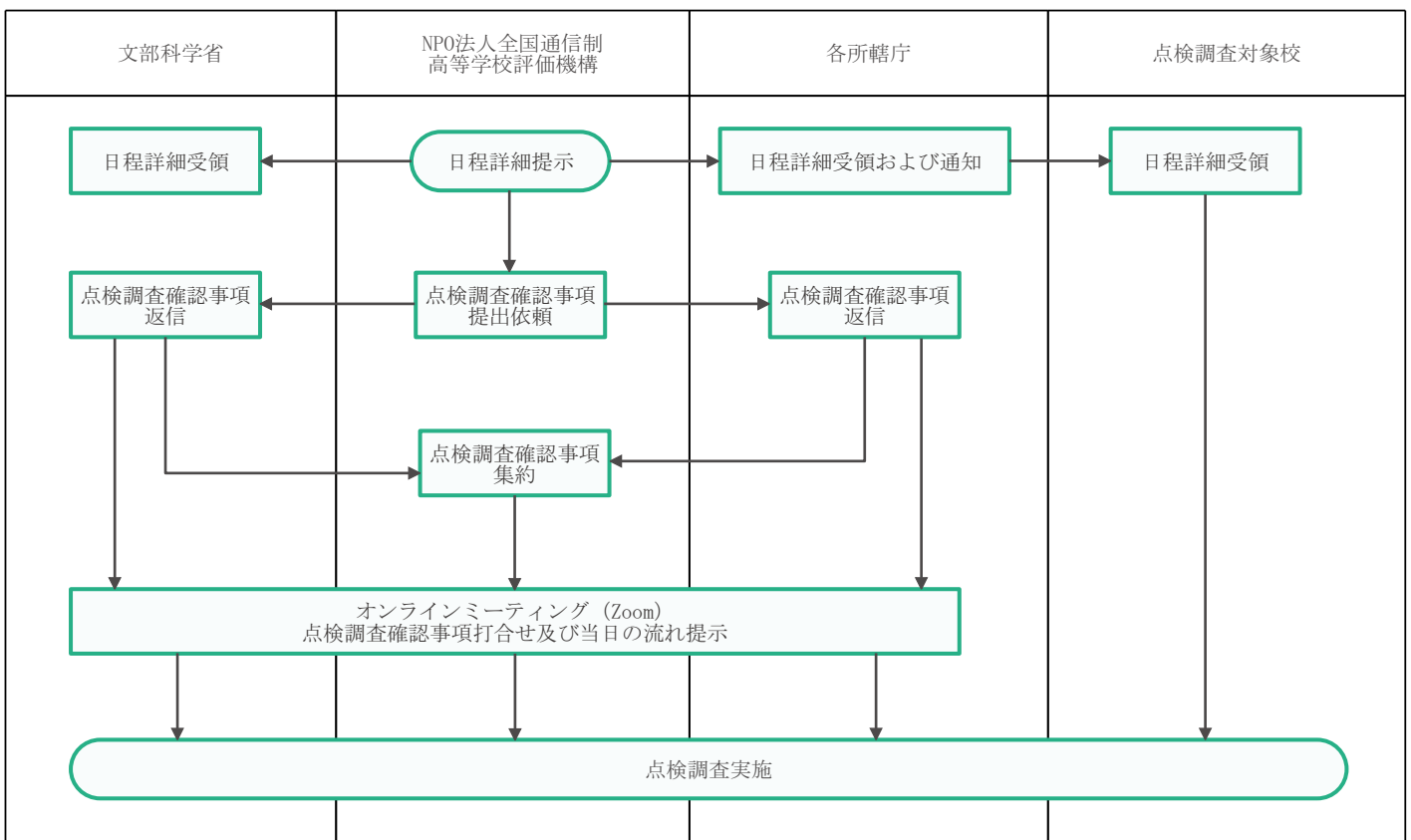
(資料1-8 ワークフロー図)



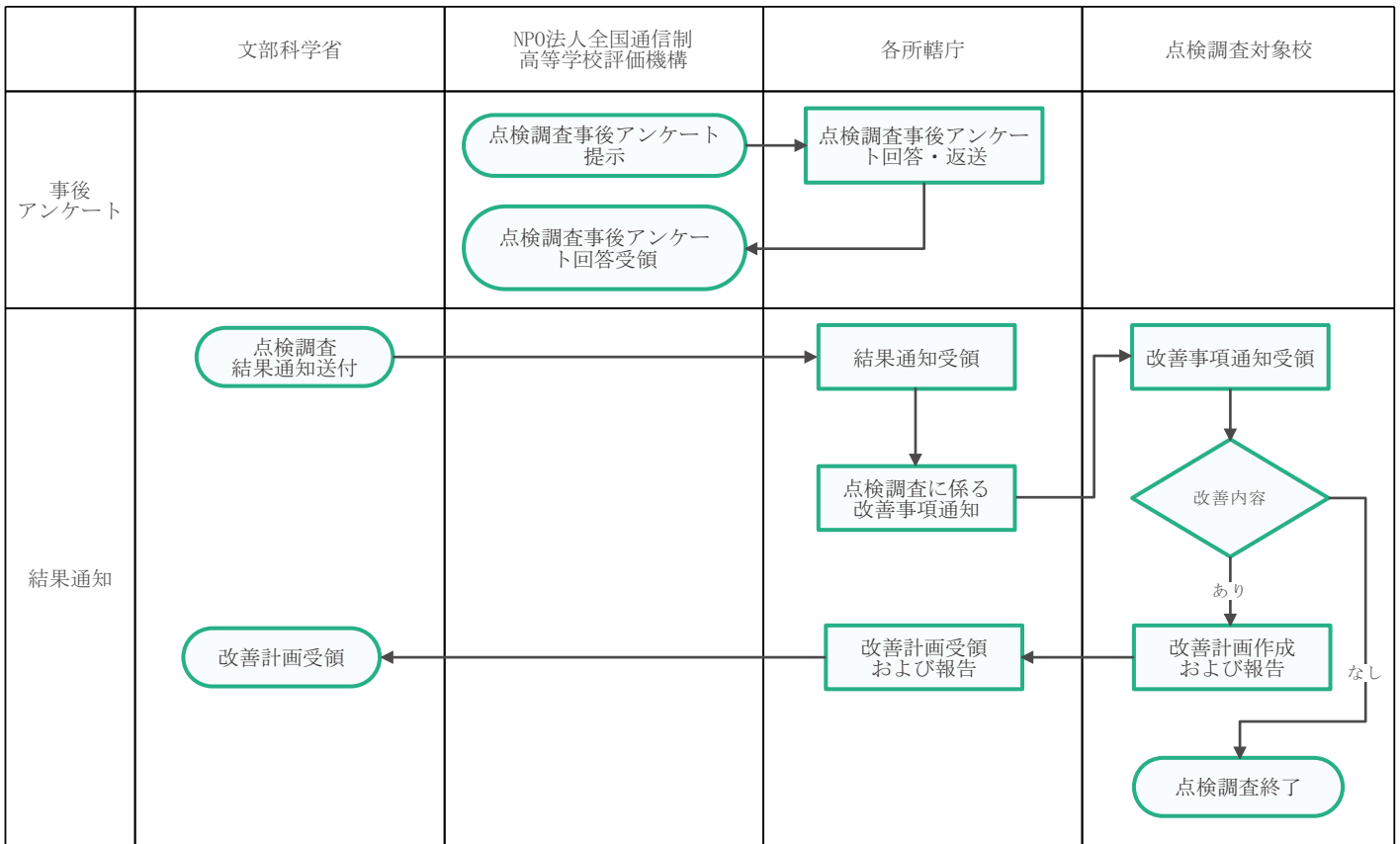
点検調査に係る書面調査	NPO法人全国通信制高等学校評価機構
	2022年12月作成



確認事項三者打合せ・現地点検調査	NPO法人全国通信制高等学校評価機構
	2022年12月作成



点検調査事後処理	NPO法人全国通信制高等学校評価機構
	2022年12月作成



学校名 ()

高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票(改訂版)

- ・ 回答欄の該当するものに☑を入れてください。
- ・ 回答の根拠となる資料を別紙1の中の事前に提出していただく資料から選択し、「資料番号」欄に当該資料の番号を入力してください。
- ・ 事前に提出していただく資料に無い資料を回答の根拠とする場合には、別紙1に記載の方法により資料を追加の上、当該資料に付した番号を入力してください。
- ・ 回答内容の補足がある場合には、回答に係る補足説明欄に自由に記載してください。

ガイドライン記載事項 (R3.3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
1. 学校の管理運営に関する事項					
(1) 教職員の配置等					
① 実施校の設置者は、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「通信教育規程」という。)第2条に規定する添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を助けた指導及び試験について、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員により行うことができよう。教員配置を行うとともに、多様な生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うことができよう。教員配置の充実を図ること。	【1】添削指導等にあたる教員が各教科の免許状を有しているか 【2】免許外教科担任の許可を受けているか。受けている場合、その教科・科目は何か。 【教員免許法別第2項】	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 一部有していない <input type="checkbox"/> 有していない <input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない 【教科・科目】			
② 不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めること。	【3】不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒一人一人の事情に寄り添ったきめ細かな指導を行うために、養護教諭等の配置が行われているか。 【高等学校設置基準第九条(養護教諭等)】	<input type="checkbox"/> 養護教諭 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> スクールソーシャルワーカー			
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的知識・経験等を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	【4】特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえた支援体制を整えているか。 【5】特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施	<input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する校内委員会の設置 <input type="checkbox"/> 特別支援教育コーディネーターの指名 <input type="checkbox"/> 特別支援教育に関する専門的知識・経験を有する教員等の配置 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用 <input type="checkbox"/> 教員の専門性向上のための研修の実施			
④ 進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。	【5】進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置しているか。 【6】実施校において、進路担当教員との定期的な面談、ハローワークとの連携等の生徒の進学支援や就労支援、キャリア形成に資する取組を行っているか。	<input type="checkbox"/> 進学・就職支援を担当する教職員 <input type="checkbox"/> キャリアカウンセラー <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
⑤ 実施校の設置者は、事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。	【7】学校運営に必要な事務職員を配置しているか。 【高等学校通信教育規程第六条】	【人数】			
(2) 施設及び設備の整備等					
① 高等学校の教育を行う上で適切な環境に位置すること。	【8】実施校の周辺に、風俗法第2条に規定される風俗営業を営む施設が立地していないか。(例えば、雀荘、パチンコ屋、風俗施設等)	<input type="checkbox"/> 立地している <input type="checkbox"/> 立地していない	-		
② 実施校の校舎面積は、原則として通信教育規程第8条に定める面積(1200平方メートル)以上とすること。	【9】実施校の校舎面積を1,200平方メートル以上確保しているか。 【高等学校通信教育規程第八条】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保していない場合の理由】			
③ 実施校の施設及び設備は、通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設(教室(普通教室、特別教室等)、図書室、職員室、専門教育を施すための施設)のほか、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための施設及び設備を備え、保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。また、これらが持つ本来の機能が十分発揮されるような環境づくりに努めること。	【10】通信教育規程第9条に規定する校舎に備えるべき施設を備えているか。	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】			
	【11】実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のために、理科室等の施設及び設備を備えているか。 【高等学校通信教育規程第九条第1項第一号、第十条】	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていない場合の理由】			
	【12】保健体育の面接指導に必要な運動場等を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない 【確保していない場合の理由】			
(3) 通信教育連携協力施設の設置等					
① 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設(通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。)として、面接指導等実施施設(通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。)、学習等支援施設(通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設けることができること。	-	-	-		
② 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができる。具体的に、「特別な事情」がある場合としては、例えば、生徒の進学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。また、面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用し、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務を行う場合には、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員に実施させることなど、実施校の身分を有する教職員が責任を持って行うこととする。	【13】設置する面接指導等実施施設は、どのようなものか。また、面接指導等実施施設として、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設を使用している場合、「特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合」とはどのようなものか。 【高等学校通信教育規程第三条第2項】	<input type="checkbox"/> 分校 <input type="checkbox"/> 協力校 <input type="checkbox"/> 技能教育施設 <input type="checkbox"/> 他の学校等の施設(大学、専修学校等) 【特別な事情があり、かつ、教育上支障がない場合】			
③ 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその実質を勘案し、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。	【14】面接指導等実施施設として他の学校又は施設を使用して、添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握や確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務を行う場合には、それを担当する教職員は実施校の身分を有しているか。 【15】面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準と同程度のものであるか。	<input type="checkbox"/> 有している <input type="checkbox"/> 有していない <input type="checkbox"/> 第5条(教諭等の数) <input type="checkbox"/> 第6条(事務職員の数) <input type="checkbox"/> 第7条(施設及び設備の一般的基準) <input type="checkbox"/> 第8条(校舎の面積) <input type="checkbox"/> 第9条(校舎に備えるべき施設) <input type="checkbox"/> 第10条(役員及び教員)			

ガイドライン記載事項 (R3, 3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
④ 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならぬ。 【高等学校通信教育規程第十條の二第2項】	【16】学習等支援施設の施設及び設備が、教育上及び安全上支障がないものであると判断する基準を設けているか。	<input type="checkbox"/> 設けている <input type="checkbox"/> 設けていない			
⑤ 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事等が定める高等学校通信課程の設置認可基準（当該基準が定められていないときは公表されていないときは除く。）を参照して上記③及び④の基準に適合することの確認を行わなければならないこと。	【17】通信教育連携協力施設を設ける場合に、当該通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、確認を行っているか。 【18】通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在する場合、その所在地の都道府県知事等が定める高等学校通信課程の設置認可基準（当該基準が定められていないときは公表されていないときは除く。）を参照して上記③及び④の基準に適合することの確認を行っているか。【高等学校通信教育規程第十條の二第3項】	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
⑥ 通信教育規程第10條の2第3項に定める通信教育連携協力施設を設ける場合は、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うものとする。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4條第2項に規定する通信教育連携協力施設との定義を変更しよる場合においても、同時に確認を行うものとする。	【19】通信教育連携協力施設を設けた後も、上記③及び④の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【20】通信教育連携協力施設との定義を変更する場合において、当該施設が上記③及び④の基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行っているか。 【高等学校通信教育規程第四條第2項】（学校教育法施行規則第五條第1項第三号）	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		
⑦ 私立の実施校の設置者においては、上記⑤の確認を行うに当たって、上記③及び④を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体を含む。以下同じ。）が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が確保されていること、また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができる。適切に保存及び管理すること。	【21】実施校の設置者は、上記⑤の確認を行うに当たって、上記③及び④を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が確保されていることの確認を行っているか。 【22】具体的な確認内容及び確認結果について、文書等により適切に保存及び管理を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		
⑧ 面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、例えば、保健体育等での観察・実験や実習等が十分に実施できるための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等が確保されていること。	【23】面接指導等実施施設において、面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施できるための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等が確保されているか。 【学習指導要領解説5 確保制の課程における教育課程の特例】【学習指導要領第1章総則第2教5】	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されている <input type="checkbox"/> 確保されていない			
⑨ 通信教育連携協力施設が教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	【24】通信教育連携協力施設において、保健室やそれに代わる施設を整備しているか。 【25】通信教育連携協力施設において、養護教諭等を配置しているか。	<input type="checkbox"/> 整備している <input type="checkbox"/> 一部整備している <input type="checkbox"/> 整備していない <input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない			
（4）通信教育連携協力施設との適切な連携関係の確保等					
① 通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的な訪問するなど、適切な連携関係の確保に努めること。	【26】通信教育連携協力施設との連携協力について担当する教職員を配置しているか。 【27】通信教育連携協力施設に対する本校教職員の訪問や連携施設の職員を集める会議等を行っているか。	<input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		
② 当該施設の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合は、その連携協力内容について、当該施設との設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	【28】通信教育連携協力施設との連携協力内容について、あらかじめ文書による取り決めを行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 一部の施設と行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
③ 添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務（以下「添削指導等」という。）は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員と実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させること、実施校の教職員が行うこと。 （注釈1）実施校の校長の監督権が及ばない通信教育連携協力施設の職員に添削指導等を行わせることが不適切であるとして、協力校についても、実施校の校長の監督権が及ばない協力校の教職員に、実施校の教職員に代わって添削指導等を実施させることはできない。また、指定技能教育施設についても、実施校の校長の監督権が及ばない指定技能教育施設の職員に、実施校が行う高等学校通信教育に関する添削指導等を実施することはできない。	【29】添削指導等は、全て実施校の教職員（1.（4）④に基き通信教育連携協力施設の職員に実施校の教員としての身分を付与している場合を含む。以下同じ。）により行われること。（実施校の教職員により行われるものにも対応する） 【30】添削指導等を行う通信教育連携協力施設の職員に対して、業務発令等により実施校の教員としての身分を付与しているか。	<input type="checkbox"/> 添削指導等 <input type="checkbox"/> 面接指導 <input type="checkbox"/> 多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導 <input type="checkbox"/> 試験 <input type="checkbox"/> 生徒の履修状況の把握・確認 <input type="checkbox"/> その他生徒の成績評価や単位認定等に関する業務 <input type="checkbox"/> 添削指導等を行う全ての職員に付与している <input type="checkbox"/> 添削指導等を行う職員の一部に付与している <input type="checkbox"/> 付与していない <input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない			
④ 通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置し、通信教育連携協力施設勤務する各教科の教員免許を有する職員に対して、業務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせる場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が一体とららることを担保するための適切な措置を講ずること。 具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定め、実施校の方針に従って教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。 （注釈2）添削指導等については、実施校の設置者が通信教育連携協力施設の職員に対して給与を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、この場合は、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実際に即して判断すべきものであることに留意することが必要である。	【31】通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容が契約書や委嘱状その他の書面により明確に定められているか。 【32】通信教育連携協力施設において実施校の方針に従って教育活動が行われるようマニュアルを整備しているか。 【33】通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を配置しているか。	<input type="checkbox"/> 整備している <input type="checkbox"/> 整備していない <input type="checkbox"/> 配置している <input type="checkbox"/> 配置していない			
⑤ 生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校卒業するための必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切な説明が行われるようにすること。 （注釈3）本ガイドラインは、実施校において、高等学校通信教育の質の確保・向上のために留意すべき事項を定めるものであり、通信教育連携協力施設が独自に行う活動等について直接規定するものではないが、多くの通信教育連携協力施設において実施校の生徒募集等が行われている実態があることを実施校自身が認識していることや、実施校は、文書による取り決め等により通信教育連携協力施設との適切な連携関係の確保に努めることが求められることと鑑みれば、実施校の責任として、生徒・保護者に対して不適切な説明が行われないようにすることが必要である。	【34】生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明しているか。 【35】生徒・保護者から、通信教育連携協力施設が高等学校の施設であると認識していたといった問合せがないか。 【36】通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必要となるかのような説明を行っているか。 【37】授業料等について、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と連携施設が独自に行う活動に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明をしているか。	<input type="checkbox"/> 説明している <input type="checkbox"/> 説明していない <input type="checkbox"/> 問合せがある <input type="checkbox"/> 問合せがない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 説明している <input type="checkbox"/> 説明していない	-		
⑥ 通信教育連携協力施設において、実施校の名称の掲げられた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないよう留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校と連携等の関係にある施設であって、実施校の施設ではないことが明確なるようにすること。	【38】通信教育連携協力施設の看板について、当該施設が実施校であるかのような誤解を招く様態になっていないか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			

ガイドライン記載事項 (R3, 3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
(5) 学校評価					
① 教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	[39]自己評価の実施及び公表を行っているか。 【学校教育法施行規則第百四十四条(第六十六条の準用)】 【学校評価ガイドライン】	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
	[40]関係者評価の実施及び公表を行っているか。 【学校教育法施行規則第百四十四条(第六十七条の準用)】 【学校評価ガイドライン】	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
② 通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に関する状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	[41]通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、自己評価の実施及び公表を行っているか。 [42]通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力について、関係者評価の実施及び公表を行っているか。	[41] <input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない [42] <input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
③ 上記①及び②の評価を行うに当たっては、「学校評価ガイドライン(平成28年改訂)」(平成28年3月22日、文部科学省作成)等を踏まえ、実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とする。	[43]上記①及び②の評価を少なくとも1年度間に1回は行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		
④ 上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。	[44]上記①及び②の評価を行った場合にその結果を実施校の設置者に報告しているか。	<input type="checkbox"/> 報告している <input type="checkbox"/> 報告していない	-		
⑤ 外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることを期待されることであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価を活用することが考えられるものであること。	[45]主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価の実施及び公表を行っているか。	<input type="checkbox"/> 実施し、公表している <input type="checkbox"/> 実施しているが、公表していない <input type="checkbox"/> 実施していない	-		
(6) 情報公開					
① 実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報(以下(d)から(i)までに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。)を公表すること。 (a) 学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 (b) 通信教育を行う区域に関すること。 (c) 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 (d) 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 (e) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること(入学者の数、在籍する生徒の数、退学者又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学者及び就職者の状況を含む。)。 (f) 通信教育実施計画(通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。)に関すること。 (g) 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 (h) 授業料、入学科その他の費用徴収に関すること。 (i) 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	[46]左記の情報を公表しているか。(公表しているものにのみ)を付す。 <input type="checkbox"/> 公表している学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 <input type="checkbox"/> 通信教育を行う区域に関すること。 <input type="checkbox"/> 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。 <input type="checkbox"/> 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。 <input type="checkbox"/> 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること(入学者の数、在籍する生徒の数、退学者又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学者及び就職者の状況を含む。)。 <input type="checkbox"/> 通信教育実施計画(通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画をいう。以下同じ。)に関すること。 <input type="checkbox"/> 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。 <input type="checkbox"/> 授業料、入学科その他の費用徴収に関すること。 <input type="checkbox"/> 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。	-			
② 上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信すると、分かりやすく周知することができると工夫して公表するものとする。	[47]情報の公表に当たって、どのような媒体によって公表しているか。	<input type="checkbox"/> 学校ホームページ <input type="checkbox"/> 印刷物 【その他】	-		
(7) その他					
① 編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中で編入学・編入学を受け入れる際には、前編校における学習状況を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。					
② 高等学校入学選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようすること。					
③ 実施校において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第111号)第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。	[48]実施校において法令上必要な表簿等を備えているか。備えていない場合、それは何か。 【学校教育法施行規則第二八条第一項各号】 【学校保健安全法】 【学校いじめ防止基本方針】	<input type="checkbox"/> 備えている <input type="checkbox"/> 備えていない 【備えていないもの】	-		
	[49]法令上定められた保存期間分の表簿を保存しているか。	<input type="checkbox"/> 保存している <input type="checkbox"/> 保存していない	-		
	[50]実施校において、生徒の連絡先等の基本的な情報や、添削指導の提出状況、面接指導の受講状況や試験結果等、生徒の学修状況に関する情報を管理しているか。(サポート施設等に問い合わせないこと等)	<input type="checkbox"/> 管理している <input type="checkbox"/> 管理していない	-		
	[51]生徒の個人情報の保護のため、セキュリティポリシーの策定しているか。	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない	-		
④ 高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないこととはより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨励給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。 (注釈4) 例えば、高等学校等就学支援金については、支給資格や支給額その他申請上の留意点等について、奨学金については申込資格・基準や返済義務等について、また、教育ローンやクレジット契約については返済内容その他消費者保護のために必要な事項等について、適切かつ明確な説明を行うことが必要である。	[52]授業料や高等学校等就学支援金、奨学金、教育ローンやクレジット契約等の取扱いについて、生徒・保護者に誤認させようとならないよう、適切かつ明確に説明を行っているか。	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		

ガイドライン記載事項 (R3, 3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
2. 教育課程に関する事項					
(1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価					
① 通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法、高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号、以下「指導要領」という。）等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。	—	—			
② 教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（以下「各教科・科目等」という。）のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の方法、使用教材（教材用図書等）、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。	<p>【53】各教科・科目等について、指導目標、指導内容、指導の順序、指導の方法、使用教材、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成しているか。</p> <p>【54】指導計画に記載されている項目はどのようなものがあるか。</p>	<input type="checkbox"/> 全ての教科・科目等について作成している <input type="checkbox"/> 作成していない教科・科目等がある <input type="checkbox"/> 作成していない <input type="checkbox"/> 指導目標 <input type="checkbox"/> 指導内容 <input type="checkbox"/> 指導の順序 <input type="checkbox"/> 指導方法 <input type="checkbox"/> 使用教材 <input type="checkbox"/> 指導の時間配当 <input type="checkbox"/> 学習成果の評価 <input type="checkbox"/> 単位認定の基準 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
③ 通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。 (a) 通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。 (b) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。 (c) 通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。	<p>【55】通信教育実施計画を作成しているか。 【高等学校通信教育規程第4条の三】</p>	<input type="checkbox"/> 作成している <input type="checkbox"/> 作成していない			
④ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱う単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載すると、容易に理解できるよう工夫して記載するものとする。	—	—			
⑤ 通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設との連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等の実施日及び異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等を容易に理解できるよう記載し、明示するものとする。	—	—			
⑥ 通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる進学コース）とは明確に区別されるものであり、浑然一体となつて記載されないこととする。	<p>【56】通信教育実施計画の記載内容において、高等学校として実施する高等学校通信教育と正規の教育課程ではない教育活動について明確に区別した記載となっているか。</p>	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
⑦ 通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するものとする。通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開するものとする。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられること。	<p>【57】通信教育実施計画をあらかじめ生徒に対して明示し、広く一般に公開しているか。</p> <p>【58】公開している場合、どのような方法で公開しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 公開している <input type="checkbox"/> 公開していない <input type="checkbox"/> 学校ホームページ <input type="checkbox"/> 刊行物 <input type="checkbox"/> その他	—		
⑧ 学習評価に当たっては、「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要領の改善等について」（平成31年3月29日文科科学省初等中等教育局長通知）に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等の個別の特性を勘案して、具体的な評価規程を設定するなど評価の在り方を工夫すること。	<p>【59】H31.3.29通知を踏まえた具体的な評価基準を設定しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない			
⑨ 単位修得の認定は、教員が行う平常の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること。	—	—			
⑩ 指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている（学校教育法第30条第2項等）ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること。	—	—			
⑪ 集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること。	<p>【60】特別活動について、年間指導計画に基づき、卒業までに30単位時間以上指導しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 30単位時間以上 <input type="checkbox"/> 30単位時間未満			
(2) 添削指導及びその評価					
① 添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性やつまづきを的確に捉えて指導すること。	—	—			
② 添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	<p>【61】各教科・科目等の添削指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。</p>	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
③ 指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえ、各教科・科目等における添削指導の回数を十分確保すること。	<p>【62】各教科・科目において、指導要領で定めている添削指導の回数を確保しているか。確保できていない場合、その教科・科目等は何か。 【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】</p>	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない <input type="checkbox"/> 【確保できていない教科・科目等】			
④ マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切であること。	<p>【63】添削課題の回答形式について、マークシート形式のように機械的に採点ができるようなものであったり、択一式の問題が大半を占めるような形式となっていないか。</p>	<input type="checkbox"/> なっていない <input type="checkbox"/> 一部の教科・科目等となっている <input type="checkbox"/> すべての教科・科目等となっている			
⑤ 添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前までに添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりすることなどがないよう、年間指導計画及び通信教育実施計画に基づき、計画的に実施すること。	<p>【64】年度末や試験前までに添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行っていないか。</p> <p>【65】添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施していないか。</p>	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
⑥ 添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の学習の内容等を踏まえた解説や記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や学習内容を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。	<p>【66】添削指導に当たって、正誤のみの記載や簡易的なコメントのみせず、各生徒の正誤の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や学習内容を進めていく上でのアドバイス等を記載できているか。</p>	<input type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> できていない			
⑦ 生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。	<p>【67】生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えているか。整えている場合、それどのようなものか。</p>	<input type="checkbox"/> 整えている <input type="checkbox"/> 整えていない <input type="checkbox"/> 【整えている場合】	—		

ガイドライン記載事項 (R3, 3一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
(3) 面接指導及びその評価					
① 面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。	—	—	—	—	—
② 面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【68】各教科・科目等の面接指導及びその評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
③ 指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に適用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位時間に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。	【69】各教科・科目における面接指導の単位時間数が指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて確保されているか。確保されていない場合、その教科・科目は何か。 【高等学校学芸指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】			
	【70】面接指導を実施するに当たって、1単位時間を弾力化しているか(例えば、40分として行っている等)	<input type="checkbox"/> 弾力化している <input type="checkbox"/> 弾力化していない			
	【71】1単位時間を弾力化する場合、標準単位時間をもとに計算された単位時間に見合う面接指導の時間数が確保されているか。	<input type="checkbox"/> 確保されている <input type="checkbox"/> 一部確保されていない <input type="checkbox"/> 確保されていない 【確保されていない教科・科目】			
④ 面接指導においては、全日制・定時制課程の「授業」は異なり、それまでの添削指導等を通じて明らかにならないうちの生徒のうち学習上の課題を十分考慮しながら、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒の学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的・体系的に指導するものであって、個に応じた指導の徹底を図るものとする。	【72】一定の時期に面接指導を集中的に行う(いわゆる「集中スクーリング」)ことなどによって、年度の前半に全ての面接指導を終えるような運用や試験を終えた後に面接指導を行うような運用となっていないか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
	【73】集中スクーリングを実施している場合、生徒に対して、年間を通して実施校の教員から指導を受ける機会を確保するための方策をとっているか。	<input type="checkbox"/> とっている <input type="checkbox"/> とっていない			
⑤ 面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目等の特質に応じた適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くも40人を超えない範囲内で設定すること。	【74】面接指導や集中スクーリング時において、同時に面接指導を受ける生徒数は、40人を超えない範囲内となっているか。	<input type="checkbox"/> 40人以内となっている <input type="checkbox"/> 40人を超えている			
⑥ 面接指導は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多量に見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施するものとする。	—	—	—	—	—
⑦ 正規の教育課程ではない教育活動(いわゆる通学コース)と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。	【75】年間指導計画等(連携施設指導計画含む。)において、正規の教育課程ではない教育活動(いわゆる通学コース)と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されているか。	<input type="checkbox"/> 区別している <input type="checkbox"/> 区別していない			
⑧ 宿舎等を持って特定時期に集中的に行う面接指導(いわゆる集中スクーリング)の実施を計画する場合には、生徒及び教員の健康面や指導面での効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとし、多くも1日当たり8単位時間までを目安に設定し、また、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定め、なお、オンライン等による面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教員の健康面には十分に配慮すること。	【76】集中スクーリングを実施する場合、1日当たりの面接指導時間数はどれくらいか。	<input type="checkbox"/> 8単位時間まで <input type="checkbox"/> 8単位時間を超える時間数			
(4) 多様なメディアを利用した指導及びその評価					
① ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	【77】ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディア利用による指導及び評価を行う全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない			
② 多様なメディアを利用した学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。	—	—	—	—	—
③ 多様なメディアを利用した学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下「面接指導等時間数」という。)の一部を免除することができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。	【78】面接指導等時間数の一部を免除する場合、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるものであるかという点と一部を免除を行う教科・科目等の担当教員が確認しているか。	<input type="checkbox"/> 確認している <input type="checkbox"/> 確認していない			
④ ①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができる。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の8を超えることができないこと、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、例えば、「病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合」、「しこめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合」、「仕事に従事している、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整が難しい場合」や、「実施校自身が生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合」等が想定されること。【高等学校学芸指導要領第1章総則第2款5】	【79】面接指導等時間数を(生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合)を判断せずに、機械的に10分の8まで免除していないか。 【80】面接指導等時間数を最大10分の8まで免除できる生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合の「基準を予め定めているか。」	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない			
⑤ 生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるよう報告課題等の作成を求めるとすること。	【81】報告課題等の様式について、観点別学習状況の評価ができるようなものとなっているか。	<input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> なっていない			
⑥ 生徒の面接指導等時間数を免除する場合、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除するという運用は不適切であること。 (注釈5) 面接指導への出席等により面接指導等時間数が不足するおそれのある生徒に対し、多様なメディアを利用して行う学習により面接指導等時間数の免除を行うことは、平素から個々の生徒の面接指導の状況を把握し、多様なメディアを利用して行う学習が計画的、継続的に取り入れられるよう留意が必要であること。	【82】面接指導の時間数を免除するにあたり、多様なメディアを利用して生徒が行った学習の時間数と、同程度又はそれ以上の時間数を免除していないか。	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない			
(5) 試験及びその評価					
① 試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあわせて、単位を認定するために個々の生徒の学習状況を測るための手段として重要な役割を担うものであり、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付け、その内容及び時期を適切に定めることとする。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなど適切なことである。	【83】試験時間について、1科目20分で実施するといったように極端に短い試験時間を設定していないか。 【84】試験の実施時期について、学期の前半に実施したり、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施するといった運用を行っていないか。	<input type="checkbox"/> 設定している <input type="checkbox"/> 設定していない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない			
② 試験の実施に当たっては、各教科・科目等の特質を踏まえて、自由な成果物の提出により試験の替わりとして、試験問題が毎年同じであったりなどの不適切な試験が実施されないよう、留意すること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。	【85】自由な成果物の提出により試験の替わりとしている教科・科目がないか。 【86】試験問題は毎年問題を変えて出題しているか。 【87】試験を自宅試験の方法で実施しているか。 【88】コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施しているか。 【89】オンラインでの試験等を実施している場合、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築しているか。構築している場合、それどのような仕組みか。	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> 変えている <input type="checkbox"/> 変えていない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 構築している <input type="checkbox"/> 構築していない 【仕組み】			
③ 試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこととする。	【90】試験は実施校の教職員の監督下で適切に実施しているか。 【91】採点基準の作成及び評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる各教科の教員免許状を取得しているか。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない			

ガイドライン記載事項 (R3、3 一部改訂)	調査内容	回答	資料番号	回答に係る補足説明欄	所轄庁が確認したい事項
(6) 学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施					
① 学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するよう運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われていないまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。	[92] 学校設定教科・科目の添削指導・面接指導及びその評価を行う実施校の全ての教員は、必要とされる教員免許状を取得しているか。 [93] 学校設定教科・科目の添削指導及び面接指導の回数は、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 取得している <input type="checkbox"/> 取得していない教員がいる <input type="checkbox"/> 取得していない <input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
② 総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	[94] 総合的な探究の時間の添削指導の回数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえ、1単位につき1回以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
③ 総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	[95] 総合的な探究の時間の面接指導の単位時間数は、総合的な探究の時間の目標等を踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保しているか。【高等学校学習指導要領第1章総則第2款5】 [96] 総合的な探究の時間の面接指導の実施に当たって、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れているか。 [97] 総合的な探究の時間の面接指導時間数を多様なメディアを利用して行う学習により一部免除していないか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない <input type="checkbox"/> 取り入れている <input type="checkbox"/> 取り入れていない <input type="checkbox"/> 免除している <input type="checkbox"/> 免除していない			
(7) その他					
① 添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること。	[98] 実施校の本務教員及び兼務教員に対する添削指導等に係る研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/> 確保している <input type="checkbox"/> 確保していない			
② 学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。 〔注釈6〕 1科目も履修していないいわゆる「非活動生徒」については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を持つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	[99] 添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒をそれぞれ把握しているか。 [100] 添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対して、生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じて適切な指導又は支援を行っているか。	<input type="checkbox"/> 把握している <input type="checkbox"/> 把握していない <input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> 行っていない	-		
③ 特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	-	-	-		
④ 教育支援や生徒指導、進路指導等は、正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる進学コース）の受講の有無にかかわらず、学校として在籍する全ての生徒に対して、当然に行うべきものであること。	[101] 正規の教育課程ではない教育活動（いわゆる進学コース）を受講していない場合、受講している生徒と比べて教育支援や生徒指導、進路指導において差がないか。	<input type="checkbox"/> 差がある <input type="checkbox"/> 差がない	-		

(資料1-9-2 入学者、退学者、卒業生数(施設別))

(点検調査対象資料一覧 資料番号 1番 様式1)

〇〇年度・〇〇年度 入学者、退学者、卒業生数(施設別)

学校名 高等学校

〇〇年5月1日現在

本校、連携施設名	在籍者数		4月入学	転編入学	転出	退学	前年度卒業生	
	男	女	男女	男女	男女	男女	男	女
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

〇〇年5月1日現在

本校、連携施設名	在籍者数		4月入学	転編入学	転出	退学	前年度卒業生	
	男	女	男女	男女	男女	男女	男	女
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料1-9-3 高等学校通信教育規程第10条第2項第3号に係る調査票)

(点検調査対象資料一覧 資料番号11 様式2)

高等学校通信教育規程第10条第2項第3号に係る調査票

学校名

高等学校

通信教育連携協力施設名

※ 所轄庁基準：実施校が設置認可を受けている所轄庁をいう。

※ 通信教育連携協力施設 認可庁基準：実施校が圏外にある施設と連携している場合、その施設がある所在地の所轄庁をいう。

※ 備考には「基準を満たさない場合の理由」等を記入してください。

1 教諭の数等

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第五条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数(新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数)を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p> <p>2 前項の教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもつてこれに代えることができる。</p> <p>3 実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</p>						

2 事務職員の数

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第六条 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</p>						

3 施設及び設備の一般的基準

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第七条 実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものではない。</p>						

4 校舎の面積

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第八条 通信制の課程のみを置く高等学校(以下「独立校」という。)の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りではない。</p>						

5 校舎に備えるべき施設

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第九条 実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。</p> <p>一 教室(普通教室、特別教室等とする。)</p> <p>二 図書室、保健室</p> <p>三 職員室</p> <p>2 前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。</p>						
<p>第九条</p> <p>3 全日制の課程又は定時制の課程を併置する実施校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該各号に掲げる施設に相当する全日制の課程又は定時制の課程で行う教育の用に供する施設を兼用することができる。</p>						
<p>4 独立校における第一項第一号及び第二号に掲げる施設については、当該独立校と同一の敷地内又は当該独立校の敷地の隣接地に所在する他の学校等の当該各号に掲げる施設に相当する施設を兼用することができる。</p>						

6 校具及び教具

高等学校通信教育規程	所轄庁審査基準	通信教育連携協力施設認可庁基準	実施校(本校)の状況	通信教育連携協力施設の状況	通信教育連携協力施設の可否及び支障の有無	備考
<p>第十条 実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p> <p>2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。</p>						

(資料1-9-4 今年度及び前年度の開設科目及び履修した生徒数一覧)

(点検調査対象資料一覧 資料番号21番 様式3)

<〇〇〇〇年度 開設科目及び履修した生徒数一覧>

学校名

高等学校

学校・施設名 コース名		履修 単 位 数	〇〇高等学校 本校									〇〇高等学校 本校				〇〇センター				〇〇センター								
			〇〇コース									〇〇コース				〇〇コース				〇〇コース								
教科	在籍生徒数 (5月1日現在)	1年			2年			3年			総計	1年		2年		3年		総計	1年		2年		3年		総計			
		1組	2組	合計	1組	2組	合計	1組	2組	合計		1組	1組	1組	1組	1組	1組		1組	1組	1組	1組	1組	1組		1組		
国語	現代の国語																											
	言語文化																											
	国語総合																											
	国語表現																											
	現代文B																											
	古典B																											
地理歴史	地理総合																											
	歴史総合																											
	世界史B																											
	日本史B																											
	地理B																											
公民	公共																											
	政治・経済																											
数学	数学Ⅰ																											
	数学Ⅱ																											
	数学A																											
	数学B																											
理科	科学と人間生活																											
	化学基礎																											
	生物基礎																											
	地学基礎																											
	化学																											
	生物																											
	地学																											
途中 省略																												
家庭	家庭基礎																											
	家庭総合																											
情報	情報Ⅰ																											
	社会と情報																											
(専門教科)																												
(学校設定教科)																												
総合的な探究の時間	総合(1年生)																											
	総合(2年生)																											
	総合(3年生)																											
特別活動																												

〇〇〇〇年度 在籍生徒数 (5月1日現在)		
1年次	2年次	3年次
0	0	0
総計	0	

- ※ 科目名は貴校の開設科目名のみ記載してください。
- ※ (専門教科)、(学校設定教科)欄には貴校が開設している教科名を記載してください。
- ※ 学校設定科目は該当する教科の下段に記載し科目名の前に○をつけてください。

(資料 1-10 点検調査対象資料一覧 改訂版)

令和○年度点検調査対象資料一覧

注 1 : 特に指定が無い場合は、今年度の資料をご用意ください。

注 2 : 通信教育連携協力施設に係る資料は、面接指導等実施施設及び学習等支援施設に係るものを提出してください。

注 3 : 資料は記載ないが提出資料の趣旨を満たしていれば他の資料で代用しても結構です。

(その場合は何番の資料に該当するのかを明記してください)

注 4 : 資料については 今年度、前年度ともに 5 月 1 日付けのデータでお願いします。

1 事前に提出していただく資料(可能な限り PDF で送付してください)

※『1、(2)』等は、「高等学校通信教育の質の確保・向上のための調査票」の項目番号です。

※『1~41』の番号は、今回提出及び当日備えていただく資料の通し番号です。

○基本資料

1. 今年度及び前年度の在籍生徒数、入学者数(転編入含む。)、退学者数、卒業者数(全サテライト施設を含み、サテライト施設別に記載) (様式 1)
2. 学則(全文)
3. 組織図
4. 学校要覧
5. 生徒便覧(生徒必携、学習手帳など)
6. 校内規定(規定類集) 教務規程・進路指導・生徒指導等、その他)
7. 年間行事予定(計画変更した場合は変更後の行事予定。教職員用)
(今年度及び前年度)

1 学校管理運営に関する事項

(1) 教職員の配置等

8. 教員一覧表(今年度及び前年度)

(担当教科・科目および教員免許状の所有状況が記されたもの。兼務職員、サテライト施設で委嘱している教員を含む全教員分)

(2) 施設及び設備の整備等

9. 校舎図面

(3) 通信教育連携協力施設の設置等

10. 通信教育連携協力施設一覧及び施設別の所属生徒数一覧

11. 高等学校通信教育規程第 10 条第 2 項第 3 号の規定による確認内容及び確認結果がわかるもの(様式 2)

(通信教育連携協力施設の編制、施設及び設備) 第十条第二項

3 実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。)を参酌して当該確認を行わなければならない。

12. 面接指導等実施施設の校舎図面
 13. 通信教育連携協力施設との連携協力内容について取り決めた文書
 14. 通信教育連携協力施設における業務マニュアル（実施校が作成するなど、学校教育と関わる部分を含むもの。通信教育連携協力施設独自の活動に係る業務マニュアルは不要、所轄庁が指定した 2 施設）
- (4) 通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等
15. 通信教育連携協力施設のパフレット（教育活動、学納金等の説明を含む）
 16. 通信教育連携協力施設の看板の写真
- (7) その他
17. 入試要項（募集要項）
 18. 入学の手引（授業料や高等学校就学支援金に関するものを含む）
 19. 生徒募集パンフレット（学校案内）
- 2 教育課程に関する事項
- (1) 教育課程及びそれに基づく指導と評価
20. 各教科・科目の報告課題の添削指導サンプル（22 記載の全科目、正答率 50～70%程度のもを含む 3 人分の添削指導済みのもの）
例えば、1 年次生が 8 科目、2 年次生が 7 科目、3 年次生が 6 科目履修している場合

1 年次：3 名×履修科目数（8）＝24 枚	の提出	
2 年次：3 名×履修科目数（7）＝21 枚	の提出	
3 年次：3 名×履修科目数（6）＝18 枚	の提出	合計 63 枚の提出
 21. 今年度及び前年度の開設科目及び履修した生徒数一覧（全サテライト施設を含む）（様式 3）
 22. 各教科・科目の年間指導計画（特別活動、総合的な探究の時間全体計画を含む）（今年度、前年度）
 23. 使用教科書一覧
 24. 通信教育実施計画
- (2) 添削指導及びその評価
25. 各教科・科目の報告課題の添削指導サンプル（22 記載の全科目、正答率 50～70%程度のもを含む 3 人分の添削指導済みのもの）

1 年次：3 名×履修科目数（8）＝24 枚	の提出	
2 年次：3 名×履修科目数（7）＝21 枚	の提出	
3 年次：3 名×履修科目数（6）＝18 枚	の提出	合計 63 枚の提出
- (3) 面接指導及びその評価
26. 今年度及び前年度のスクーリング時間割（日時、教室、科目、生徒数、担当者が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。）
 27. 各教科・科目の面接指導案（22 記載の全科目）
- (4) 多様なメディアを利用した指導及びその評価
28. 多様なメディアを利用した学習に関する内規、生徒に示す報告書見本（書き方例）及び学習成果の確認方法が分かる資料等
（科目によって確認方法、様式が異なる場合は 22 記載の科目）

29. 多様なメディアを利用した学習を行った報告課題サンプル3人分
(22 記載の科目ごとに生徒が1年間提出したもの) ※ 25 の例示と同様の枚数
- (5) 試験及びその評価
30. 定期試験日程一覧
31. 今年度及び前年度の試験の時間割(日時、教室、科目、生徒数、担当者(試験監督)が分かるもの。面接指導等実施施設を含む。)
32. 各教科・科目の試験問題(22 記載の全科目)
33. 成績評価基準(22 記載の科目)
- (7) その他
34. 教職員の研修計画

2 訪問時に現地に備えていただく資料

35. 学校教育法施行規則第二十八条に定める表簿
- 【条文】学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。
- 一 学校に係のある法令
 - 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
 - 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに退院学級、担任の教科または科目及び時間表
 - 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
 - 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
 - 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
 - 七 往復文書処理簿
36. 免許状の写し、特別非常勤講師届出の写し、免許が教科担任の許可に関する文書(兼務職員を含めての全教員分)
37. 連携施設職員との契約書・委嘱状等
(所轄庁が指定した技能教育施設、他の学校等の2施設)
38. 消防計画
39. 危機等発生時対応要領(危機管理マニュアル)
40. 学校いじめ防止基本方針
41. 生徒異動簿(転・編・退学の分かる表簿)

令和〇年度点検調査対象資料（株立用追加資料）

●学校設置会社の経営状況に関する書類

（計算書類）

- ① 損益計算書（過去3年分）
- ② 貸借対照表（過去3年分）
- ③ キャッシュフロー計算書（過去3年分）
- ④ 個別注記表
- ⑤ 学校設置会社の株式の状況（株主資本変動計算書等）及び学校設置会社の社債の発行状況等
がわかる書類

（その他）

- ⑥ 事業報告書（直近1年分）
- ⑦ 附属明細書
- ⑧ 監査役の監査報告書
- ⑨ 法人税申告書（別表、勘定科目内訳書を含む。）
- ⑩ 学校設置会社の定款
- ⑪ 関連会社の系統図又は組織図等（資本関係や役員関係がわかるもの。）
- ⑫ 構造改革特別区域法第12条第7項に定める転学のある等その他必要な措置に関する具体的
な計画がわかるもの
- ⑬ ○○○○年度から本年度までの生徒数の推移

※ 生徒数については、各年度の5月現在の数字を想定していますが、学校として別の月で集計を行っている数字があれば、それでも構いません。また、年度によって、何月時点の生徒数であるかが異なる場合は、それが分かるようにしてください。

事 務 連 絡
令和 4 年 8 月 29 日

各都道府県私立高等学校事務担当課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた 御中
地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付

広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の
在り方に関する調査研究への協力依頼について

文部科学省では、今年度の委託事業として、「広域通信制高校における教育の質確保のための所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究」を行っており、受託者は NPO 法人全国通信制高等学校評価機構（以下「評価機構」という。）となっております。

各所轄庁におかれては、所轄する通信制高校に対する適切な指導監督の実施に努めていただいておりますが、広域通信制高校が圏域を超えて設置する通信教育連携協力施設について、当該施設が所在する都道府県において設置状況の把握が困難であるといった様々な課題があります。

そのため、本事業では、各所轄庁が策定する通信制課程に係る設置認可基準や、全国にある通信教育連携協力施設の一覧などの情報を各所轄庁が共有できるウェブサイトを構築します。今後、評価機構から各所轄庁に対して、これらの情報についての提供依頼がありますので、御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【本件連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL : 03-5253-4111（内線 3563,4679）

E-mail : koukou@mext.go.jp

(資料 2-2 訪問した所轄庁の主な意見)

(プラットフォームに期待する意見)

- ・データベースができ、他府県が認可した学校の施設が確認できるのはありがたい。
- ・PFについては、通信制高校の施設がこれだけ多様化している中、まずその内容を調べることができる仕組みが必要だと思っていたので、今回の文部科学省及び評価機構の取り組みについてはありがたい。
- ・通信制高校の教育活動の評価・点検については、認証機構さんの様な外部組織による検査を前提とした形が一番望ましいと考える。所轄庁は補助金等の検査を行い、教育活動は第三者の外部組織が行うとか。
- ・保護者から県下の通信制高等学校のサテライト施設について苦情や相談がある。しかし、どこが所轄庁か分からずに苦慮している。この度のプラットフォームの構築は有意義で役立つ。
- ・今後、このシステムのデータをどのように更新していくかが課題ではありますが、今回の学則記載の流れから施設の様子は所轄庁で把握できるようになったので、この内容からデータ更新については協力できることも多いと思う。

(プラットフォーム収容データに関する希望)

- ・PFが完成してもデータの更新の流れがどうなるか気になる。通信制高校の学則変更に伴い各施設の情報は集まるといっても紙ベースのデータを誰が入力するのか？
- ・狭域の通信制高校も2県まで募集区域を持つので、PFデータの中に狭域制が含まれるべきと思います。
- ・PFのデータには施設情報の他、教育（募集）区域、定員数の情報も掲載してほしい。
- ・プラットフォームに記載する内容項目について、収容定員だけでなく、5月1日現在の在籍数、また、海外に居住する生徒についても記載してほしい。
- ・プラットフォームの閲覧の仕方等について、IDとパスワードを使って、所轄庁のみが閲覧できるというので安心。
- ・所轄庁の関係者しか閲覧できないというので安心して情報を提供できる。
- ・このPFシステムは、所轄庁のみで使用するのではなく、各通信制高校やその他の学校など、必要とされる方に広く、一般解放すべきではないかと思えます。
- ・メールによる問い合わせについては、自治体名を伏せるなどの対応を取ってほしい。
- ・今回のPFの事業に関するデータ収集等の作業も、国への数々の報告必要事項と統合していただくような形で、同じ内容を重複した調査にならないようスリム化を前提に進めてほしい。

(法的裏付けを知りたいという意見)

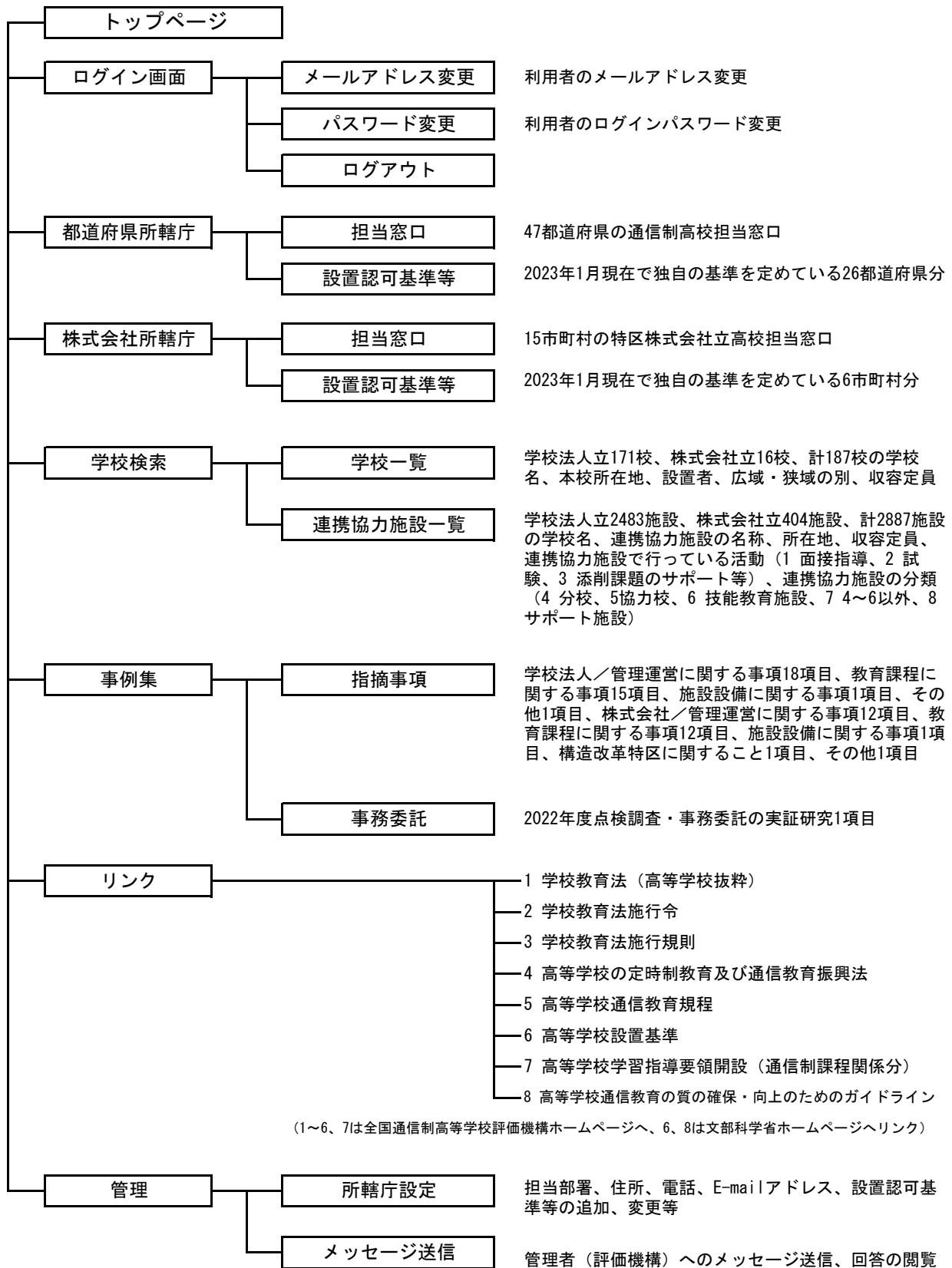
- ・他の都道府県に学校法人本部や本校があり、本県にサテライト施設があった場合、そのサテライト施設を管理管轄したり指導したりすることは法的にはできないので難しい。
- ・現法規上での限られた権限しかない中では、所轄庁が法人や学校を管理したり指導したりすることは、かなり難しいと受け止めている。法人や学校を管理、指導していくには「管理面・指導面の法的根拠」を明確に示してほしい。
- ・事務委任について、法的根拠や予算措置について説明してほしい。

(その他の意見)

- ・通信制高校に対しての訪問、検査の必要性があるのであれば、チェックリストの様な形で内容を定めて欲しい。
- ・広域通信制については、国で所管して頂くことが所轄庁の希望です。
- ・広域通信制高校については、国の所管にさせていただく流れが一番適切ではないかと思っています。
- ・本県で認可した通信制高校で、宣伝と実際との乖離が大きくて、戸惑いがある。

以上

全国私立通信制高等学校プラットフォーム サイトマップ



(資料2-4 委託契約書)

委 託 契 約 書

長崎県知事 大石 賢吾 (以下「甲」という。)と佐賀県知事 山口 祥義 (以下「乙」という。)は、次のとおり委託契約 (以下「本契約」という。)を締結する。

(基本合意)

第1条 甲は、乙に対し、甲が所轄する学校法人第二岩永学園 ころも未来高等学校 (以下「実施校」という。)が佐賀県内に設置する学校法人前田文化学院 夢未来高等学院佐賀校 (以下「連携施設」という。)が行う教育活動に係る調査について委託し、乙はこれを受託する。

委託する業務内容)

第2条 乙は、本契約において、以下の業務を行う。

- (1) 連携施設の施設及び設備等について、教育上及び安全上支障がないものであることの確認
- (2) 実施校と連携施設における連携協力内容の適切な実施についての確認
- (3) 連携施設の募集要項で規定している教育活動と実際に行っている教育活動の整合性の確認

2 乙は、前項各号に規定する業務 (以下「委託業務」という。)について、書面又は実地調査により行うものとする。

(期間)

第3条 乙は、委託業務について、本契約の締結日から令和5年3月31日までの期間で実施するものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、委託業務を第三者に委託してはならない。

(報告)

第5条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに甲に対して別紙様式第1号により報告を行うものとする。

2 乙は、甲に対して委託業務に係る結果について意見を付すことができる。

3 前項の場合において、甲は、乙からの意見を踏まえて実施校に指導又は助言を行うものとする。

秘密の保持等)

第6条 乙は、甲の承諾を得ずに、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密及び個人情報を第三者に提供してはならない。

(協議)

第7条 本契約に定めるもののほか、本契約に関して疑義が生じた場合又は定めのない事由が生じた場合には、甲乙協議の上解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ甲、乙各1通を保有するものとする。

令和4年11月22日

甲 長崎県長崎市尾上町3-1
長崎県知事 大石 賢吾

乙 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59
佐賀県知事 山口 祥義

(資料2-5 様式第1号)

調査報告書

令和 年 月 日

長崎県知事 大石賢吾 様

佐賀県知事 山口祥義

令和4年11月22日付けで締結した調査委託契約について、下記により報告いたします。

記

1. 調査概要 (実施日、実施体制、対象者、場所など)
2. 調査結果 (調査の内容など)
3. 意見等 (連携施設に関する意見など)

以上

令和4年度 文部科学省

「広域通信制高校における教育の質確保のための
所轄庁による指導監督の在り方に関する調査研究事業」委託事業

調査研究報告書

「広域通信制高校の所轄庁による点検調査の在り方の調査研究」

2023年3月14日

編集・発行 特定非営利活動法人

全国通信制高等学校評価機構

〒110-0015 東京都台東区東上野 4-13-3 服部ビル 2 階

印刷

株式会社 大熊整美堂

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里6-41-8

電話 03-6844-3561 ファックス 03-6844-3560